（別表第七）

列國海軍勢力比

摘要	既成艦							
艦種 ＼ 英國	英國	米國	日本	佛國	伊國	露國	獨國	英國
戰艦	一六	一八	六	九	五	五	八	—
巡洋戰艦	四	—	四	—	—	—	—	—
巡洋艦	四九	三二	三五	一六	一三	六	八	一三
敷設艦	一	—	三	—	—	—	—	—
海防艦及「モニトル」	三	一	—	—	—	—	—	—
航空母艦	八(a)	三	四	一	一	—	—	一
嚮導驅逐艦	一七	—	—	七	一一	—	—	一
驅逐艦	一五〇	三〇九(b)	一一四	四五	六四	七七	七(f)	八
水雷艇	—	—	—	七	四七	六	一六	—
潜水艦	五五	一二一	六五	四四	四五	二四	—	一二
「スループ」	二八	—	—	八	二四(h)	四	—	—
沿岸發動艇	六	—	二	二	一三二	二五	—	—
砲艦及派遣艦	—	一二	五	四六	九	二	三	—
河用砲艦	一九	七	八	九	二	四	—	一
掃海艇	三一	四二	四	二六	四八(d)	二〇	三五	二

（a）航空母艦として改造中の巡洋艦二隻を含む
（b）敷設艦として改裝の十四隻並に沿岸防備隊に編入せられたる二十五隻を含む
（c）飛行機輸送船
（d）此内六隻は敷設兼掃海艇
（e）革命以前の計畫、工事遲滯若くは中止
（f）獨逸にては大型水雷艇と稱す
（g）獨逸にては大型又は小型水雷艇と稱す
（h）此内四隻は敷設艦

勢力比較表

（一九二八年二月英國政府調査）

艦		建造中								計畫中						
露國	獨國	英國	米國	日本	佛國	伊國	露國	獨國	英國 一九二九	米國	日本 一九三一—三二	佛國 一九二八	伊國 一九二七—二八	露國	獨國 一九二七
五	八														
六	八	一三	八	六	六	六	二(c)	三	五	二五	二	一	二	何等計畫ノ公表ナシ	一
					一										
		一		一	一(c)				一	五	一				
		一			一二	一二			二	九	一	六	(?)		
七七	七(f)	八		一二	一九	三		一二(g)	一八	一二	一三				
六	一六														
二四		一二	三	一二	四六	一八			一二	三二	四	八	(?)		
四					二				四			二			
二五					三	四	一								
二	三														
四		一	五		一				一						
二〇	三五	二		二			七				二				

る二十五隻を含む

（附屬第一號）　日本提案

齊藤全權は『先づ世界平和の爲軍縮問題に貢獻するを其の傳統的政策とする日本政府は、今次の會議が各國特種の國情竝要求に對し適切なる考量を加へ、公平滿足なる結果に達せむことを念とす、補助艦は其の用途多端にして國に依り重要程度を異にするを以て、各國の所要を具體的に表現する兵力即ち現に其の保有し竝保有せむとする補助艦の現狀には十分の考量を拂ひ、各國安全感の基礎を動搖せしむる如き現狀の變化は努めて之を避くべし』と述べたる後、左の提案を爲した。

華府會議の條約規定に依る主力艦航空母艦は本提案の外とす。

一、各國は今後其の海軍勢力增加の目的を以て新に增艦計畫を採用し又は軍艦を取得せざるべきこと。

二、前號に揭ぐる海軍勢力とは

（イ）各國の保有する既成艦艇中現に第四號の規定に依る代換艦齡に充たざるもの、噸數。

（ロ）各國の建造中の艦艇の計畫噸數を基礎として協定すべき水上補助艦の艦種に屬する合計噸數及潛水艦の艦種に屬する合計噸數を云ふ。

各國に許容せらるべき海年勢力協定に當りては

（イ）各國の既定計畫中建造未着手艦艇の計畫噸數及

（ロ）既定計畫實施中に代換艦齡を經過すべき噸數をも考量すべきこと。

三、左に揭ぐる艦船は前二號の適用より之を解除すること。

（イ）排水量七百噸を超過せざる艦艇。

（ロ）六吋砲以下の砲四門以內（三吋砲以下の砲は之を計上せず）の武裝を有する水上艦船但し速力は二十節を超ゆべからず。

（ハ）一萬噸未滿の航空母艦。

四、第二號に依り協定せられたる海軍勢力を超過せざる範圍內に於て、各國は左記艦齡を經過したる艦艇又は亡失せる艦艇に付、各艦種別に從ひ新艦艇の建造又は取得に依り之を代換することを得。

水上補助艦　三千噸以上十六年、三千噸未滿十二年

潛水艦　十二年

正規の代換艦齡は各項に規定するが如しと雖現に特種の調節を要するが如き狀況に對しては除外例を認むるを妨げず。

五、第一號及第二號に依り協定したる海軍勢力を超過したる噸數及第四號の規定に依り代換せられたる艦艇は別に協定せらるべき方法に依り之を處分すること。

六、代艦建造に當りては急激なる勢力の變化を避くる爲及毎年度の製艦率を均齊ならしむる爲適當の規定を設くること。

（附屬第二號）　英國提案

一、現存主力艦の協定艦齡二十年を二十六年に延長し、華府に於て協定せる代艦建造表により三國の有する全權利を拋棄す。

本案は當然該代艦建造表中の各計數に多少の伸縮性を加ふべし。

二、他の艦種の艦齡を左の如く定む。

（イ）八吋砲裝備巡洋艦　二十四年

（ロ）驅逐艦　二十年

（ハ）潛水艦　十五年

三、將來建造、主力艦排水量は現在制限噸數三萬五千噸より三萬噸以下に引下ぐ。

四、主力艦の備砲口徑を現在の制限十六吋より十三吋半に引下ぐ。

五、航空母艦の排水量を二萬七千噸より二萬五千噸に引下ぐ。

六、航空母艦の備砲を八吋より六吋に引下ぐ。

七、備砲八吋排水量一萬噸の巡洋艦に現在の五、五、三の比率を適用す。

各國所要の右大型巡洋艦の隻數は後日討議の題目たるべし。

八、一萬噸級巡洋艦の隻數決定の後建造せらるべき巡洋艦は之を排水量七千五百噸備砲六吋に制限す。

九、(イ)　嚮導驅逐艦排水量を　千七百五十噸

(ロ)　驅逐艦排水量を　千四百噸

に制限す。

十、驅逐艦の備砲は五吋に限定す。

十一、潜水艦

吾人は我全權が潜水艦の戰時使用禁止に同意を表したる華府會議以來の精神を變改せず、尤も吾人は大型軍艦に於て劣勢なる諸國が、潜水艦を以て防禦上の有力なる武器となすことを是認す、同時に主力艦竝其の他の一層有力なる諸艦の制限に關する吾人の提案が受諾せらるゝに於ては、潜水艦の大さ及數に關する或る制限を提案するも不合理ならずと思考す。

吾人は玆に

大型潜水艦の噸數を　千六百噸

小型潜水艦の噸數を　六百噸

各種潜水艦の備砲を　五吋以下

に制限せむことを提案す。

尚吾人は夫々各國の必要に應じ、潜水艦數の制限方を討議せむことを併せて希望す。

潜水艦數の制限は延て驅逐艦數の制限を容易ならしむべく、且他の諸國との間に右諸點に關する協定成立の上は、各締約國の有すべき巡洋艦數をも考慮し得べきことを忘るべからず。

吾人は機雷敷設艦、小型航空母艦、水雷艇、掃海艇、艦隊附屬諸補助艦船及純然たる沿岸防備用諸艦艇等に關しては何等具體的提案をなさざるを留意すべし、然れども吾人は各種艦艇を包含する廣汎なる分類表を準備し、之に依りて各種艦艇の排水量及武裝を制限し以て右等艦種の發達が更に重要なる艦種に關して、吾人が到達すべき協定より生ずる安泰を脅威するに至るなきを是念とす。

附記

最後に英國提案は歐洲に於ける英國の地位に顧み三國の協定に加はらざる諸國の海軍力增加する場合に於ては協定を再考する必要あるべき旨を留保して居る。

（附屬第三號）　米國提案

華府條約を補足すべき新條約は華府條約の延長にして、且同條約諸條項を擴充し又改修すべき條項を包含すべきものなるべきを提案す。締約國狀況の變化に依り自國の海上武力に關し、國家の安固保持上に重大なる影響ありと考ふる場合には、再考の餘地を存せむことを期す。

補助艦は左記艦種に依り之を制限す。

（イ）巡洋艦
（ロ）驅逐艦
（ハ）潛水艦
（ニ）制限を受けざる爾餘の艦種

各艦種の合計噸數に依る制限は之を現在勢力より最終制限噸數に達する過渡期間に適合せしむるため調節するものとす。

米國は各艦種の噸數制限を提案すると共に華府條約の原則に基き英日兩國の受諾すべき補助艦各艦種合計噸數の最少限を受諾すべし。

定義

巡洋艦は水上軍艦にして基準排水量一萬噸以下三千噸以上にして口徑八吋以上の砲を有せざるものを謂ふ。

驅逐艦は水上軍艦にして基準排水量三千噸以下六百噸以上にして十七節以上の計畫速力を有するものを謂ふ。

潛水艦は水面下にて活動する計畫の下に建造せられたる諸艦を謂ふ、制限外の艦種は或る限定せる戰鬪力を有する諸艦を謂ふ、本種に入るべき艦船の技術的定義は後日之を協定す。

代艦建造

各艦種の代艦建造艦齡左の如し。

（一）巡洋艦　二十年
（二）驅逐艦　十五年乃至十七年

（三）潜水艦　十二年乃至十三年

各艦種の合計噸數制限

巡洋艦

米國	二十五萬乃至三十萬噸
英國	二十五萬乃至三十萬噸
日本	十五萬乃至十八萬噸

驅逐艦

米國	二十萬乃至二十五萬噸
英國	二十萬乃至二十五萬噸
日本	十二萬乃至十五萬噸

潜水艦

米國	六萬乃至九萬噸
英國	六萬乃至九萬噸
日本	三萬六千乃至五萬四千噸

巡洋艦及驅逐艦の現在噸數より本案に依る一定噸數に至る過渡期間に處する爲には、現存巡洋艦及驅逐艦の合計噸數を合算して取扱ひ、且巡洋艦驅逐艦制限噸數の合計に超過するものを廢棄噸數とす。

各艦種の代艦建造は巡洋艦に於ては合計噸數三十萬噸、驅逐艦に於ては合計噸數二十五萬噸を基準とする各許容最大限の範圍内に於てのみ行はるべし。

仍て本案の適用左の如し。

（イ）各種艦齡の巡洋艦及驅逐艦合計噸數は常に

米國	五十五萬噸
英國	五十五萬噸
日本	三十三萬噸

を超過すべからず。

（ロ）完成の時より起算したる艦齡二十年未滿の巡洋艦合計噸數は

米國	三十萬噸
英國	三十萬噸
日本	十八萬噸

を超過することを得ず。

（ハ）完成の時より起算したる艦齢十五年未滿の驅逐艦合計噸數は

米　國	二十五萬噸
英　國	二十五萬噸
日　本	十五萬噸

を超過することを得ず。

（ニ）現存巡洋艦及驅逐艦合計噸數が制限總噸數に超過するときは之を廢棄す。廢棄艦の選定は當該廢棄國の任意とす。

許容噸數以内と雖廢棄艦が規定艦齢に達する迄は之が代艦を建造することを得ず。

（附屬第四號）　第二回總會に於ける三國全權聲明

ジュネーヴに開催中の日英米三國海軍制限會議第二回本會議は七月十四日午後三時ホテル・ド・ベルグに開催された。先づ議長ギブソン氏より愛蘭全權オーヒツギンズ氏の暗殺に對する弔辭を述べ齋藤全權亦我方の弔意を表し之に對しブリツヂマン氏及愛蘭代表の謝辭があつた。次でブリツヂマン氏ジエリコー提督は英國側を代表し石井全權は日本側を代表して夫々自國の態度について聲明を爲した。當日は何等の討議を爲すことなく四時半閉會した。三國全權の聲明は次の如くである。尚ほ英國ジエリコー提督は海軍專門家的見地より英國が隻數主義を主張するは英帝國通商路保護の必要に出づるものであるとて七十隻要求の理由を述べた。

第一　英國全權の聲明

英國側が本日の會議を希望したるは英國の立場に對する大なる誤解存するが爲なり、元來斯の如き錯雜せる問題に對しては見解の相違あるは當然にして、之が爲吾人は決して協定不可能なりとする理由を見ず、英國案は數字的又は論理的形式に依り各國の特殊要求を調和せんとするよりも、各自率直に其の要求を述ぶる方協定容易なりと認め之を直言したるものなるが、最初之が歡迎せられざりしは甚だ失望する處なり、驅逐艦潛水艦及非戰鬪艦の類別に關する專門委員會の建言は價値ある協定の一階梯を示すものにして、吾人は若し巡洋艦に關し協定成立せざる場合に於ても其の他の問題に付協定を遂ぐるの價値充分なるを信ず。

最も難關と目されたる主力艦問題は英國の希望通りには非ざるも、討議を行ふことに一致を見たる

は喜ぶべき事なるが、右は英國が優越を希望するものなりとの誤言一掃せられたる後初めて達せられたるものにして、余は巡洋艦問題の難點も本會議に於ける吾人の態度の明白なる聲明に依り除去せられんことを熱望するものなり、巡洋艦問題に關しては英國が米大統領の會議招請に先立ちて定めたる軍縮案と、今次會議の我提案とは同趣旨なるが、我案の主眼とする處は各艦種の單艦噸數及武裝に關し、其の最高限を決定して以て攻勢的軍備の競爭を豫防せんとするに存せり、此等の最高限は現在各國に行はれつゝある數字より高からざるのみならず、多くの場合に於て頗る低し、右我方提案の至當なるは軍縮準備委員會に於て、米國代表ギブソン氏も軍艦噸數及歩合を決定するの賢明なる旨を述べたるに徴するも明かにして、更に各艦種に付最大艦型を協定するより外建造競爭を豫防するの途なく、此の制限を伴ふにあらずして單に總噸數若は比率を決定するが如きは全然無益なり、本會議は三國以外の諸國をも含むべき一般的軍縮の準備なる處、此の制限を伴はざる時は各國は割當噸數を大型巡洋艦の建造に充て得べく、若し此の種巡洋艦にして多數なる時は攻勢的性質を帶び、大型巡洋艦建造の競爭を誘致することとなるべし、英國案を採用せざれば吾人の達し得べき唯一の協定は、現存の攻勢的兵力を減少するに非ずして却て之を增加することとなるべし、第一回本會議に於てギブソン氏が國家安全と正當の需要とに言及せる處、英國の存立が海上交通の安全に懸る所大なるは到底他國の比に非ず、右に關してはジエリコー提督より更に說述する所あるべし、吾人は本會議に於て終始吾人の要求の正當なる理由を述べ來りたるものにして、吾人に取りては隻數が艦艇の大さよりも一層大なることを明確に表示せり。

我原案に於て吾人は華府條約の比率を八吋巡洋艦に適用するに異議なきこと、此の比率の實現を見る迄同艦型の新艦を起工せざること、及右比率實現の後に於ては之が建造を行はざるべき旨を提示せり、爾餘の巡洋艦に付ては吾人は米國が吾人と同一隻數を得むとし、若くは日本が其の國防上必要とする隻數を得むとするの要求を爭ひたること無し、されど吾人は艦型を制限し備砲を六吋とし以て此等軍艦を攻勢的武器たらしめざらむと欲す。然るに吾人は總噸數の制限を受諾せむことを要望せらる。吾人は他國が右總噸數を如何に使用せむとするかを知るに於ては、該要望に對し根本的に反對するものに非ず、然れども吾人は米國が一萬噸八吋砲巡洋艦二十五隻を、八吋砲積載の他の巡洋艦と合せて要求したるを見て少からず驚愕せり、而して吾人は巡洋艦總噸數四十五萬噸に同意すべきことを要求せらるるものと了解す、吾人は他國が如何なる巡洋艦を有せむとするかを知らざるに拘らず、我安全の爲め必要なる勢力として右の如き專斷的計數に同意することを要求せらる。

吾人は國家の安全と兩立する範圍内に於て最低總噸數を協定せんことを欲するも、我方は艦艇の大

さよりも隻數を重要視するが故に、他國が大型巡洋艦の隻數を要求すること多ければ多き程吾人は低き總噸數に達すること困難なり、吾人が他國に於て大型巡洋艦を何隻要するやを知る迄は、吾人が總噸數の如何なる計數を要求するも正當なり、此等八吋巡洋艦は六吋巡洋艦より攻撃威力に於て遙に優勢にして、少くとも二倍半の威力あり、故に此の提案は吾人に均等勢力を與ふるものに非ずして、吾人をして帝國内の交通路保護に缺く可からざる巡洋艦の必要隻數を抛棄するに非ざる限り、攻勢力に於ける決定的劣勢に甘んぜしむるものなり、即ち右提案は攻撃的軍備を強要するものと云ふ可し。

吾人は米國との均勢に對し何等反對を提起したることなし、日本が保有せむとする比率亦吾人の異とする所にあらず、吾人の憂ふる所は吾人の安全及海上交通に對する攻撃を防禦する我將來の兵力に在り、英國は米國が右安全の爲必要とする充分なる巡洋艦數を建造するの權利を爭ふものにあらざると同時に、英國も亦此の權利を抛棄することを得ず、英國は今後とも巡洋艦問題解決に盡すべく、英國案の趣旨に依りて何等解決に達し得ざるものとせば、喜んで他の案を考慮すべし、過日造艦計畫協定に依り本問題を解決せむとするの案提起せられたるが、右案は各國造艦計畫の最大限にして、且最大單艦噸數を制限するものたるべし、右提案の趣旨は華府條約が改訂せらるる迄各國が建造し得る最大限度及各種艦艇の特性を公知せしめんとするにあり、右は華府に於て採用せられたる所に酷似せる制限方法にして、吾人は本提議が豫備的研究の結果一應各方面の贊同を得たるを喜ぶと共に、次回本會議前に目下の難問題が右提案に依り解決を得んことを希望し、之に向て全力を盡さんと欲す。

第二　帝國全權の聲明

帝國全權は本會議開催の機會に於て率直に日本側意見を披瀝する問題は最初吾人の有せる訓令の言及し居らざる所なりす。

（一）　英全權提出の主力艦及航空母艦に關する問題しも、吾人は英國案が國民の負擔を輕減する上に於て顯著なる效果あるべきを信じ、進んで我政府の新訓令を求めたる處、政府も亦國費輕減が會議の主要なる目的の一なる所以に想到し、會議の主題たる補助艦問題議了の後本問題を討論するの權限を與へたるは吾人の滿足する所なり。

（二）　補助艦問題に付きては日本政府は補助艦を水上艦及潛水艦の二種に區別し討議するを以て合理的にして且有效なりと信じ、聯盟軍縮準備委員會に於て此の區別方を提議したるが、今回の會議に於ては議事の進捗を計らむが爲將來討議の餘地を保留し假に水上補助艦を二級に區別し審議に携はることに同意せり。

巡洋艦級に付きては其の艦齢噸數其の他の點に付き英米の一方若は双方と意見を異にするものあるも、日本側は協調の精神を以て三國間の妥協に達せむことに鋭意努力しつゝあり。又驅逐艦級に關しては驅逐艦及嚮導艦の最大單艦噸數及艦齢に關し我主張の一部を棄てて英米側と妥協するに至れり、潜水艦に付きては局地的防禦用の小艦を制限外に置くことを以て適當と認めたり、吾人の如く幾多の島嶼及海峽を有するものにありては、多數の小潜水艦を專ら防禦用として使用するの必要なるは自明の理にして、日露戰爭の經驗に徴するも亦然り、況んや水上補助艦に於て六百噸以下の小型艦を制限より除外し、又六百噸以上の艦艇に於ても速力及備砲の一定條件以下のものが除外せられたる以上は、大洋航行用に非ざる小型艦を制限外とせざるの理由は日本の了解し能はざる所なりと雖も、吾人は妥協の精神に驅られ此の理由ある主張をも抛棄することを承諾したり。

(三)　巡洋艦級に關して吾人は未だ三國間に滿足なる妥協に達するに至らざる處、此の目的達成の第一歩として吾人は討議の基礎を何れに置くかを決せざるべからず、而して米國提案は英米の水上艦總噸數を四十五萬噸乃至五十五萬噸とするに歸する處、吾人の目的が軍備制限にある以上其の最小數を以て出發點と爲すべきは云ふ迄もなし、故に日本全權は英米水上補助艦四十五萬噸を基礎として討議せんことを提議し、右基礎の下に日本は水上補助艦總噸數三十餘萬噸を要求す、右數字は完成建造中及計畫中のものを合せたる三國の總噸數を一併三割減じたるものに相當す。

按ずるに會議は一方に於て巡洋艦に關する噸數を成る可く低き數に喰止むることを欲し、他方に於ては巡洋艦本來の任務を盡すに於て缺陷無からしめ、以て各海軍に滿足を與へざる可からざる羽目にあるが故に、此の兩者の意見殆ど兩立す可からざるが如き要求を調和する爲には、各國は其の水上補助艦の割當て噸數以内に於て一萬噸巡洋艦の噸數に思ひきりたる削減を斷行するを最良なる方法の一と認む、是れ吾人が英米全權に向つて一萬噸巡洋艦の隻數を英米各一〇以内日本七隻以内に限るの案を提出したる所以にして、兩國全權が右に對し友情的考慮を拂はんことを請はざるを得ず、斯く一萬噸巡洋艦の隻數に對し大なる制限を斷行するときは、巡洋艦總噸數削減の上に著しき效果あると同時に、其の餘力を爾餘の巡洋艦に振り向け以て各國に必要なる巡洋艦の數を得ることも不可能にあらざる可し、尚各國に對し一定の範圍及條件に於て割當て總噸數を超過し、又は代換濟の艦艇を保有することを許すが如き提案を採用せば、各國は特殊の任務に服せしむるが爲に必要なる隻數の艦艇を得るの途を開き、仍て前掲の如き困難なる事態を緩和すること鮮少ならざるべし。

吾人は英米兩國側が此等の提議を採用し專門委員會をして審査せしむるに於ては滿足なる結果を得るに至るべきを信ず。

惟ふに軍縮の最高目的は世界平和の維持增進に資するに在り、假令各國間に軍備の制限に付き協定成るとするも、若し各國間に尨大なる軍備の存在を許すが如きことあらば、右は何等平和の保障となることなかるべく、軍縮の使命は完全に遂行せられたりと言ふことを得ず、是れ吾人が前記提言をなしたる所以にして、吾人は英米兩國が同意するに於ては如何に低く制限することをも承認するの用意あることを茲に重ねて聲明す。

第三　米國全權の聲明

今日迄吾人の執り來れる方法を逆にし、最も容易なる問題を最初にし以て困難なる問題の解決に着手する方法に依らむには、今日よりも樂觀的印象を強むるを得たらむも、吾人は先づ最も困難なる巡洋艦問題を解決せば爾餘の問題に關しても自ら迅速に合意に達し得べしと云ふに一致せる次第なり。

吾人は眞の制限を欲するが故に吾人が當初提示せる總噸數制限以上に同意するは吾人の最も好まざる處にして、三國間の合意を見るに絶對必要なる場合に限らるべし、日本は吾人の提議せる最初の數字に一致する提議をなせり、右基礎の下に合意成らば欣慶に堪へず、會議は右噸數と英國海軍の要求を滿たすべき巨大なる噸數との間に、討議の基礎たるべき共通點を發見するに大なる困難を感じつゝあり、眞の軍備制限となり軍備競爭の危險と負擔とを避くるに足るべき數字の範圍内に於て、右共通點を發見することが今や吾人の解決すべき問題たり。

ジエリコー提督の所言に對しては本問題の最大權威として敬意を表するも、各國にして平時に於て戰爭の準備をなすに於ては、軍縮は畢竟其の望みなきことを指摘せんと欲す。

此の機會に於て米國の態度に關する若干の根本原則に付述ぶる所あるべし、抑も海軍軍備の必要は相對的にして、右は華府條約作成の際認められたる處なり、一國の軍縮は他國の軍縮を可能ならしめ、一國の建造計畫は他國の同種計畫を誘致すべきも、主たる海軍國に於て友誼的協定成らば、國防の安全を害せずして大なる軍備の制限乃至は更に進で削減を行ふことを得べし、若し海軍軍備にして絶對的のものなるに於ては、各國の需要に關し判斷を下し得るは其の國自身の外になかるべく、果して然らば協定に依て軍縮を行ふの餘地は全く之れ無きこととなるべし、次に制限協定は軍備競爭の弊を除き國際間の不信猜疑を一掃し、租稅の負擔を減ずる場合に於て初めて其の價値を認むべく、若し制限の度緩に失し、假令協定に達するも單に相互の海軍擴張計畫を認むるに過ぎざるが如きことならば是眞の軍縮に非ず、叙上の理由に依り吾人は制限の協定に達する爲に相互に犧牲を拂ふの覺悟なかるべからず。

吾人の所見に依れば最も公平なる軍縮の方法は、艦級別に依り總噸數を制限するにあり、蓋し之に依り各國は制限の範圍内に於て其の地理的地位、海外領土の保護、國家の安全等特殊の要求に應ずべき種類の艦艇及隻數を建造するを得ればなり。

三國將來の軍艦建造に付最大の經費節約を行はしむることは米國案主要目的の一たり、斯くの如きは米國案の提示する各新艦級に付出來得る限り低き總噸數を協定することに依り最も良く達成せらるべく、單に個々の艦艇の噸數又は備砲口徑を制限するも、同時に隻數の增加之に伴はむか是前述の目的に副ふ所以に非す。

經費節約の問題と關聯して主力艦の大さの減少及艦齡延長に關する提議に付米國の態度を略述せんに、米國全權は補助艦問題に付合意成りたる後、ブリツヂマン氏の提案に對し豫備的考慮を加ふるの用意あるも、同時に目下本問題に付確定的決定をなす時機に非ずと信ずるものなり、蓋し一九三一年の終迄は三國共主力艦を起工せざるを以て、主力艦に關し斯かる決定をなすも同時期以前には經費節約の問題は起らざる可く、若し華府條約署名國に於て異議なくば、吾人は一九三一年に開かる可き會議を同年初めに招集すべきことを提議するの意有る處、斯くせば三國が新主力艦を建造するに先だち會議の決定を實施するに十分の餘裕を生ずべければなり、本總會開催の主要目的の一は諸提案に關し行はれ居る種々の誤解を一掃するに有る處、其の中最も重要なる誤解は一萬噸巡洋艦建造に對する米國の態度に關するものにして、吾人が執拗に多數の此の種巡洋艦の建造を要求せるが爲め、低き總噸數の決定を妨げ居れりとの點なり、吾人は艦艇の數及型の問題は同時に合理的なる總噸數に付、合意を見るに非ずんば有效に解決し得可きに非ずと信ずるものにして、從來米國全權は大型巡洋艦の數が總噸數に依り左右せらるることを明瞭に述べ來れり。

吾人は二十五隻を要求し居れりとの說あるも、若し總噸數に關する吾人の提議採用せらるるに於ては、斯の如き多數の大型巡洋艦を建造することの不可能なるは明にして、吾人は噸數制限に付合意成りたる上此の種艦艇の數を論議せむとするものなることは、明白に兩國全權に通じ置きたる處なり、尙一萬噸巡洋艦は米國より押付けられたるものなりとの說あるも、右は全然根據なき風說にして、米國が此の種巡洋艦の建造を始めたるは一九二六年後のことにして、既に他國が其建造を始めたる數年の後に屬す、米國の右建造は一九二九年迄完成せざるべきのみならず、目下完成に近き或國の建造計畫に對應する如き既定計畫を有することなし。

目下の事態は巡洋艦に關する合意にして成らば、驅逐艦及潛水艦の制限に關し三國間に急速なる協定を見るに付重大なる障碍なき有樣なり、他方日米兩全權は巡洋艦の總噸數制限及艦型に關し、極め

て密接に意見一致し、兩者の間には容易に協定の基礎を見出し得べき狀態にあり、但し右にては不充分にして三國の合意を要す、若し日英兩全權双方の承諾し得べき何等かの基礎にして發見せらるれば、右合意は完全のものと成り得べきを確信す。

惟ふに軍縮事業の完成の爲には各國とも犧牲を忍ばざるべからざるも、三國間の協定は吾人にとり單なる軍事上の利害に比すべからざる價値を有するのみならず、斯の如き協定より生ずべき相互信賴及安全感は、如何なる多數の備砲及艦艇よりも價値大なることを信ずるに於て、三國共見解を一にせらるべきを疑はず、本問題は狹き技術的考量より解決を試むべきものに非ず、須らく三國間の信賴及諒解を促進せんとする一層廣汎寬仁なる精神を以て之に當るべく、此の精神を以てのみ成功を庶幾し得べし。

（附屬第五號）　英國の新提案（七月二十八日）

一九三六年迄有効なるべき條約に規定せらるべき巡洋艦、驅逐艦及潜水艦に關する英國提案。

一、代換年齡以内に於ける巡洋艦、驅逐艦及潜水艦の合計總噸數は英米各五十九萬噸、日本三十八萬五千噸。

二、更に各國は第一項所定の總噸數の二割五分の艦齡超過艦船を保有することを得。

三、代換年齡左の如し。

一萬噸巡洋艦十八年、其の他の巡洋艦十六年、驅逐艦十六年、潜水艦十三年

四、六千噸以上左記艦船は之を保有すること。

英國　七、五吋砲ホーキンス級四隻、八吋砲ヨーク及六吋砲エメラルド級二隻

米國　六吋砲オマハ級十隻

日本　八吋砲古鷹級四隻

（註）本項提案の趣旨は現存艦船にして猶十分有效なるも一萬噸級に入らず、又六千噸六吋砲の艦級にも入らざるものを保有せしめんとするにあり。

而して英國全權は合衆國が此の種艦船に屬すべき八吋巡洋艦を有せざるに鑑み、同國に於て三國海軍顧問の意見に徴し英米の勢力を均等ならしむべしと認めらるる若干の艦船を建造することに同意せんとするものなり。

五、其の他の巡洋艦は凡て二階級に分つ。

イ、一萬噸巡洋艦

ロ、最大排水量六千噸にして六吋を越えざる砲を有する巡洋艦

六、一萬噸巡洋艦は英米各十二隻、日本八隻に限ること。

七、嚮導驅逐艦及驅逐艦の最大基準排水量は各一千八百五十噸及一千五百噸にして兩者とも五吋以上の砲を裝備するを得ざること。

八、驅逐艦級の總噸數は其の全部を一千五百噸及其の以下の艦船に充つることを得べきも、總噸數の一割六分以上を嚮導驅逐艦級即ち一千五百噸乃至一千八百五十噸の艦船に充つることを得ざること。

九、潛水艦は二階級に二分す。

イ、一千八百噸乃至一千噸のもの。

ロ、六百噸以下のもの。

潛水艦は五吋を超ゆる砲を裝備することを得ざること。

十、潛水艦は其の階級及艦齡の如何に拘はらず英米九萬噸、日本六萬噸たるべく、此の中三分の二以上をイの潛水艦に充つることを得ざること。

十一、第六第八及第十項の制限を除き割當總噸數は各國任意に之を利用し得ること。

（附屬第六號）　帝國全權の聲明

日本全權は先づ第二回總會後水上補助艦問題に關し、日英海軍代表者の行ひたる會談に付て述ぶる處あらんとす、右會議の行はれたるは主として總噸數に關する日英提案の距離大にして、三國間に何等協定を遂げんとせば該兩案の調和を計るの必要なるは、各國全權の等しく認めたる處なりしに依る。

右會談の結果兩國海軍代表は左記一つ書を各其の全權に提出せり。

（一）　水上補助艦總噸數に對し

（A）　小林の申出でたる數字は英四十八萬四千噸に對し日三十一萬五千噸

（B）　フイールド氏の提出したる數字は英五十萬噸に對し日三十二萬五千噸

（二）　總噸數二割五分に當る老齡艦使用

（三）　一萬噸級巡洋艦は英米十二隻に對し日八隻。

（四）　英のヨーク及ホーキンス級二四隻、米オマハ級十隻、日古鷹級四隻は保有すること。

（五）　八吋砲巡洋艦問題に關しては日本は一九三六年末迄他の八吋砲巡洋艦を建造するの意思なし。

（六）　巡洋艦及驅逐艦の最大百分率を協定すること。

（七）　潜水艦に關し(a)小林は日本は七萬噸を要すと述ぶ(b)フィールド氏は三國共に六萬噸を提言す。

右に依り明かなる如く前記會議に於ては、日本は總噸數の問題に付ては、第二回總會に於て提示せる數字を增加して英國の見解に副はんことを提議せり、三十一萬五千噸の數字は水上艦噸數に關し、日本が容認することを得る最大限たりしなり、然れども吾人は英國側が其の水上艦に關する數字著しく減じて五十萬噸を提議したる協調の精神に鑑み、英全權と妥協する爲有らゆる方法を購ずるを其の義務と思考せり、問題解決の鍵は幸に潜水艦噸數に於て發見せられ、即ち吾人本來潜水艦七萬噸を要求したるも、潜水艦に關する英國の數字六萬噸を採用し、以て我補助艦總噸數を何等增加することなくして我水上補助艦噸數を英國の要求する標準迄引上ぐるに決したる次第なり。

老齡艦に關しては吾人は第二回總會に於て一定の範圍及條件の下に之が保有を許し得べき旨を述べたり。

右は大戰前に建造せられ又は然らずとするも、戰鬪的價値減退せられたる艦艇を豫想せるものなり、又割當總噸數の二割五分の比率も其の後研究の結果稍高きに失するを感ずる次第なり、一萬噸巡洋艦に關する英國側數字は、我方の案と相距ること遠からざるが故に吾人は之を承諾せり。

爾餘の八吋砲搭載巡洋艦の制限若くは全廢に關しては、吾人は主義として英國案に同意すること能はざるも、日本は前記總噸數の基礎に於て、一九三六年迄右八吋砲巡洋艦を起工するの意思なきが故に、日本の關する限り本問題は何等條約成立の實際的障害たらざるべき旨を述べたり。

八吋砲塔及中級巡洋艦の保有に關しては、日英兩國各此の種巡洋艦若干を有するに對し、米國は一隻も有せざるを以て、我方は米國に對し條約有效期間中一萬噸級巡洋艦割當隻數以外、更に若干の八吋巡洋艦を建造するの權利を認めむことを提議せり、斯の如くして比較的重要なる問題に關しては、日英は前記趣旨に依り一種の假協定に達することを得たり、吾人は右に依り當面の難題は解決せられ、會議は今や滿足なる結果に到達すると見て可なるものと思惟し、英全權の倫敦歸還は更に會議の成功を促進するものなるべきを豫期したるが、二十八日の懇談會に於て三國全權最善の努力に拘らず、英米兩國側に意見の相違尙存し、一見調和の望無きを見て深き失望を禁ずる能はざるものなり。

難關は依然として巡洋艦問題中の割當總噸數、特に備砲口徑問題に存せり、本件に關する吾人の見解は必ずしも英國のそれと一致するものに非ず、去れども前述の如く吾人は既に日英間に或る程度の一致點に到達したるを以て、之を以て三國間合意の基礎とするに足るべきを信じたり、而して英米兩

國が結局一致點を發見すべきを切望するが故に吾人は之が助成に向つて全力を傾倒せむと欲し、最後の試みとして一の妥協案を提出したるが、不幸にして採用せられざりき、開會當初至極好望なりし本會議が、終に何等決定を見ずして散會せむとするは吾人の最遺憾とする所なり、實に特殊なる友好關係を有する三國の會議が成功を見るに至らず、各國間意見の差異が終に一致點を見出し得ざるべしとは何人も思及ばざりし所なり、然れども之を以て失敗と稱すべきや、商議は決裂せりと看做すべきや、吾人の見る所は左に非ず、蓋し軍費の浪費と競爭とが事實上常識に依り制限せらるるが如く、條約に依り之を制限せむとするの努力は今後も繼續せらるべく、其の結局の成功は疑ふの餘地無ければなり。

（附屬第七號）　英米全權の演說

三國軍縮會議決裂に關する英、米兩全權の演說要旨左の如し。

英全權ブリッヂマン氏　會議は不幸にして不調に歸したが吾人の討議は必ずしも無益ではなく將來の軍備制限に一步を進むるの效果あるを信ずる。余は玆に政府の訓令に依り重ねて吾人の態度を宣明する。

今回の會議の劈頭米國大統領のメツセージ、並に議長たるギブソン氏の提唱したる建艦競爭廢止の件、國防の安全及防禦を主として攻擊の觀念を放棄すべきこと、並に經費の節減を計るべきことの三點は英國全權が爲せる總ての提議の根本精神であつて、例へば巡洋艦、驅逐艦、潛水艦を通じ大小二階級に分つて提議したのは大型艦に關する無益の競爭を避くると共に經費の節減に資せむとする所以である。又主力艦の噸數及艦齡に關する提議も同一趣旨に基づく。本件に關しては日本全權の同意を得、米國全權も豫備的討議を爲すに異議なき旨を述べられた。是れ吾人の感謝する處であり、近く本件に關し討議を行はむことを希望する。

巡洋艦問題の討議に當りては八吋砲艦に關し米國との見解に著しき懸隔あるを發見した。多くの小巡洋艦を必要とする吾人の理由は已に之を詳述したが、吾人は未た米國が多數大型巡洋艦乃至八吋砲巡洋艦多數を必要とする理由を了解せぬ。第二回本會議に於て日英の見解の相違が調和されたなら米國は協定を完成し得るとのことであつたから吾人は英國の要求を日本の受諾し得べき形式となす事に大に努力し日本に於ても同樣努力を試みた結果大體數日前公表したる英國提案の如き結果を得た、要するに英國の提案は今回の會議に提出せられし提案中最も經費節減に貢獻するもので、而も同時に何れの提案も建艦競爭を防止するの效果があり、而して何れも各國の安全を考慮し侵略を排斥するの趣

旨に適ふものである。吾人は米國全權が第二級巡洋艦の備砲を六吋に限ることに反對し、八吋砲迄を搭載するの自由を主張せるの理由が何れに在るを解せぬが、本件に關し吾人が斯かる態度を執つた所以のものは米國が之に付て非友誼的措置に出でんことを慮るが爲でなく、吾人の本會議に參加せる目的が將來の軍備制限に存するに鑑み米國全權の提唱せる前記三點に背馳するが如き條項に贊成し得ざるに依る。米國の主張に從へば世界各海軍の攻撃力は著しく增加するに至る。

何等一般的協定を見ずして散會するは吾人の最遺憾とする所であるが、せめて見解を一にせる諸點を包含する協約なりとも之無きに勝ると思考し、右趣旨の提案を爲した所是亦容れられなかつた。然し今日三國の受諾し得べきフオーミュラを發見し得ずとするも、此等は三國間に敵對的精神の存する爲ではない。況や之が爲三國新に造艦計畫を開始するが如き意圖を示すものでないのは勿論である。故に吾人は互に惡感を抱いたり、失望したりして散會する譯ではない。世界の平和は大國間の友好的平和的精神に依らねばならぬ。關係國が依然平和を愛好し侵略を排斥するの精神を失はざる限り、協約に達し得ざるの事實は深く憂ふるに足らぬ。

米全權ギブソン氏　ギブソン氏は英國の最終提案に鑑みて最早會議成功の見込なきにより此の際米國の立場を更に詳說するとて大統領の本會議召集の主旨より說き起し、右主旨に基き最適當と認むる提案をなした所日本は幸に之に贊成したが英國は當初より其の現在有する以上の補助艦數を要求し、而も右要求を以て英帝國の絶對的必要に基くものと主張した。

抑々吾人は軍備上の絶對的必要なるものを認め得ない。又平時に於て而も軍備制限を議せむとするに當り斯の如き擴張案を以て絶對必要と稱する所以を解し得ないとて、總噸數制限の必要を再び詳述し、英國が其の特殊の國情に顧み多數の巡洋艦を必要とするは之を諒解するも、同時に吾人の地理的狀況、殊に半ば華府會議の結果根據地を制限された米國としては大型巡洋艦を必要とする事情も亦看過すべからざる處である。吾人若し英國の主張に聞き、八吋砲搭載の大型巡洋艦を嚴密に制限せむか、其の結果英國は其の必要とする種類の軍艦を得るに反し、吾人は必要もなき艦種を强ひらるることとならう。

英國全權は八吋砲艦を以て攻撃的武器となし、六吋砲艦は防禦的武器となすも嚴格に防禦的軍艦なるものはあり得ない。防禦の目的を達するものは卽ち攻撃の力を有するものでなければならぬ。八吋砲艦を極度に制限し、主として六吋砲を用ひんとするの提議に對しては吾人は英國が九十萬噸近くの快速船を有し、吾人の夫れは二十萬噸に滿たざるの事實を忘れてはならぬ。更に吾人の記憶すべきは華府會議に際し、水上補助艦四十五萬噸を以て充分と認めた英國が、今や六十四萬七千噸を要求する

の事實であつて、英國政府が其の見解を變更したのは同會議以後國際政局に果して如何なる變化ありしに基くか。獨逸の大海軍は亡び、吾人の知る限り英國の脅威となるが如き海軍計畫を爲せるものはない。此處に會せる二國以外英國は抑も何を恐れるのであるか。英國全權は又其の提議を以て經費節減に貢獻すると云ふも、單艦噸數を大ならしむれば建造費並に維持費共に安くつくのが事實である。去る十六日提出せる英國最後案は實際に於て總噸數を大にし且つ隻數を增すことは最不經濟であつて、斯の如き數字を含む條約が何等制限の意味を爲さざるは明白である。英國は詮ずる所巡洋艦の艦型を制限するに止まり、米國をして必要も無き六千噸巡洋艦の建造を餘儀なくせしむる以外に何等の意味はない。英國政府は巡洋艦型を各國の自由たらしむる場合、米國が其の割當噸數を如何に利用するやに關し懸念を抱くらしい。然し右は實際上不必要なる懸念であつて、吾人は右英國の危惧を除かんが爲必要なる政治的條項をも提議した。米國全權は英米兩國民の心理に於ては戰爭は既にアウトロウされたといふ英外相の言には痛く感動するもので、吾人は全然右見解に贊意を表するが、右外相の言明と今回會議に於て英國全權が吾人の必要とする船型の巡洋艦を造るの權利を否定せんとするの態度とは相矛盾するを感ぜざるを得ぬとて、逐一英國提案を駁した後、日本が總噸數制限に關し自らなしたる提案及び米國案に與へたる援　に關し再び茲に贊意を表したい。現有勢力以下の低き噸數制限を實行せんとする日本の强き願望は世人に深き印象を與ふべきを疑はぬ。吾人は本會議が見解の一致を見るに到らざりしことを遺憾とするも、大局より見て茲に會合せる三大海軍國間の協定は世界軍備制限の將來、並に人類平和の爲め最も必要とする處であつて、吾人は三國とも近き將來に於て軍備の大なる削減に一致し得べきを疑はぬ。三國にして軍備削減を欲する限り三國關係に何等危險無く、其の通商路も海外領土も共に安全であらう云々。

（附屬第八號）　日英米三國共同宣言

一、米國大統領の提議に從ひ日英米全權は補助艦制限を考慮する爲六月二十日壽府に會合せり。

二、會議は同日より八月四日迄繼續せられ、其の間全權竝に顧問は各目的達成の各種方法に付詳細に亘り考慮せり。而して多數重要なる豫備的合意に到達したる處、其の或部分は本宣言に附屬せる專門委員會報告中に收められたり、此等合意の諸點は專ら驅逐艦及潛水艦の制限に關するものにして、會議が巡洋艦制限問題を討議するに及んで初めて難關に逢着せり、此等の難關は各國政府が本問題竝に之が解決の爲提示せられたる各種の方法に對し、更に考慮を加ふるの期待を得る迄現在の交涉を延期するの得策なるを思はしむる底のものありき。

三、米國全權は其の當初提出せる所、即ち巡洋艦級に於て、英米各々二十五萬噸乃至三十萬噸、日本十五萬噸乃至十八萬噸の制限内に於て、各國は各自國の要求に最も良く適應すと思考する隻數及び種別の艦船を建造するの自由を有す可く、同時に華府條約の制限内に於て其の適當と認むる兵裝を施すの自由を有す可しとの意見を提示せり。

四、英國全權は一切の種類の艦艇に付其の大いさを制限すべきを提議したるも、總噸數のみに依り制限せんとするの主義に對し、斯くては最も代換及び最大備砲が自ら標準となるの處あるを理由として反對せり、英國全權は先づ一萬噸八吋砲巡洋艦の數を嚴重に制限し、次に口徑六吋排水量六千噸を限度とする第二級巡洋艦を設定せんことを要望し、右第二級巡洋艦の設定に依りてのみ、英帝國は總噸數を不當に擴大すること無くして、其の特殊の事情及必要に應ずるに缺くべからざる隻數に達することを得べしと主張せり。

五、日本全權は直に補助艦の制限の爲には低き總噸數を定めざるべからずとの見解を開示せり、八吋砲巡洋艦の問題に付いては日本政府は主義として如何なる制限にも同意するを得ずと雖も、若し日本の割當水上補助艦噸數にして三十一萬五千噸に決定せらるゝ場合には、既定計畫に依るものを除き千九百三十六年度迄此の上八吋砲巡洋艦を建造せざることを聲明するを難しとせざりき。

六、上記各種の異なれる見解を調和せんが爲種々の方法を考究し、相當の成績を擧げ意見の相違を減少するを得たりと雖も、主として六吋砲を備ふる多數の艦船を得んとする英國全權の要求と、出來得る限り低き總噸數を設け、其の範圍内に於ては華府條約の制限を越えざる限り兵裝の自由を認めんとする米國全權の希望とを調和する適當の案を發見せざりき。

七、右困難に顧み三國全權は一先づ會議を休會し、茲に各自の所見を率直に聲明し、問題を更に各々本國政府の考究に委ね依て以て近く解決に達せんことを期するの賢明なることを信ずるものなり。

八、三國全權は華府海軍條約第二十一條第二項に基き召集せらる可き會議は、締約國間の協議に依り右條項の豫定せる一九三一年八月よりも早き時期に於て之を開き、右會議に於て決定せらる可き協定事項は、同年十一月主力艦建造計畫の實行と同時に其の効力を生ぜしむるを適當と認め、其の趣旨を以て各々本國政府に進言せんことを約す。

九、以上各項の進言をなし、而して各國間に一致を見たる諸點竝に一致を見るに至らざりし事項に關する前諸項の報告を提出するにあたり、三國全權は今回會議の遭遇したる障害は海軍軍備制限に一歩を進めんとするの努力を終止せしむるものに非ずして、寧ろ各國間に到達し得たる合意の程度に顧み、將又今回の會議に依り各自の立場を宣明し得たるの點に於て、各本國政府間合意に依り見解

の相違を調和し、遠からず經費節減の目的を達すると共に、各國國防の安全を害することなくして、相互信賴及び親善關係を助長するに至るべきを確信するものなることを玆に記錄に止めんと欲す。

第三章　米國の海軍擴張計畫

◇

ジエネヴア會議の失敗に終るや、米國では海軍擴張論が再び頭を擡げた。それには英國藏相チヤーチルの演說なども手傳つて居る由である。チヤーチルは右會議に於ける英國の主張を辯護して『英國は米國との間に主義として海軍力の對等（ネーヴアル・イクオリテイ）を認むるも、數字上の對等（マセマテイカル・パリテイ）に同意することは出來ない。海軍力の對等と云ふが爲には兩國特殊の事情を考慮に容れなければならぬ』と述べた。右の演說は英國が對等を口にするも對等の實を米國に與ふるに躊躇するものとして痛く米國側の不快を買つたやうである（註一）。英國は昨年度及本年度に於て其の軍艦建造計畫の一部中止（半減）を行ふて事實上米國を牽制し否米國の機嫌をとらうとしたが、米國側ではそんな事に頓着なく海軍の擴張に邁進することゝなつた。即ち本年一月海軍卿ウイルバー氏が下院に提出したる同國海軍の所謂二十年計畫の一部としての五年計畫なるものによれば毎年一億六千八百萬弗の巨額を投じて、米國海軍をして『一等海軍』（エ・フアースト・クラス・ネーヴイー）たらしめんとするものである（註二）。即ち右ウイルバー案によれば差當り五年計畫として先づ七十一隻の補助艦建造に着手せんとするものであつた（別表第一參照）。右海軍擴張案が下院に於て討議せらるゝや例のジョーンス中將は委員會に招かれて其の得意の主張たる英國との『對等』を述べ及海軍力の相對的なるべき旨を力說した。又ヒューズ提督も右委員會に呼出されて意見を述べ、米國が其の本國及海外領土並に通商航路を保護する爲即ち海上に於ける『適當の安全』を確保する爲海軍擴張の必要なる旨を供述した。其の際右『適當の安全』（アデクエート・セキユリテイ）と『相等の安全』（リーズナブル・セキユリテイ）との區別を議員から質問せられたが、ヒューズは自分はヒューズであつてウエブスター（辭典を作つた人）ではないが右『適當』とは『相當』と云ふよりも強い意味であると答へた。英國との『海軍競爭』と云ふ言葉は米國側に於て努めて避けんとする模樣が見える。海軍卿の如きも海軍競爭を否定して居るが其の代り『對等』と云ふ文字は盛に使用せられて居る。

◇

右海軍擴張案は會議に於て幾多討論の後又數回修正の後本年三月十七日下院を通過したが、然しそれは原案を大いに變更したものであつた。即ち三年間に巡洋艦十五隻、航空母艦一隻を建造すべく

其費用として約二億七千四百萬弗を計上すると云ふのであつた(註三)。詳しく云はば一九二九年一九三〇年及一九三一年の三會計年度(六月三十日に終る)に於て毎年巡洋艦五隻を造ること、其の費用は各艦千七百萬弗を超えざること(但し武裝費を含む)、外に一九三〇年六月三十日以前に於て航空母艦一隻を造ること、其の費用は武裝費を込め千九百萬弗を超えざるべしこと、尚ほ一九二九年及一九三〇年度に於て豫定の造艦を實行せざる場合之を次年度に廻すことゝなつて居る。尚ほ同通過案によれば今後と雖も米國大統領に於て海軍軍備制限の爲め外國との間に協定を遂ぐることに努力すべく、右協定成立の場合には大統領は今回議會の協贊に係る造艦計畫の全部又は一部を中止することが出來る次第であつて、其の中止の權限を大統領に認めて居る(第四條)。右の法案は勿論下院を通過したばかりであつて、目下上院に廻付せられて居るが、上院には可なり海軍擴張論者の多いやうであるから相當議論の沸騰を見ること、豫想せられる。

(註一)　一九二八年一月二十四日ロンドン●タイムス。

(註二)　ユーナイテツド●ステーツ●デーリー一九二八年一月十三日及十四日、及びロンドン●タイムス本年一月十二日參照。

(註三)　ユーナイテツド●ステーツ●デーリー一九二八年三月十九日。尚ほ別表第二參照。

(別表第一)

米國海軍擴張案(原案)

一萬噸巡洋艦	二十五隻	單價　千七百萬弗	
嚮導驅逐艦	九隻	同　五百萬弗	
潛水艦	三十二隻	同　五百萬弗	
航空母艦	五隻	同　千九百萬弗	
計	七十一隻	七億二千五百萬弗	

(別表第二)

下院通過案

一萬噸巡洋艦	十五隻	
航空母艦	一隻	
計	十六隻	二億七千四百萬弗

第四章　英米關係

（海洋自由問題）

◇

右の如くジエネヴア會議の失敗と米國の海軍擴張とに依つて英米の關係は目下餘り面白い方ではない。兩國間の『誤解』が新聞紙上に弗々論議せられるのを見受ける(註一)。然し英米兩國の識者は兩國の間に戰爭の發生を見るが如きは『考へ及ばざる所』(アンシンカブル)であると云ふて居る。戰爭に依つて解決しなければ解決が出來ないやうな問題が兩國の間に橫はるものとは見て居ない。否兩國は共に世界の平和を達成する爲に協力しなければならぬものとして、其の必要を力說して居る。然し英米の海軍は兩國が互に初から敵味方として戰爭を始める場合のみを豫想し考慮すべきではない。一方が交戰國であり他方が中立國である場合即ち交戰國は封鎖及捕獲問題に付き將又對敵取引制限問題に付き交戰國としての權利利益を主張し、他方中立國は右に對抗して中立國としての權利利益を擁護せむとする場合、玆に兩者の間利害の衝突を見るに至るのは屢々である。中立國が交戰國の主張に對抗する爲武裝中立の擧に出づるは屢々である。交戰國と中立國とが利害を異にし、意見を異にし、主張を異にする結果互に交戰するに至ることも往々である。現に一八一二年には英米は之が爲に戰爭を始めた(註二)。一九一七年には同じ理由に依り米國は獨逸と開戰するに至つた。英國は國際聯盟に加はつて居るが米國は加はつて居ない。從つて若しも英國が聯盟の一員として交戰國たる場合、中立國たる米國との間に直ちに中立國の權利問題否所謂海洋自由問題に付き論爭を生ずるに至るべきは看易きの理である。此の場合右の論爭が力に依つて支持せらるゝとせば、直ちに英米海軍の衝突を見るに至るであらう。其の結果英米の開戰ともなるであらう。英國側には固より他の聯盟國の援助もあるであらう、さうなれば米國の海軍は孤軍奮鬪の苦境に陷るであらう。是れ米國の豫め警戒すべき所であると云ふのが、米國人の見方である。否英米人共に海洋自由問題が兩國の間に、否兩國海軍の間に橫はる難問題と見て居る。此の問題は兩國今後の禍因であると見て居る。

◇

世界戰爭に於ては、英國にとつて幸ひにも、獨逸が無制限潛水艦戰爭と云ふ暴擧に出でたので、米國は英國の味方として參戰することゝなつたが、若しも獨逸が中立國たる米國を怒らせず、否進んで其の御機嫌をとる態度に出たならば、英國は對米關係に於て頗る窮地に陷つたに相違ない。英國は所謂『報復令』の實施を行ふて、對敵通商の禁止を斷行し、中立國人たる米人が其の國際法上有する當

然の權利たる對交戰國通商の自由即ち所謂海洋の自由を有名無實に歸せしむるに至つた。右英國の仕打は獨逸の暴擧とは輕重の差があつたとは云へ、米國人の權利を無視したものである。米國の參戰と共に右の權利侵害問題は立消えとなり、米國の抗議は有耶無耶となつたが、戰後の今日に於ても米國の議會邊では時々英國の右の古疵を問題にしやうとする形勢がないではない。海洋自由問題は世界戰爭中當時の米國大統領ウイルソン氏が熱心に主張したところである。聯合國は獨逸の請和を容るゝに當つて右のウイ箇條に於ても其の一箇條を同問題の爲割愛して居る。ルソン十四箇條を和議の基礎條件とするに同意はしたが、唯右の海洋自由問題は解釋上の疑義あるを理由として之を斥けた。爾來巴里の平和會議其の他に於て戰勝各國の會議は幾度か開かれ、國際聯盟は國際法典の編纂を計畫して居るの事實あるに拘はらず、海洋自由問題は何れの國も之を嚆に出しもしない。即ち大戰以來今日まで海洋自由問題は高閣に束ねられてある。固より海洋自由問題の何たるやに付ては議論の餘地はあらうが（註三）獨逸のやつたやうな潛水艦戰爭及禁航區域の制限、並に英國のやつたやうな報復令の實施、對敵通商全禁主義の勵行は海洋自由の原則と相容れざるものであることは明かである。尤も戰時に於ける海上法規中立法規に於て未解の問題、未決の論爭がないと云ふのではない。否大いにある。從來の海戰法規には幾多の缺點や不明の點もある。時勢に合はぬ規定もある。改正を要する點もある。要するに戰時の國際法規は大いに再考を要する、修正を要する、補充を要する。之を永く從來の儘放置すべきではない。之を不滿足なる現狀に放置すれば、一旦戰爭となつた場合、直に論爭を生ずる。腕力に依つて其の主張を貫かうと云ふ國を生ずる。故に海戰法規中立法規を明確ならしめ、之を修正するの必要は獨り英米間のみに存するものではないが、前に述べた理由に依つて英米間に最も其の必要の痛感せられる次第である。故に近頃英米の有識者間には右海洋自由問題が兩國の平和の爲め、又兩國海軍問題の爲め、殊に兩國の軍縮實現の爲め之を詮議するの必要ありと唱ふるの議論を見るに至つた。蓋し尤もなる議論である。米國の上院に於ては例の外交委員長ボーラー氏が最近上院に本問題に關する一決議案を提出した由である（註四）。該決議案は戰時に於て交戰國と中立國との海上に於ける行爲を規律する國際法規の再考修正を勸奬する趣旨であつて、別段會議を開かうと云ふのではなく、同決議案が通過しても差當り何う斯うと云ふ譯ではないが、本問題に對する米國人の態度を見るの一資料と云ふべきものであらう。何れにせよ海洋自由問題が明かにせられなければ、英米間の將來に於ける不安の一大原因は除かれたとは云へない。是れ同問題が英米間軍縮問題解決の前提問題とせられる所以である（註五）。

（註一）一九二八、一、三〇、倫敦タイムス社說。

（註二）ゼ・キャンブリッジ・ヒストリー・オヴ・ブリテイッシュ・フオレン・ポリシー第一卷五二三頁參照。

（註三）戰時に於ける海洋自由の意義につき拙著現行國際法下卷七三九頁以下參照。

（註四）一九二八、二、二四、倫敦タイムス一四頁。

（註五）此の問題につきゼ・ラウンド・テーブル一九二八、三月號二四四頁以下、殊に二四五―七頁に述ぶる所參照するに足る。尙ほフオレン・アフエーアス（英）、一九二八、一月號二〇七頁以下に於てケンウオーシー氏の述ぶる所も一讀を値する。同所に於て同氏は本年の內には此の問題は世間に八かましくなるであらうと豫言して居る。尙ほザ・コンテンポラリー・レヴュー本年三月號二八九頁以下參照。

第五章　不戰條約の提唱

第一節　不戰條約に關する米佛交涉

◇

客年（一九二七年）六月、佛國外務大臣ブリアンは米國に對して不戰條約の提案をした。之に對して米國は約半歲を考慮に費した後、漸く同年末に至つて―一九二七年十二月二十八日―佛國政府に對して答ふる所あり、之に對して佛國政府は又本年（一九二八年）一月五日の通牒に依り答ふる所あり、此の通牒に對し米國は更に同月十一日を以て復牒し、此の復牒に對し佛國は重ねて一月二十一日の通牒に依り答ふる所あり、之に對して米國は又二月二十七日附にて對佛回答を發した。右の公文は何れも既に世上に發表せられて居る所である。

佛國當初の提案は、當時に於ては世人周知のものではなかつたが、前記米國の一月十一日附通牒中に記載せられて公けになつた。それに依れば、佛國案は左の二箇條より成るものである。

第一條　締約國は夫々佛國人民及米國人民の名に於て戰爭を排斥し相互の關係に於て其の國策の具として戰爭に依賴することなかるべきことを嚴肅に聲明す

第二條　各種の紛爭は其の性質又は原因の如何を問はず米佛兩國間に發生したるものは平和手段に依りてのみ解決せらるべきものとす。

米國國務卿は前記の回答に於て、佛國提案の趣旨に贊意を表すると同時に、米國は獨り佛國との間のみならず、日英伊獨の諸大國とも同樣の條約を結ばんとするの意を告げ、佛國の贊成を求めた。佛國は右に對し强ひて所謂多邊的條約（マルテイラテラル・トリーテイス）を結ぶに反對しないが、先づ以て取敢ず、米佛國に不戰條約を結びたいとの希望を述べた。又佛國は凡ての侵略戰爭を排斥するものであるとの意圖を表明した。茲に於て、米佛の間には二箇の點に付き、意見の相違を來した。

第一の點は、所謂不戰條約を米佛間の條約とするか（佛國主張の如く）、それとも多邊的條約とする

かの點である。米國は前記の如く、少くとも諸大國を當事者とする條約を結ばんことを主張し、爾餘諸國も之に加入し得るものと爲さんとして居る。蓋し米國の意は、同國が獨り佛國との間にのみ不戰條約を結んで、他國との間に同樣の條約を結ばないとすれば、是れ取りも直さず米國は佛國と一種の同盟を、否同盟類似の條約を結んだと看做される嫌ひがある。米佛兩國間に不戰條約を結ぶことが結構であり、望ましきことであるならば、他國を加へて、即ち少くも世界の强國の凡てを包容した不戰條約を結ぶことは、何等差支ないばかりではなく、更に結構なことであらねばならぬ。又佛國が米國以外他國との間に結び得ないやうな特殊關係ならば、米國は佛國との間にも、此の特殊關係を結ぶことは御免を蒙らねばならぬと云ふのである。

第二の點は、佛國が侵略戰爭を排斥し、從て防禦戰爭を認むるに反して、米國は凡ての戰爭を排斥せんとする點である。米國の意向に曰く、戰爭は凡て他國に對する攻擊（アッソールト）である、從て戰爭は凡て排斥すべきものである。戰爭に侵略戰と防禦戰とを區別せんとしても、其の標準は之を見出し難い。故に戰爭を排斥せずんば則ち已むも、苟も之を排斥する以上、一切の戰爭を排斥すべきであると云ふのである。

◇

右に對する佛國の意向を窺ふとき、佛國は以爲らく、侵略戰爭は排斥すべきである、又排斥すべきものは侵略戰爭である。防禦戰爭は之を排斥せんとするも爲し得ざる所である。侵略戰爭を排斥するは、國際聯盟のモツトーであることは、最近第八回聯盟總會決議の示す如くである。聯盟規約やロカルノ條約の精神も明文も右に存する。佛國は聯盟に加つて居る、ロカルノ條約に加入して居る。佛國としては聯盟規約やロカルノ條約上の義務を無視することは出來ない。侵略行爲は固より排斥すべきこと、前記規約及條約の認むる所である。正當防衛たる防禦戰爭は之亦其の認むる所である。佛國は米國との關係を他國との關係と比較するとき、否前記聯盟規約又はロカルノ條約に想到するとき、後者は前者よりも遙かに複雜である。而も不戰條約を米佛間に結ぶのみならず、之を他國との間にも推し及ぼすことになれば、茲に右不戰條約は聯盟規約やロカルノ條約や其の他諸般の條約と、或は重複し或は矛盾する結果に陷る嫌ひがある。故に佛國としては、米國以外の國との間に米國に對すると同樣の不戰條約を結ぶを好まぬ、否國際聯盟規約其の他佛國の條約上の義務と牴觸しない多邊的不戰條約を作る爲め名案があるならば、米國から教へて貰ひ度いと云ふて、婉曲に米國の多邊的條約の提議を斥けて居る。之が本年一月二十一日の回答に見えて居る。佛國は此の回答で暗に米國との不戰條約締結談を打切とする積りであつたらしい。故に今回の二月二十七日附米國通牒に接して、意外の感を

催ほして居るやうである。

◇

米國側では、佛國當初の提案（即ち前記の客年六月提案）を捉へて、佛國が今更其の主張を二三にして、侵略戰爭のみの排斥に限局せんとするのを非難して居る。然し米國自身は未だ何等自分の方で不戰條約の對案を出して居ない、否佛國にして多邊的條約に贊成するならば、條約の文句の如きは何うでもよいと云ふて居る、否佛國にして米國の多邊的條約の主張に贊成するに於ては、米佛兩國は共に手を携ひて、日英伊獨の諸國に對し、不戰條約案の相談を持ち掛けることにしたいと云ふて居る。之に對して佛國では、先づ第一に米佛兩國だけで不戰條約を結び度いと云ふて居るのは前述の通りであるが、米國では米佛條約の出來上つた後に於て他國に贊成を求めても他國は之に贊成せぬかも知れぬ、故に米佛兩國間に不戰條約の内容に立入り交渉し又之に調印するに先立つて、他の強國に相談して置く必要があると云ふのである。他の强國は米佛交渉の經過は承知して居るやうである。が、未だ米國の意向通りに、多邊的不戰條約の相談は受けて居ないやうである。何れにせよ、不戰條約の内容の詳細に至つては、米佛兩國の間ですら未だ交渉が進んで居らぬ、否其の交渉は多邊的條約にするか何うか、侵略戰爭排斥に限るか何うかと云ふ所で一頓挫を來して居る。佛國新聞紙の論調を見ても、

佛國では米國との不戰條約を當分思切つた樣子である。然し米國側では此の談判を中止するものではないとして、今回も國務卿は滔々數千言に亘る對佛回答を發して居る。其の回答に於ては、米佛兩國にして今回の條約を成立に導くことが出來なかつたならば、獨り兩國政府の無能を表白するのみならず、一般人類に甚大なる失望の念を與ふるであらうと述べて、佛國政府が種々の除外例や制限等を設くることなく、あつさりと不戰條約に贊成せんことを求めて居る。然し米國自身は果して無制限、無條件に又無留保に不戰條約に調印するものであらうか。

◇

米國は客年十二月、佛國政府に回答するに當つて、前記の如く、不戰條約提唱に贊意を表すると同時に、一方では仲裁裁判條約を佛國に提議して居る。それは本年二月二十七日を以て期限の到來すべき、一九〇八年二月十日の米佛間仲裁裁判條約に代るべきものである。米國は不戰條約に付ては一定の提案を佛國に示さなかつたが、仲裁裁判條約に付ては一定の提案を佛國に出して居る。而して兩者は別物であり、別問題であると云ふて居る。然し不戰條約と仲裁裁判條約とは果して別物であり、無關係のものであらうか。兩國間に戰爭をしないと云ふことは、兩國間の紛爭ある場合、之を戰爭以外の方法で、即ち平和的に解決すると云ふことである。平和的に解決すると云ふことは、仲裁裁判か、

司法的解決（司法裁判）か又は調停に依頼すると云ふことになる。此の意味に於て、仲裁裁判乃至調停條約は不戰條約と至大の關係を有する。不戰條約とは單に戰爭廢止を聲明し、又は戰爭を國策の具とすることを排斥するの聲明に止まるものではない。如何にして不戰の實を擧ぐるか、戰爭を排斥し得るかの手段方法が定められてあらねばならぬ、即ち不戰條約は仲裁裁判乃至調停條約を包含すべきものである。然るにも拘はらず、米國が不戰條約と別問題なりとして、仲裁裁判乃至調停條約を提案したのを見ては、不戰條約に對する米國の眞意を疑ふものがあつても致し方はあるまい。米國の不戰條約贊成は果してリツプ・サーヴイスに止まるものであらうか。米國の外交文書は單に不戰條約不成立の責を、佛國政府のみに負はしめんとするものであらうか。（因みに二月六日を以て前記米佛間の仲裁裁判條約が調印せられた、その二月六日は米佛間最初の修好通商條約が調印せられた百五十回目の紀念日である）。

◇

右米佛交涉の最中、即ち本年一月十五日、華盛頓に於ける或公開の席上、國務卿輔佐の一人たるキヤスル氏が演說した所を見るに（註一）、米國國務省の不戰條約に對する態度を窺ふに足るものがある。同氏が同盟條約の嫌ひあるものとして、米佛二國限りの條約を排斥し、多邊的條約を主張するは、別段異とするに足りないが、又同氏が職業的平和論者（同氏の所謂プロフエツシヨナル・ピース・メーカー）を排斥するのも、異とするに足りないが、唯異樣に感ぜられるのは、同氏の論調が不戰條約の效力をミニマイズするの傾向を有することである。此の種の條約は愼重なる考慮を要することを說くのは、敢て不思議とは思はれないが、不思議なるは、不戰條約の交涉が成功を齎らさなくとも別段大したことはないと放言したことである。一片の條約は夫自身戰爭防止の力はないと明言したことである。果して然らば、何の爲に不戰條約を結ぶかとの點に至つては、自問自答を試みて、戰爭の防止、平和の保障は國家國民の道德觀念の發達に待つの外なしとして、不戰條約の締結、戰爭排斥の聲明は、國家國民をして條約及聲明の手前、戰爭に訴ふるを躊躇せしむるの道德的效果あるに過ぎないことを述べて居る。加之、右キヤスル氏は引續き二月二日の愛國婦人會（但し國防に關しての愛國の意味であつて、我國の愛國婦人會とは性質を異にするものである）の席上、公開の演說に於て（註二）、國民の健全を期するには相當なる陸海軍を必要とする旨を說き、又一國の外交方針は其の國の利益を眼目とするものであつて、米國國務省は一通の公文を起草する場合にも、常に米國の利益を念頭より離さないものであることを强調しジヨーヂ・ワシントンの語を引いて、一國は他國に對する親切心よりして、自國の重大利益を犧牲に供するものでないと云ふことを力說して居る。一方に佛國との間に不戰條約を

交渉して居る國務省の有力者が、右の言を爲したり、又不戰條約を英國其の他にも及ぼさんとする米國が、其の海軍の大擴張を企てたりするに至つては、矛盾の行動と云はざるを得ぬ。無條件の戰爭廢止、無制限の戰爭排斥は、リツプ・サーヴイスに非ずんば、精々にて道德論に終るものであると評せられても致し方はあるまい。

◇

抑も米國は、佛國の戰爭排斥に付ての條件や制限を攻擊して居るが、米國自身は果して無條件、無留保の戰爭廢止に決意を有するものであらうか。前述の如く、米國は未だ自分の方で不戰條約對案を出しては居ないが、前記米佛仲裁裁判條約には米國は三箇の留保事項を掲げて居る。佛國は國際聯盟規約に依る義務を留保して居るのに對して、米國は（米國だけと明言してはないが、主として米國の留保事項であることは云ふまでもない）（第一）國內問題、（第二）第三國の利益に關する事項（第三）モンロー主義に關する事項に付ては、何等の爭議あるも、之を本條約の限外なりとするの留保を設けた。元來此の條約は仲裁裁判條約とは云ふものの、仲裁裁判に限るものではない。固より權利の要求、即ち法律問題に關する締約國間の紛爭は之を海牙の常設仲裁裁判所其の他當事國が各場合につき協定すべき相當裁判所に於て裁判すべきこととし（第二條）、且又締約國が普通の外交談判に依り解決する能はず、又相當裁判所に訴へ出でて裁判を求むることをも爲さざる各般の爭議は、一九一四年九月十五日米佛間の華盛頓條約（所謂ブライアン條約）に依つて、調停（『審査報告』）に付せらるべきものとして居る。而して前記三箇（又は四箇）の留保事項は、右の調停乃至裁判に付すべからざる事項であるとの趣旨である。右の留保事項は、仲裁裁判乃至調停に對する除外事項であるが、同時に戰爭に對する除外事項であること勿論である。留保事項に付き仲裁裁判や調停はいけないが、戰爭は差支ないと云ふ意味でないことは勿論である。否米國の主張に依れば、戰爭は一切排斥すると云ふのであるから、理論の辻褄を合はす爲には、國內問題やモンロー主義を理由とする戰爭も無論排斥すべきである。然し他國が米國の主張する國內問題に付て、又は米國の解釋適用に出づるモンロー主義に付て、米國に對して戰爭するのは米國の認めざる所であるが、米國がモンロー主義擁護を理由として、他國に對し干涉又は戰爭に出づるの權利（?）は、決して米國の拋棄を肯ずる所ではあるまい。米國が如何に無條件の戰爭廢止を主張しても、モンロー主義に依る戰爭を思切ることは出來まい。之は同國朝野從來の言動に徵して明かである。米國上院が右のやうな思切りを敢てしないのみならず、同國の不戰條約論者ショツトウエルの如きも、明かにモンロー主義に出づる戰爭を留保してある。米國自ら戰爭廢止に條件又は留保を付しながら、佛國の條件や制限を攻擊するのは何んなものであらうか。最近の米國通牒

に於ては、最近の汎米會議に於て、無條件の戰爭廢止が二十一箇國のアメリカ諸邦の間に約せられたこと、及內十七箇國は聯盟加入國であることを述べてある。然しアメリカ諸邦間の條約は直に移して以て歐洲諸國間、若は米國と歐洲との間、又は米國と亞細亞との間に範とすることは必ずしも出來ない。アメリカ諸邦に對しては、米國が所謂モンロー主義で抑へて居る、米國と云ふ元締があつて之を取締つて居る。米佛間、米英間、否廣く云はば、米國と歐亞諸國との間には、此の種の關係がない、又其の之有ることは望ましくもなく、之有るべきものでもない。米國以外に國際聯盟と云ふものがあるが、其の國際聯盟は無論不戰を理想とするものの、此の理想に達するには前途尙ほ遼遠である。目下國際聯盟は安全保障問題で努力して居る。之が手段としては仲裁裁判條約其の他を考慮討究中である。聯盟各國が所期の安全を保障せらるるまでには仲々の努力を要する。決して一足飛びに完全の軍縮や、全然の軍備撤廢乃至無條件の戰爭廢止などを求め得るものではない。一片の條約で不戰を聲明しても、それは單純なる主義の聲明に終るであらう。米國國務省は多邊的不戰條約の主義的一致が得られれば、其の條約の文句などは何うにでもなる、米國は別段六ケ敷い文句は附けぬと云ふては居るものの、侵略戰爭の文句で劈頭第一に行き惱んで居るではないか。愈々多邊的不戰條約を作るとなつても、其の內容、文句は仲々厄介であらう。重大利益とか、獨立若は名譽とか云ふ文句は、今回の米佛仲裁裁判條約には採用せられなかつた。此種の文句は、或は漸次此の種條約から跡を絶つであらう。然し國內問題など云ふ文字が代つて現はれた。モンロー主義は未だ決して影を匿す模樣が見えぬ。米國は近き將來に於て期限の到來すべき日米間仲裁裁判條約及英米間同種條約を更新改訂するには成功するかも知れぬ。が、不戰條約の成功は今の所全く疑問である、又出來るとしても何う云ふものが出來るかも疑問である（昭三、三、一）。

（註一）　一九二八年一月十七日ユーナイテッド・ステーツ・デーリー。

（註二）　一九二八年二月四日ユーナイテッド・ステーツ・デーリー。

（附記）　佛國は本問題につき更に本年三月三十日米國に通牒を致して應酬する所があつた。該通牒に於ては佛國は侵略戰爭に限り禁止すべしとの從來の主張を撤回した。但し左の留保を附してある。

一、佛國は國際聯盟ロカルノ條約其の他に依る國際義務を等閑視することは出來ない。

二、締結せらるべき不戰條約に於ては世界の各國に加入を許し、且加入各國の間に完全なる平等主義を基礎として適用せらるべきものである。

三、進步及平和の具たる不戰條約が壓制の具と變ずることなからしむる爲め、締約國の一にして其の約を守らざるときは他の締約國は右の義務違反國に對する自分の義務を解除せらるべきものである。

四、戰爭の否認は正當防衞の權利を締約國より奪ふものではない。

因みに佛國政府は右の文書に於て『國策の手段としての戰爭』を解して『各國が任意に獨立の政策を實行する

第二節　米國の所謂不戰條約

◇

吾人は眞の不戰條約を歡迎する。しかし米國の所謂不戰條約には種々の疑を挾むものである。米國は愈々本年四月中旬を以て日英佛伊獨の五國に對し所謂多邊的不戰條約の締結を提議した。其の提案の內容は世人の期待を裏切つて、僅かに三箇條より成る簡單なものである。簡單なるが故に惡いと云ふ譯ではないが、其の內容を見るに於て吾人は失望を禁じ得ざる次第である。第一條及第二條は客年六月佛國外相ブリアンが米國政府に送つた案其の儘である（第一節參照）。別段趣旨に變更なき修正が僅かに行はれただけである。第三條は批准其の他に關するものであつて、主要條項ではない。不戰條約に關する米佛間從來の交涉は之が記述を前節に讓るとして、右の如き內容を有するに過ぎない條約を、何が故に米國は勿體らしく態々列國に持出したものであらうか。世人往々其の眞意を疑ふ者あるのも故なしとしない。右第三條は別として第一條及第二條とも單にそれだけでは意味をなさぬものであり、從つて何等實際價値なきものである。否却つて容疑の餘地がある。『國策の手段』としての戰爭

を排斥すると云ふが、其の意義は果して何であるか。之が解釋に苦しむものは獨り吾人のみではあるまい（註一）。國際聯盟規約に依る制裁手段が果して右國策の手段としての戰爭の中に含まるるや否や、差當り疑問と云はざるを得ぬ。『國策』（ナショナル・ポリシー）と云ふ以上『國際策』（インタナショナル・ポリシー）としての戰爭は別問題であると見られぬではない。又二國間の『私戰』（プライヴエート・ウオア）を世界の『公戰』（パブリック・ウオア）と區別し、後者は所謂國策手段に屬せざるものであると解せられぬではない。果して然らば米國今回の提案は戰爭の一般的無條件的禁止ではなくして、或種の戰爭のみを排斥せんとするものに過ぎない。而して其の或種の戰爭とは如何なるものかを定義せざる結果、該法文をして獨り無用の長物たらしめるのみでなく、却つて該條文其のものが議論の種となり、國際紛爭の因とならぬとも限らぬ。米國が『侵略戰爭』の定義明かならずとして、佛國の主張を斥けながら、自ら國策手段と云ふ如き曖昧なる文字を使用するのは其の眞意奈邊に存するやを疑はれても致方はあるまい。殊に第二條に至つては國際紛爭を必ず平和的方法に依り解決すべしと規定するだけであつて、右平和的解決方法の內容に至つては一言の之に及ぶ所がない。故に米國提案の如き不戰條約が假りに出來たとしても、右平和的解決方法に付ては、別に仲裁裁判乃至調停に關する條約が作られねばならぬ。現に米國は不戰條約以外此の種の別條約を作る積りであらう。現に佛國との

間には既に此の種の條約を締結した。然し完全なる國際紛爭平和的解決條約が出來れば、而してそれが實行せらるれば、不戰條約は不用である。右平和的解決條約が出來なければ、又實行の望みなければ不戰條約は無力である。否平和的解紛條約は不戰條約の重要なる一部をなすべきものである。否不戰條約は平和的解紛條約其のものである。否不戰條約は平和的解紛條約の前文(プレアンブル)として挿入せらるれば十分である。現に最近米佛間に結ばれた仲裁裁判條約には其の前文に『國策としての戰爭』の排斥を掲げてある。又國際聯盟規約にも其の前文に不戰義務(『戰爭に訴へざるの義務』)を掲げてある。而して此の義務の內容を定むる爲め聯盟規約は各本條に於て多大の努力を示して居る。吾人は固より不戰の原則や不戰の義務を認むるに反對するものではない。唯米國今回の提案の如きは無效であり又却つて有害であると看做すものである。

◇

米國國務卿ケロッグ氏は本年三月十五日紐育市に於て國際關係研究會の席上不戰條約に付て一場の演說をして居る(註二)。最近佛國との交涉に付て述べて居る。米佛間の仲裁裁判條約に付ても多くの言を費して居る。『侵略國』の定義難に付ても又軍事的同盟條約が戰爭防止の力なきことに付ても言及して居る。米國は豫め他國に對して其の兵力を使用することを約束し得ないことを言明して居る。多邊的條約の必要をも力說して居る。然し特に注意すべきは『合衆國の目的は國際關係に於ける一のファクトルとしての戰爭を出來得る限り排斥することに在る』と云ひ又『自分は仲裁裁判若は調停の條約や「國策の手段」としての戰爭を明かに排斥する條約(不戰條約)が世界開闢以來時々發生する國民間の爭鬪に對し一定の保障たるものであるとは主張しない。此等の條約に加へて戰爭の恐るべきことに對する世界の輿論が湧起せねばならぬ。世界の人民が平和心を持たねばならぬ。不戰條約の如きは問題の一部に過ぎぬ。自分は世界が生れ變つたものと信ずる程盲目ではない。然し世界は國際紛爭の平和的解決に向つて長大足に進みつゝある。一般人民は一制度(アン・インステイチューション)としての戰爭の廢止を望むに一致して居る。合衆國は此の平和的機運を促進するに於て人後に落つるものではない。自分は個人としても又國務卿としても仲裁裁判や調停や戰爭排斥の爲め適當の條約を結ぶに努力を惜しまざるものである』と云ふて居ることである。之を見ればケロッグ氏の不戰條約に對する見解及態度を知るに足るものがある。が然し、一方に於て氏は戰爭の排斥即ち不戰の義務は明かに獨立の條約で結ばなければならぬ、之を條約の前文に揭げるだけでは價値がないと云ふて居る所を見れば例の米國一流の遣り方で、一旦戰爭の排斥否無條件に不戰の義務を規定すれば、一旦緩急ある場合、如何なる解釋をとつて、如何なる主張をするか判つたものではない。由來米國人は或キャツチ・ウア

ードを捕へて之を振廻したい性癖を持つて居る。モンロー主義と云ひ、門戸開放主義と云ひ、皆其の適例である。モンロー主義とは何ぞや、門戸開放主義とは何ぞやとなれば、解釋上適用上の疑義が百出する。それに拘はらず米國は米國で勝手に獨得の解釋を附せんとして居る。今度の不戰條約の如きも此の轍でやられては、外國は迷惑至極である。米國にとつては都合はよいかも知れぬ。否既に佛國との間にも米國は無制限無條件の不戰條約を主張しながら、一方に於て仲裁裁判條約には米國に好都合なる幾多の留保をしながら、不戰條約を無留保無條件とするが如きは耳を蔽ふて鈴を盜むの類である。佛國は米國今回の提案に對し自分の方でも獨自の別案を出すやうな形勢である。爾餘列國が不戰條約に對し如何なる態度をとるか、世界の輿論が如何なる傾向を示すかは今後の見物である。要するに米國今回の不戰條約の提唱は從來國際聯盟に加入することを頑強に拒んで來た米國が昨年佛國ブリアンの提案を機會に米國の平和的態度を世界に聲明し、あはよくば米國を中心とする第二の國際聯盟を現出せんとする企てであると見られても致方はあるまい。

（昭三、四、一八）

（註一）　一九二八年四月カレント・ヒストリー一一三頁參照。

（註二）　一九二八年三月十六日ユーナイテツド・ステーツ・デーリー紙。

（註三）　論者或は云ふであらう。米國今回の不戰條約案は佛國當初の提案其の儘であつて、從つて右不戰條約案に缺點若は缺陷ありとするも、それは獨り米國のみを責むべきではないと。然し是れ一を知つて二を知らざるの論である。佛國當初の積りは米國だけとの間に『永久的和親條約』を結ぶ積りであつた。從つて佛國政府の云ふ如く、實は米佛兩國間には此の種の條約があつてもなくても、戰爭はあり得ない。唯此の種條約は兩國の友好關係を公然聲明するだけのものである。從つて固より一條か二條の簡單なるものでも差支ない。之に反して米國は右不戰條約を多邊的ならしめんとするのであつて、かうなつて來ると事情は大いに違ふのである。佛國は米國に對すると同樣の親交關係を、必ずしも總ての國との間に持つて居るとは云へぬ。前章にも述ぶる如く、米佛間に戰爭をしないと云ふのと、佛英間、佛獨間、佛伊間に戰爭をしないと云ふのとは大いに事情を異にする。殊に英佛獨伊は國際聯盟に入つて居るから、國際聯盟との關係もある。殊に佛國としては國際聯盟を忘るゝことは出來ないのである。是れ佛國が種々の條件や留保を米國に對して持ち出した理由である。米國が若し多邊的條約を主張しなかつたならば、佛國としては無論何等の條件や留保を持ち出さなかつたであらう。而して此の條件や留保は日本其の他も一考を要する所であらう。

（參考の一）　米國の不戰條約案

（米國大使が本年四月十四日我外務省に提出したるもの）

アメリカ合衆國大統領、フランス共和國大統領、大ブリテン・アイルランド及海外自治領皇帝並にインド皇帝、ドイツ共和國大統領、イタリー國皇帝、日本國皇帝は

第五章　不戰條約の提唱

各自國の元首として人類の幸福を增進すべき神聖なる義務を有する事を深く銘記し
たゞに各自國民間に現存する平和的友誼的關係の繼續を不朽ならしむるのみならず全世界各國間に戰爭を防止せんとする共通の希望に動かされ
各國は國家政策遂行の手段として戰爭に訴ふるを非とし且國際紛議は平和的解決によるべきものにして戰爭はこれを廢棄すべき事を正式行爲によつて確證せん事を希ひ
全世界各國が前記各國の例にならひこの人道的努力に參加し本條約がその効力を發生すると同時にこれに參加して各自國民をして本條約の規定による利益を享受せしめもつて全世界の文明國をして擧つてその國家政策の遂行手段としての戰爭を一致廢棄するに至らん事を望み
こゝに一條約を締結するに決しこれがため左の全權委員を任命す。

アメリカ合衆國大統領　（全權委員）　（　）
フランス共和國大統領　（　）
大ブリテン・アイルランド及海外自治領皇帝並にインド皇帝（　）
ドイツ共和國大統領　（　）
イタリー國皇帝　（　）
日本國皇帝　（　）

各全權委員は全權委任狀を示しこれが良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定す。

第一條　締約國は各自國國民の名において國際間の爭議解決のために戰爭に訴ふるを非となし且締約國相互間の關係について國家政策遂行の手段としての戰爭を廢棄することをこゝに嚴肅に聲明す。

第二條　締約國は各締約國間に發生することあるべき爭議あるひは紛爭はその性質の如何を問はず又その原因の何たるを問はず一切これが解決は平和手段にのみ依るべき事を約す。

第三條　本條約は前文記載の締約國により各自國の憲法の規定する所に遵ひ批准さるべきものとす、而して各國の批准書が（批准寄託地）において寄託を了したる時より効力を發生すべきものとす。
本條約にして前揭の方法により一たび効力を發生したる場合は必要の期間爾餘の世界各國全部をしてこれに參加せしむるの餘地を存すべし。
一國の加入を立證すべきあらゆる書類は（　）國において寄託さるべきものとす、本條約はかゝる寄託によつて即時新加入國と他の締約國との間に有効となるべきものとす。
（　）國政府は本條約前文所揭の各國政府並に爾後の加入各國政府に本條約の證明副本一通および一切の批准又は加入文書證明副本一通づゝを交付すべき義務を有す。（　）國政府は批准書又は加入書の寄託を受けたる時は即時その旨電報をもつて前記各國政府に通告するの義務を有す。
右證據として各締約國全權委員は本條約に署名調印す。本條約は英語およびフランス語をもつて作成す、本條約の解釋に關しては右二種の本文をもつて正文となす。
千九百何年何月何日（　）において本書を作成す。

（參考の二）　佛國の不戰條約案

第五章　不戰條約の提唱

（佛國大使が本年四月二十一日我外務省に提出したるもの）

ドイツ國大統領、アメリカ合衆國大統領、フランス共和國大統領、大ブリテン・アイルランド及海外自治領皇帝並インド皇帝、イタリー國皇帝、日本國皇帝は啻に各自國民間に現存する平和的友交的關係を不朽ならしむるのみならず、その他の諸國民の間における戰爭の危險を除去せん事を希ひ、國策遂行の手段として戰爭に訴ふることを斥け、國際紛爭の平和的解決を期するの最も正式にして且つ明確なる決意を嚴肅なる文書に表明することに一致し、世界の全國民が均しく國策遂行の手段としての戰爭を非とする文明國の結合を實現するためこの人道的努力に贊同せんことを希望し、こゝに一の條約を締結する事に決しこれがために各々左の全權委員を任命せり。

ドイツ國大統領全權委員
アメリカ合衆國大統領全權委員
フランス共和國大統領全權委員
大ブリテン・アイルランド及海外自治領皇帝並インド皇帝全權委員
イタリー國皇帝全權委員
日本國皇帝全權委員

各全權委員は全權委任狀を示しこれが良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定す。

第一條　締約國は戰爭に訴ふるを非とし且つ戰爭を國策遂行の手段とするを斥く、卽ち締約國は國際聯盟規約もしくは國際聯盟に登錄されたる他の諸條約の適用により右條約の義務として執る行爲の手段とする場合を除き自ら主となり自發的に且獨立的に執る政治的行爲の手段としての戰爭を廢棄することをこゝに嚴肅に聲明す、但し現存の條約範圍內における正當なる防衞權利の行使は本條約によつて何等の影響をも受けざるものとす、殊に右現存條約が其規定違反の行爲を敵對行爲と看做す場合において然るものとす。

第二條　締約國はその數國又は二國の間に起ることあるべき紛爭又は衝突はその性質原因の何たるを問はずその處理および解決は總て平和的手段によることを誓約す。

第三條　締約國中本條約に違反する者あるときは他の總ての締約國は右違反國に對し全然本條約に規定さるゝ義務を解除さるゝものとす。

第四條　本條約の規定は締約國が既に加入せる國際條約より生ずる義務に何等抵觸せざるべきものとす。

第五條　本條約は世界各國に對しその參加を求め一般的承諾を得たる後にあらざれば効力を發生せざるものとす但し下記の調印國は將來參加することあるべき諸國と協議の上數ケ國が參加を拒否せる場合においても本條約の實施を決議するものと諒解す。

第六條　本條約は批准せらるべきものとす、批准書は批准寄託のため三ケ月以內に（寄託地）に寄託せらるべく、しかして右は（被寄託國）政府により右條約に對する參加勸誘狀を添付し世界各國に通牒すべきものとす（被寄託國）政府は各調印國並に參加國に對し右の諸國が參加を承諾せるその都度本條約加入書の證明謄本を手交すべきものとす（被寄託國）政府は本條約第五條に基き三ケ月の期間を經過したる後更に一年後において調印又は參加したる總ての國に對しその時までの調印および參加の狀態を完全に通牒すべきものとす。

右證據として下名の各全權委員は本條約に署名調印す。

本條約は千九百何年何月何日（　）において佛文および英文をもつて作成す、本條約の解釋に關しては右兩正文をもつて本文となす。

（參考の三）　米佛間の新仲裁裁判條約　（國際聯盟協會譯）

亞米利加合衆國大統領及佛蘭西共和國大統領ハ

兩國間ニ一世紀以上幸ニ存在シタル和平關係ニ對スル阻碍ヲ兩國ノ權內ニ在ル限リ防止センコトヲ決意シ

兩國ノ間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ司法的紛爭を公平ナル裁定ニ付託スルコトノ政策ヲ兩國カ固守スルコトヲ再ヒ確認セント欲シ

兩國ノ相互ノ關係ニ於テ國策ノ手段トシテノ戰爭ヲ罪惡視スルコトヲ宣明スルコト竝ニ國際紛爭ノ平和的處理ニ對スル國際的取極ノ完成カ世界ノ何レノ國ノ間ニモ戰爭ノ可能性ヲ永久ニ除去スルニ至ルヘキ時機ヲ促進セシムルコトノ範例ヲ示サンコトヲ切望シ

亞米利加合衆國及佛蘭西國間ノ紛爭解決ヲ容易ナラシムル爲一九一四年九月十五日華盛頓ニ於テ署名サレタル條約ヲ認メ以テ左ノ諸條ヲ協定セリ。

佛蘭西共和國大統領

米國駐劄特命全權大使ポール・クローデル

各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條ヲ協定セリ。

第一條　亞米利加合衆國政府ト佛蘭西共和國政府トノ間ニ生スル紛爭ハ其ノ性質ノ如何ヲ問ハス通常ノ外交手段ニ依リテ解決ヲ得ス且兩締約國カ權限アル裁判所ノ裁判ニ付託セサルトキハ一九一四年九月十五日華盛頓ニ於テ署名セラレタル條約ニ從ヒ構成セラレタル常設國際委員會ニ同條約ニ規定セラレタル如ク審査及報告ノ爲付託セラルヘシ。

第二條　國際事件ニ關スル一切ノ紛爭ニシテ兩締約國カ條約又ハ其ノ他ニ基キ一方ヨリ他方ニ對シ權

サレタル條約ニ鑑ミ

一九二八年二月二十七日ヲ以テ滿期トナル一九〇八年二月十日華盛頓ニ於テ署名サレタル仲裁裁判條約ノ範圍ヲ擴メ且仲裁裁判ノ目的ヲ進捗セシカ爲新ナル仲裁裁判條約ヲ締結センコトヲ決定シ此ノ目的ノ爲兩國ハ各其ノ全權委員ヲ任命セリ

亞米利加合衆國大統領

國務卿代理ロバート・イー・オールヅ

利ノ要求ヲ爲シタル爲關與シタルモノ、外交手段ニ依リ調整シ得サリシモノ、上記ノ常設國際委員會ニ付託シタル結果調整シ得サリシモノ及法律又ハ衡平ノ原則ノ適用ニ依リ決定ヲ受ケ得ヘキ理由ニ依リ其ノ性質上司法的ナルモノハ各事件ニ付特別契約ニ依リ定メラルル所ニ從ヒ一九〇七年十月十八日ノ條約ニ依リ海牙ニ設置セラレタル常設仲裁裁判所又ハ他ノ權限アル裁判所ニ付託セラルベシ右特別契約ハ必要アラハ同裁判所ノ構成ヲ規定シ其ノ權限ヲ定メ係爭問題ヲ記述シ且附記ノ條件ヲ決定スヘシ。

各事件ニ關スル特別契約ハ亞米利加合衆國ニ於テハ其ノ上院ノ協贊ニ依リ又佛蘭西國ニ於テハ佛蘭西ノ憲法ニ依リ締結セラルヘシ。

第三條　本條約ノ規定ハ左記事項ノ紛議ニ關シテハ適用セラレサルヘシ。

（イ）締約國ノ何レカノ國內管轄內ニアル事項

（ロ）第三國ノ利益ニ關聯スル事項

（ハ）モンロー主義トシテ通常記述サルル亞米利加問題ニ關スル合衆國ノ傳統的態度ノ維持ニ伴ヒ又ハ之ニ關聯スル事項

第四條　本條約ハ亞米利加合衆國大統領ニ由リ其ノ上院ノ協贊ヲ經テ、又佛蘭西共和國大統領ニ由リ佛蘭西共和國憲法ニ從ヒテ批准セラルヘシ。

批准書ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ交換セラルヘク本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ效力ヲ生ス本條約ハ締約國ノ何レカノ一方ヨリ他方ニ與ヘタル一年ノ書面豫告ニ依リ終止セラルル迄（此ノ場合ニハ右期間滿了迄）ハ爾後引續キ效力ヲ存ス。

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語及佛蘭西語ヲ以テスル同等ノ效力ヲ有スル二通ノ本條約ニ署名調印セリ。

一九二八年二月六日華盛頓ニ於テ

ロバート・イー・オールヅ　印

クローデル　印

（備考）　右の原文（英文）は本年四月一日發行國際知識第八卷第四號に揭載してある。

第六章　ショットウエル不戰條約の批判

ショットウエルの不戰條約案は不戰條約研究に於て逸すべからざるものである。私は昭和三年一月發行の國際法外交雜法第二十七卷第一號に於て聊か右の批判を試みた。左に轉載する所のものがそれである。

◇

米國の世界戰爭參加十週年に當る千九百二十七年四月六日を期して、佛國外務大臣ブリアン氏は米國新聞通信員との會見に於て、佛國が米國との間に不戰條約を結ぶの意あることを公然聲明した。當時事情を詳かにせざる世人は右突然の聲明に對し、異樣の感を持つたものもあつたが、右は間もなく米國に於て多大の反響を惹き起すに至つた。バトラー教授(註一)その他學界、思想界に勘からざる賛成者を見出したのみでなく、此の考案を實現せんが爲めとして二三の條約私案まで現はるゝに至つた。就中ショツトウエル、チエーンバレン兩教授の執筆にかゝる Draft treaty of permanent peace between the United States and……が最も世人の注意を惹くに至つた。表題にショツトウエルの平和計畫と云ふのは之を指すのである。尤も右平和計畫に對しては米國内に於ても賛否の論分かるゝものがあるやに見える。例へば本年(千九百二十七年)七月號のカレント・ヒストリー誌上に於けるブシュネル・ハートの批評の如き隨分思ひ切つた酷評を下して居る一例である。之に對しショツトウエルは同誌の十月號に於て反駁を加へ辯明して居る。が、それは姑く措き、我國に於ても既に右ショツトウエル案に對し若干の批評が行はれた(註二)。私も以下に於て聊か前記ショツトウエル案の批評を試みんとするものである。豫め茲に一言したいのは、私はこの種條約の日米間に締結せらるゝことに對して賛意を表する一人であることである。即ちこの種條約が兩國間に締結せらるべきものと前提して、その内容につき若干の批判を下さんとするものである。決して之を非難し、之を破壞せんとするものではない、が、同時に條約の内容次第に依りてはその締結の前途に横はる困難の大なることを察知しないものではない。要するに條約締結の成否は内容次第であると信ずるのである。故に左に於て内容の如何を點檢せんとするものである。

◇

右ショツトウエル案は佛國外相ブリアンの意を忖度してショツトウエル教授がチエーンバレン教授と共に作成したものである。その作成前、否ブリアン聲明前ショツトウエルはブリアン外相とも巴里に於て會見を遂げた事實がある。然しショツトウエル案は前述の如く全く學者の私案であつて、佛國政府若は米國政府の公提案ではない。何れにせよ米國は佛國との間に、又英國との間に、否日本との間に現在有する仲裁裁判條約が遠からず改訂若は更新しなければならぬ必要に迫られて居るのであるから、仲裁裁判條約乃至不戰條約は米國の官民に於て研究を怠らざる所であらう。同時に佛國英國及日本の官民としても、この問題に對し我不關焉の態度を持し得べきものではない。この種の研究は獨り米佛間の問題ではない。ショツトウエル教授もこの種提案を米佛間のみならず、出來得れば英米間、

日米間にも推し及ぼさんとの意向を有する様である。從つて私は茲に獨り日米間の問題としてでなく、廣く米國と前記諸國との間の問題として之を取扱ひたいのである。

◇

ショットウエルの說明する如くその條約案は二つの部分より成る。最初の部分は戰爭廢止（renunciation of war）に關する規定であり、第二の部分は仲裁裁判及調停（arbitration and conciliation）に關する規定である。茲に戰爭廢止とは戰爭を所謂『政策の具』（instrument of policy）に供せんとするのを排斥する觀念（ブリアンの言ふ如く）を以て基調とするものである。所謂戰爭を不法視すること（outlawry of war）を以て基礎觀念とするものである。然し戰爭を廢止すると云ふ一片の宣言や一通の條約で實際戰爭が跡を絕ち、國際戰爭が絕無となるものでないことはショットウエル氏もより熟知する筈である。世界に利害を異にする諸國の存する限り、その間に國際戰爭の絕えざるは云ふまでもなき所である。が、その國際戰爭の生じた場合その決を干戈に訴ふることなく、平和的にこれを解決することにしなければならぬ。即ち締約國は如何なる場合に於ても互に他を攻擊し若くは他の領土に侵入することなきは勿論、相互に戰爭もしないと約束すること、之が**第一條**の規定である。この規定は起案者の云ふが如く、ロカルノ條約（第二條）の規定に倣つたものである。ロカルノ條約（數ケの條約中の主要條約を指す）に於ても正當防衛に出づる戰爭は認められてある如く、ショットウエル案に於ても之を認め、正當防衛權の行使即ち所謂防禦戰爭（defensive war）は止むを得ざるものとして認めてある。**第二條**の規定である。同條に於ては前條即ち第一條に定めたる約束に違反し、不戰義務を無視して他を攻擊し戰爭を開始したる場合、之に抵抗するものを正當防衛なりと定義して居る。否被攻擊國に於て直ちに爭ひを平和的解決に委せんとする意思を表示したることを以て正當防衛の要件として居る。即ち國際紛爭の生じた場合に紛爭當事國が互に干戈を取つて相爭ふ形勢となつても、一方が直ちにその紛爭を仲裁裁判其の他平和的手段に依り解決したしとの意思を表示せば、その國は『攻擊者』にあらず、『侵略國』にあらず、『防禦者』なり、戰爭はその國にとり『防禦戰爭』なりと看做さるゝものである。ショットウエル案は斯くして防禦戰爭を定義せんとするのである。『侵略』と『防禦』とを區別せんとするのである。戰爭を以て『政策の具』と看做したクラウゼウイツ一派の觀念を排斥し所謂侵略戰爭を排斥せんとするのである。趣意に於て洵に結構であるが、果してショットウエル案はその目的を達するに充分であるかの問題に至つては、未だ速斷を許さざるものがある。それは暫く後廻しとして、茲には第二條中モンロー主義に關する規定について一言しなければならぬ。

◇

第二條中『米大陸に關する合衆國の傳統政策』と稱するのは所謂モンロー主義を指すものであること勿論である。而して起案者は米國がモンロー主義を實行する爲めに取る所の『行動』を不戰義務の除外例として居る。即ち米國は前記正當防衛としての戰爭以外に、モンロー主義を理由とし口實とする戰爭を爲すの自由を留保するものである。モンロー主義に就ては世既に定評がある。米國内では米國の定評があり、歐洲諸國否米國以外ではこれ又別異の定評がある。玆に私の改めて呶々批評を繰り返すことを好まざる所である(註三)。米國人中にもモンロー主義の不徹底乃至不可解を自覺するものがないではない(註四)が多數者はモンロー主義の眞義如何を確かめずして、只漠然これを口にするものであらう、尤も牽強附會と知り乍ら之を牽強附會せんとするの輩も往々にしてあるであらう。かゝる事情の下に於てモンロー主義に依る戰爭を是認することは果して歐洲諸國（殊に佛若くは英）の肯諾する所であらうか。疑問と云はざるを得ぬ。尤も第二條に引續き『合衆國はアメリカ大陸の一國と同大陸外の一國との間に生じた紛爭事件を仲裁々判又は調停に依り平和的に解決する爲め最善の努力を爲す可し』と規定してある。この規定を見て吾人は千八百九十五年英國とヴェネズエラ國との國境紛議事件を米國が仲裁々判に付す可しと要求した往事を回想せずには居れぬ。右の規定は米國と他の米大陸内の一國例へばパナマ若くはニカラガ乃至はメキシコとの爭即米大陸内の爭を仲裁々判等の平和手段に依り解決すると云ふのではなく（此の種の爭はモンロー主義の專決すべき所である）、前記の如く例へば英國とヴェネズエラとの爭を仲裁々判乃至調停手續に付せんとするものであり、而もその間に立ち米國の斡旋を押賣りするものである。英國にとり敢て有難い規定とは思はないであらう。英、ヴエ兩國間の爭に對し米國が横合から兵力を動かすと云ふよりかも幾分增しであるかも知れぬが、然しモンロー主義を口實とする戰爭を留保する以上、事態如何によつては結局そう云ふ現象を見ないとも限らぬ。頗る物騒な規定である。然し米國の學者としては同國從來の國是とするモンロー主義を特筆大書するのは止むを得まいが、それにしても米國人はモンロー主義を以て、他の容喙を許さず又他の承認を要せざる米國獨自の政策聲明であると主張して居る以上、何を苦しんでか之を殊更他國との條約面に歌ふの必要があらうか。他國から見れば米國がモンロー主義に付如何なる一方的解釋を下さうと、他國の拘束せらるゝ所ではないのであるが、然し折角の不戰條約に於てモンロー主義に依る戰爭を——正當防衛戰爭以外に——公然他國に於て認めなければならぬと云ふことであつては、他國としては迷惑至極であると云はねばなるまい。少くともその場合モンロー主義の說明を求め、乃至はモンロー主義の解釋適用につき言を挾むに至るも止むを得ないであらう。而してこれは米國の到底應諾しない所であらう。さりとてモンロー主義の解釋適用を米國だけに一任し

て、その解釋適用の結果戰爭も御自由であると云ふに至つては餘ほどのお人好しでなければならぬ。國際間の條約を結ぶに果してかゝるお人好しを見出さんとするは至難のことではあるまいか。

◇

ショットウエルはその條約案を自稱してアメリカン・ロカルノと云ふて居る。ロカルノ條約の精神を取り入れたことは勿論であらう。然しロカルノ條約は國際聯盟を背景として居る、少くもこれを前提として居る。ショットウエルのアメリカン・ロカルノは歐洲のロカルノ條約國と如何なる關係に立つものであらうか、將た國際聯盟と如何なる關係にあるものであらうか。ショットウエル案第三條はこの種の問題についての規定である。即ちこの條約（ショットウエル條約）以外の國際紛爭義務的平和解決條約に對する違反があつた場合に就ての規定である。例へば國際聯盟又はロカルノ條約に加はつて居る國が聯盟規約又はロカルノ條約を無視し之に違反したる行爲に出でた場合、その違反國がショットウエル條約加入國であつても、無くても、第三條の適用を見るに至るものである。即ち右の違反事件があつた場合ショットウエル條約國は何れも右違反國を援助せざることを約するものである。而して右違反國が同時にショットウエル條約そのものの締約國である場合には他方の締約國は右の問題につき全然たる自由行動を回復すると云ふのである。故に例へば米佛間にショットウエル條約が成立し

たとして、獨逸がロカルノ條約を無視した場合、米國は獨逸を援助しないが、佛國自身にしてロカルノ條約違反國たる場合には米國は自由行動を取ると云ふのである。而して右の場合諸般の措置に就ても米國の關する限りは米國政府の單獨に決する所であるが、佛國の關する限りはその條約義務（固よりショットウエル條約以外の條約を指す）に束縛せらるるものであると云ふ趣旨が第三條第三項に規定せられてある。かゝる規定は米佛間にシュッウエル條約が成立したとしても佛國としては別段有難くもない規定と云はねばなるまい。なるほどショットウエルの說明する如くロカルノ條約や國際聯盟規約に違反した國を米國が助けないと云ふことは、侵略を行はんとする國に對し事前に警告を發する如き效果はあるにしても、右の如きは見方によつては當然の話であつて、取立てて條約に規定すべき價値のあるものでもなく、又見方によつては實行上少なからざる困難を伴ふの規定であると云はねばならぬ。否その困難は既に實際に問題となつて居る樣にも見える。同條に所謂『條約違反國を援助せず』(will not aid or abet the treaty-breaking Power)とは如何なる種類程度の援助を云ふものであるか、明瞭でない。否ショットウエル自身はこの規定を以て單に『侵略者を援助せずとの道德的義務を認むるものであつて、何等現在の國際法規に變更を試みんとするものではない』と云ふて居るが、同時に將來軍備縮少事業の進展その他の事柄に關聯して、或は中立國に於ても侵略國（條約無視國）に

對して私人（又は私立會社）の武器供給を差し止むるが如きこととともならば、前記の原則主義は一段の光彩を發揮することとなるであらうと說明して居る。而して現に最近米國議會に於て將來侵略國に對し米國は自國より兵器彈藥の輸出を許すべからずとの趣旨を有する議案の提出を見るに至つたとも傳へられて居る。下院議員バートン等の名前が右議案に就て新聞紙上に現はれて居る。而して最近の電報に依ればクーリツヂ大統領は右の提案に對し冷水を浴びせた樣なステートメントを出した趣である。大統領の意として傳へらるる所に依れば右の提案を實行する曉には米國としては、或る國が果して侵略者なりや否やを決定しなければならぬ破目となるが、米國が右の決定を爲す結果、及その決定に基き或る國に武器の供給を爲すことを自國人（米國人）に禁止する結果、その國に對する關係に於て、米國を戰爭に引き入れる處があると云ふて居る樣である（十一月二十五日ワシントン發新聞電報に依る）。果して右が事實であるならばショットウエル案の前途も大いに案ぜられる次第であるが、何れにせよショットウエル案の右の部分即ち第三條の規定それ自身に於て缺點なしとは云へまい。局外中立國として交戰國の一方にのみ兵器彈藥の輸出禁止を行ふこと（個人の手に依る輸出即ち戰時禁制品たる場合を指すものであつて、政府の輸出は玆に問題ではないこと勿論である）は國際法上出來ない話である。中立國の公平義務に違反するからである。況や中立國が干戈を以て交戰國の一方を援助し得さるは勿論である。これ私が第三條の規定を以て無用なりとする所以である。又これを意義あらしめんとせば實行困難なりと見る所以である。ショットウエル條約の締約國としての佛國が、假りに他國と兵力に依る葛藤を生じた場合米國が局外中立を守ると云ふ丈けならば、何も好んで、どの國が惡いの、何れが侵略者であるのと云ふ如き問題を詮議立てする必要は、米國としても又佛國としても無い譯である。況や締約國の一、例へば佛國が違反國即ち不法國たる場合米國が自由行動を取ると云ふ樣な水臭い（佛國に取り）規定を設くるに於ておやである。況や聯盟規約違反者に對する措置についても米國は自分で單獨に決するが、佛國は佛國としてそれ〴〵の條約上の義務に縛られるものであると規定するが如きに至つては（第三條第三項）、無用も亦甚だしいと云はねばなるまい。要するに國際聯盟に接近するを好まない米國を强て接近せしめんとする所に無理を生じたことになる。

◇

次に**第四條**に於ては國際法の漸進的編纂に就て規定してある。その編纂に當りては本條約の骨子とする『戰爭の否認』即ち『政策の具としての戰爭を排斥すること』の觀念を基礎とすべきことをも規定してある。又次條即ち**第五條**に於ては本條約の結果關係國間の安全（security）が從來に比し大いに確保せらるるに顧み、締約國は軍備の漸進的縮少に**協力すべく**、之が爲め定期に國際會議を開いて

軍縮の方法手段を討議すべきことを規定してある。即ちショットウエル案は軍縮に就ても急進主義を取らず漸進主義を取るものであることは條文及その說明に於て看取せらるゝ所である。これ等の問題に就ての點檢は暫く差し控へて私は次の問題に移らねばならぬ。

◇

國家間に單純に戰爭を止めよと云ふても實行出來る話ではない。戰爭を止めるのには之に代るべき紛爭解決方法が見出されねばならぬ。その方法としては仲裁々判がある、所謂司法的解決（私の『司法裁判』と稱する所のもの）もある。尙外に所謂調停と稱するものもある（註五）。ショットウエル案も仲裁々判及調停と題して**條約案第二部**に數條の規定を設けてあるのは、右の諸方法を包含するものであること勿論である。**第六條**にも現に之を明言してある。唯茲に特筆しなければならぬのは所謂國內管轄（domestic jurisdiction）に關する問題である。同條には例に依り、即ち國際聯盟規約第十五條第八項や、ワシントン條約中太平洋條約附屬聲明に於て規定した如く、國際法上締約國の一の國內管轄（又は國內法權とも云ふ）に屬する事項に就ては如何なる紛爭あるも、これは前記何れの平和的解決方法に付すべきものでもないとの趣旨が規定してある、否國內管轄に屬する事項は國際紛爭と看做さざるものである。さりとて之を戰爭に訴へて解決することも認めないのみならず、明かにこの問題に

つき戰爭に訴ふることを禁止してある。即ち同條に於て『如何なる場合に於ても同條約案第一部の規定（從つて第一條の規定）が適用せらるるものである』ことを規定して、條約國の一が國內問題なりと主張する事件に就ては他方は決を仲裁々判乃至調停に仰ぐことも出來ず、又さりとて戰爭に出づることも出來ないのである。同條の說明としてショットウエルは米國が移民問題を仲裁々判乃至調停に付するの意なきの意味であると述べて居る。抑も國內管轄に屬する問題とは何であるか。國際法は果して國內管轄問題を定義し得て明かであらうか、又移民問題は果して無制限無條件に國內問題たるものであらうか、移民問題以外に如何なる問題が國際法上國內問題と認められて居るであらうか。これらの諸疑問は國際法學者の未だ遽に解く能はざる所である。否今日世界有數の國際法學者にして右の國內管轄問題は國際法の鬼門である、否國際平和の障碍であることを言明して居るのを見受ける。例へばブリーレー及ボリテイスの如き然りである（註六）。これらは何れも歐洲大陸の學者であるが、米國の國際法學者であつて右の國內管轄問題を論ずる者を見るに何れも多少懷疑的の口吻を弄して居る（註七）。即ち所謂國內問題と國際問題との限界は歐米の國際法學者が齊しく難物視する所である。然るに國際法上甚だ明かならざる右の國內問題を國際法上明かなるものの如くに解釋して、この種問題を仲裁々判乃至調停手續より除外し、併せて戰爭よりも除外せんと

するに至つては大膽不無理な話と云はねばならぬ。或る事件が果して國内管轄に屬するか否やにつき、その判斷を公平なる第三者例へば國際司法裁判所に求むると云ふならば未だしもであるが、米國が一存で或事件を國内管轄に屬すと決め込んで他方の手足を縛らんとするが如きは、道理上到底公平なる提案と云ふことは出來まい。私が玆に道理上と云ふは多少意味を含蓄せしめたつもりである。日米の間に横はる移民問題は米國が之を國内問題と看做すと否とに拘はらず、日本は戰爭に訴へてこの問題を解決せんとするつもりはない。又戰爭によつて解決の出來るものでもない。さりとて米國現在の狀勢に於て右移民問題を仲裁々判か調停に事實付し得るものでもないことは我々の千萬承知する所である。故に千九百二十四年ゼネヴア議定書討議の際日本が國内管轄問題で議論を挾んだ爲め米國邊から猜疑の眼を以て眺められた一幕を更にショットウエル案に就ても繰り返すことを以て賢明なりと信ずるものではない。殊に況んや既に前記聯盟規約やワシントン條約の際了解あるに於ておやである。唯折角の條約文の批評のことであるから獨り日米間のみならず、之を一般的に見て、否之を公平に觀察して、その理不盡なる點を指摘したまでである。國内管轄問題に就ては英國の現當局者の如き或はこの種規定に贊成するかも知れぬ（註八）。然し國内管轄問題に就ては米國もメキシコとの間に苦き經驗を持つて居る筈である。即ち米國が日本に向けて居る鉾をメキシコから米國に向けて居る（註九）。

然し米國はショットウエル條約をメキシコとの間に結ぶつもりはあるまい。否ショットウエルは米國をしてこの種條約をメキシコとの間に結ばしめるつもりは無い。即ち政治組織に就ての觀念を異にし、政治的發達の程度を異にする國とは嘗くこの種の條約を締結しないと說明して居る。一定の事情の下に於て、文明國が非文明國に對し、國際警察 international police に基く手段を取ることは止むを得ずと述べて居る。これは亦米國に於ける一部論者をしてショットウエル案に對する反對を緩めしめる一の調和劑となるであらう。

◇

ショットウエル案は又一國の『重大利益』『獨立』『若くは』『名譽』に關する紛爭及第三國の利益に關する紛爭を仲裁々判及司法裁判に付し得べき事項より除外してある。而して右の所謂重大利益とは何ぞや、獨立若くは名譽に關する紛爭とは何ぞや、第三國の利害に關する事項とは何ぞや等の問題に就ては、條約自身これを定義せざるのみならず（これを定義することはもとより至難であらう）、果して特定の國際紛爭が右の何れか一に該當するかを判斷すべき公平なる機關をも指定してゐない。否之を指定し、之れが判斷を第三者に一任するは米國議會從來の態度に照らし到底困難であらう。が、米國議會の方面からの故障は對外關係に於て『御無理』を『御尤』ならしむるものではない。然し米國と條約を結

ぶつもりならば米國の都合も或る程度までは酌酌はねばなるまい。とは云へ、無理は何處までも無理である。相手が米國であるからと云つて無理が有理となるものではない。私はこれ以上、この點に就て深入することを避け、更に進んで調停手續に入りたいのである。締約國間の紛爭はその性質の如何を問はず、從つて一國の重大利益、獨立若くは名譽に關するものであつても、又そうで無くても、調停手續に付し得るものとせられて居る。**第九條**の規定である。即ち同條に於ては締約國間外交手段により解決することの出來ず又仲裁々判（若くは司法裁判）にも付せられなかつた紛爭事件は國際調停委員の審査、報告及勸告 investigation and report and recommendations for settlement に付せらるべきものであると規定してある。（しかし前記國内管轄に屬する問題はこの限りにあらざること勿論である。）私は玆に右國際調停委員會の組織や調停手續に關する第十條以下數條の規定に言及することを見合はせ、唯調停は如何なる效果を齎らすものであるかに就て一言したい。調停委員會は前記の如く審査、報告及勸告を爲すものであつて、その審査報告若くは勸告は當事國を拘束するものではない。仲裁々判若くは司法裁判と同樣の拘束力を有するものではない。果して然らば紛爭當事國は右の報告及勸告に對し自由にその態度を決定し得るものであらうか。ショットウエル案**第十三條末項**に依れば締約國は右の場合『行動の自由を留保す』とはあるが、それには重大なる一制限がついて居る。

即ち『第一部の規定の下に』subject to the provisions of Part I との制限である。同氏は更に之を說明して、右の規定が所謂ブライアン條約の戰熱冷却主義と異る所以を指摘し『第一部の規定の下に』と云ふは戰爭を爲すの自由を有せざる意味であると述べて居る。即ち紛爭當事國は調停委員會の勸告に應ずると否とはその自由であるが、一方に於て、戰爭に訴ふることはどうしても出來ないことになつて居る。勸告調停にも從はず、戰爭もしないと云ふならば紛爭國は如何にして共の紛爭を解決するつもりであらうか。ショットウエルがカレント・ヒストリー誌上に語る所を見るに、氏も右條約案がこの點に關して不完全（incomplete）であることを自認して居る樣である。而して右の場合『外交』によつて紛爭國が窮地より脫することを期待して居る樣である（註一〇）。この『外交』は國際會議の發達と共に新なる形式を取り、大なる能率を發揮せんことを望んで居る樣である。希望としては右の如きも或は良いかも知れぬが、既に外交によつて解決出來なかつたから、紛爭事件を調停手續にかけたのであるのに、其の調停が效を奏せざるや又之を引戻して外交によつて解決せんと云ふが如きは、餘りに賴み甲斐なき次第であると云はねばならぬ。否條約の規定として右の場合何等の善後策を講ぜず、漫然戰爭のみを封ぜんとするが如きは一大缺陷と云はねばならぬ。この缺陷を有する條約により果して戰爭を防止し得るや否や大いに疑問と云はざるを得ぬ。聯盟に加はり居らざる米國としては、ロカ

ルノ條約規定の如く調停の效を奏せざる場合、即ち紛爭當事國が調停委員會の提議する調停に同意せざる場合、國際聯盟理事會の活動を促すことゝする譯にも行かず、從つてショツトウエル案が右の如く調停不奏效の場合をボカして居るのは止むを得ないことではあらうが、戰爭禁止の目的を達成せんとする條約案としては缺陷たるの非難は免れないであらう。

◇

右の如く私はショツトウエル案の批評を試みた。然しそれは冒頭に斷つて置いた通り、決してショツトウエル案の成功又は成立を妨げんとの趣旨に出でたものではない。否これを助成せんとする爲め玆に若干の言說を試みた次第である。私は固よりショツトウエル案がその原形のまゝで米佛間、米英間若くは米日間に成立すべしと思惟するものではない。或は法律家の手に依り、或は政治家の手に依り幾多の添削修正を經なければならぬ運命を有するものと信ずる。米國側からも又その相手國からも幾多の批評や修正論が現はれるものと信ずるのである。終りに一言附加へたいことがある。即ち若し日米間にショツトウエル案否此の種條約の成立を妨ぐる故障難關ありとせば、それは寧ろ米國側に存して、日本側には存ぜざる可しと云ふことである。日本は米佛間、又は米英間に此の種條約の成立すべき場合、否英佛が承諾する樣な條約ならば、日本も欣然として同種同樣の條約を快諾すべきは私の確信せんとする所である。案の成否は米國の出方次第である。公平對等の條約ならば日本は仲裁裁判條約は勿論のこと（既に日米間に仲裁裁判條約があることはあるが）進んで調停條約にも調印するであらう。否調印しなければならぬ。然し米國が他國に對しては調停丈けで戰爭を封ぜんとし乍ら（而かも所謂國內問題に付ては調停をも封じ乍ら）、米國自らは『モンロー主義による戰爭』の自由を留保すと云ふに至つては、誰が見ても勝手な話であらう。『モンロー主義』は兎に角、ショツトウエル案の如く『モンロー主義による戰爭』を公認するは此の種條約の遠慮すべき所であらう。日本は兎に角として右の如きは英佛が承知しまいと察せられる。（註一一）（註一二）

（註一）　バトラー教授はショットウエル案を推奬して之に序文を付して世に紹介するに至つた。卽ち其の紹介的序文を以てショットウエル案は一九二七年五月卅一日紐育タイムス紙に於て發表せられた。倘ほバトラー氏は同年六月十六日巴里なるアメリカン・クラブに於ける演說にて佛米協定を支持して居る。L'Esprit International, Paris, 1er Juillet 1927, 1e année, No 3.

（註二）　昭和二年十月一日發行外交時報九三頁以下青木君の論文及同年十月十五日同誌三八頁以下信夫博士論文、改造十二月號二頁以下高柳敎授寄書參照、倘ほショットウエル案の全文は右高柳敎授の說明の末尾に附錄として譯出してある。左に（參考の一）として轉載するものがそれである。

（註三）　モンロー主義につき拙著「外交及外交史研究」七九頁以下及英國國際法年鑑一九二四年度一〇三頁以下ヒッギンスの論文參照。

（註四）David Y. Thomas, One Hundred Years of the Monroe Doctrine の如き其の一例である。

（註五）玆に所謂「調停」に關し國際法外交雜誌第二十六卷第五號（昭和二年五月一日）掲載の拙稿參照。

（註六）Prof. Brierly, Matters of Domestic Jurisdiction—The British Year Book of International Law, 1925, p. 8. ff; Politis, Académie de Droit International, Recueil des Cours, 1925, I, p. 56.

（註七）フェンウイクは一九二五年一月發行米國々際法雜誌一四三頁以下に於て、ガーナーは同年二月發行アメリカン・ポリティカル・サイエンス・レヴュー九—一〇頁に於て何れも國內管轄問題に言及して居る。尙ほ移民問題と國內問題の關係につき拙著「外交及外交史研究」六三一頁參照。

（註八）英國現外相チェーンバレン氏が千九百二十五年三月十二日の演說は人をして如何に同氏が聯盟規約第十五條第八項の國內管轄に關する規定を重要視して居るかを察せしむるに足るものがある。一九二七年十一月發行英國「フォーレン・アフェーアズ」誌一四六頁參照。

（註九）米墨關係につき拙著「外交及外交史研究」七七二—四頁に說く所參照。

（註一〇）Current History, Oct. 1927, p. 64.

（註一一）私はモンロー主義を否認すべしと云ふのではない。「モンロー主義」と「モンロー主義による戰爭」とは區別しなければならぬ。如何に米國の大切にするモンロー主義なればとて、又如何に米國に花を持たせなければならぬとしても、不戰條約に於てモンロー主義に出づる『戰爭』までも公認しなければならぬと云ふのは非道いと云ふ迄である。（ショットウエル案第二條には單に action とあるが此の文字は其のコンテキストによつて戰爭を意味すること、少くも戰爭までも含むことは明かである）。此の種條約に米國の調印を得る爲め已むを得ぬと云ふならば米國が一八九九年及一九〇七年前後二回の海牙會議に於て國際紛爭平和的處理條約に調印する際、爲した聲明位（今左に參考迄に該聲明の原文を掲げる。尙ほ此の點につきヒッギンス著 The Hague Peace Conferences, p. 173 參照）は許すことゝしても致方はあるまいが、それ以上に出ることを認むる必要も義理もない。否モンロー主義其の者は米國自身一方的聲明なりと主張して居るのであるから一方的に聲明する丈けで澤山であつて、他國としては之を認める必要もなければ、米國としても之を他國から認めてほしくもない筈である。

"Nothing contained in this Convention shall be so construed as to require the United States of America to depart from its traditional policy of not intruding upon, interfering with, or entangling itself in the political questions or policy or internal administration of any foreign state : nor shall anything contained in the said Convention be construed to imply a relinquishment by the United States of its traditional attitude towards purely American questions."

因みに右の聲明は第二回平和會議に於てはゼームス・ブラウン・スコットによつて行はれたものである。

（註一二）國內管轄問題についても實際に於て華府條約（太平洋に關する四國條約）の例に倣つて附屬聲明を許す位までは讓歩するも致方はあるまい。が、之を條約本文に、ショットウエル案の如き形ちで挿入するのは反對したいのである。私は米國の留保事項を排斥するに於いて徒らに空論を弄ばんとするものではない。因みに此の種條約調印の際別に公文交換の必要あるべきはショットウエル自身も豫想する所である。故に右等の問題は之を此公文交換に讓つてもよいであらうと思惟せられる。

（參考の一）　右條約案譯文

第六章　ショットウエル不戰條約の批判

亞米利加合衆國及……國間恒久平和條約案

第一部　戰爭ノ否認

第一條　亞米利加合衆國及……國ハ如何ナル場合ニモ他ノ一方ヲ攻撃又ハ侵略セス又ハ之ニ對シ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス

第二條　前條ノ規定ハ左ノ場合ニハ之ヲ適用セス

(一)　正當防衛權ノ行使即チ前條ニ定メタル約定ノ違反ニ抵抗スル場合。

但シ攻撃ヲ受ケタル一方ハ直チニ紛爭ヲ平和的處理手續ニ附シ又ハ仲裁的若シクハ司法的判決ニ從フコトヲ申出ツルコトヲ要ス

(二)　南北亞米利加大陸ニ關スル亞米利加合衆國ノ傳統的政策ヲ遂行スル亞米利加合衆國ノ行動

但シ合衆國ハ亞米利加大陸ノ國ト亞米利加大陸以外ノ國トノ間ノ紛爭カ仲裁々判又ハ調停ニ附セラルルタメニ最善ノ努力ヲ竭スヘシ

第三條　世界平和促進ノタメ兩締約國ハ左ノ事項ヲ約ス

本規約以外ノ義務ノ國際紛爭平和的處理ニ關スル條約又ハ規約ニ對シ違反アリタル場合ニハ締約國ノ何レノ一方モ右條約違反國ヲ幇助セサルヘキコトヲ約ス右條約違反國カ締約國ノ何レカ一方ナル場合ニハ他ノ締約國ハ之ニ對シ完全ナル行動ノ自由ヲ回復ス

右ノ場合ニ執ルヘキ措置ハ亞米利加合衆國ニ就テハ其政府ノ行動ニ依リ、……國ニ就テハ其現存條約上ノ義務ニ從ヒ之ヲ決定ス

第四條　平和維持ニ就キ一般ニ承認セラレクル法規ノ重要ナルコトニ鑑ミ兩締約國ハ本條約ニ定メタル如ク政策上ノ手段トシテノ戰爭ヲ否認スル基礎ノ上ニ國際法ノ漸進的法典化ノ促進ニ努ムヘキコトヲ約ス

第五條　本條約ニヨリ達成セラレタル安全保障ノ增進ニ鑑ミ兩締約國ハ軍備ノ漸進的制限ヲ促進スルタメ相互ニ協力シ且之カタメニ軍備制限ノ國際會議ヲ定期ニ開催シテ妥當ナル手段方法ヲ研究スヘキコトヲ約ス

第二部　仲裁及調停

第六條　兩締約國ハ本條約次條以下ニ定ムル處ニ從ヒ相互ノ間ニ生スヘキ紛爭ヲ仲裁々判司法的解決又ハ調停ニ附スヘキコトヲ約ス

但シ右紛爭カ國際法上締約國ノ一方ノ國內管轄ニ專屬スル事項ニ關スル場合ハ此ノ限ニアラス

第一部ノ規定ハ右ノ場合ニモ總テ適用セラル

仲裁々判

第七條　法律問題又ハ兩締約國間ニ現存スル條約ノ解釋ニ關シ兩締約國間ニ生シ外交上ノ手段ニヨリ解決スルコトヲ能ハサリシ紛爭ハ海牙ニ設置セラレタル常設仲裁裁判所又ハ常設國際司法裁判所ニ附託セラルヘキモノトス但シ右ノ紛爭ニシテ兩締約國ノ緊切ナル利益獨立若シクハ名譽ニ關シ又ハ第三國ノ利益ニ關係アル場合ハ此ノ限ニアラス

第八條　各場合ニ於テ兩締約國ハ常設仲裁裁判所又ハ常設國際司法裁判所ニ訴フルニ先立チ係爭事項ヲ明瞭ニ確定スル爲別協約ヲ締結スヘキモノトス右係爭事項カ常設仲裁裁判所ニ附託セラルヘキ場合ニ於テハ右特別協約ハ仲裁々判官ノ權限及ヒ仲裁法廷ノ構成ニ就キ定ムヘキ期間並ニ手續ノ各階段ヲモ確定スヘキモノトス

右ノ特別協約ハ亞米利加合衆國ニ就テハ上院ノ協賛ヲ經テ大統領之ヲ締結ス

調　停

第九條　亞米利加合衆國政府及……國政府ノ間ニ生スヘキ一切ノ紛爭ハ其性質ノ如何ヲ問ハス若シ通常ノ外交上ノ手段ニヨリ解決スルコト能ハス且兩締約國カ之ヲ仲裁判ニ附セサル場合ニハ次條ニ定ムル方法ニヨリテ構成セラレタル常設國際調停委員會ノ審査ニ附シ其報告及ヒ解決ニ關スル勸告ヲ求ムヘシ但シ第六條ノ條件ノ制限ヲ受ク

第十條　國際調停委員會ハ左記ノ方法ニヨリ選任セラレタル五人ノ委員ヲ以テ之ヲ構成ス卽チ各政府ハ二人ノ委員ヲ指名シ其中一人ニ限リ自國國籍者タルヘシ最後ノ一名ハ合意ニ依テ指名セラレ且既ニ委員會ニ代表者ヲ有スル國ニ屬セサルコトヲ要ス議長ノ職務ハ右ノ者之ヲ行フ最後ノ委員ノ選任ニ付キ兩政府ノ合意成立セサルトキハ他ノ四名ノ委員ヲシテ之ヲ指名セシム右委員間ニ於テ協定成立セサルトキハ一九〇七年海牙條約第四十五條ノ規定ヲ適用ス

委員會ハ本條約ノ批准交換ヨリ六ケ月以内ニ之ヲ構成ス

委員ハ一年ノ任期ヲ以テ之ヲ選任ス但シ重任ヲ妨ケス委員ハ交代或ハ再選アルマテ又ハ其任期滿了ノ當時從事セル事務ノ完了ニ至ルマテ其職務ヲ行フ

（死亡辭任又ハ身心ノ故障ニヨリ）缺員ヲ生シタルトキハ最初ノ選任ノ際用ヒラレタル方法ニヨリ成ルヘク短キ期間内ニ之ヲ補充ス

兩締約國ハ委員選任ニ先チ委員ノ手當ニ關スル協定ヲナスコトヲ要ス委員會ノ會合ニ伴フ費用ハ兩締約國均等ニ之ヲ負擔ス

第十一條　兩締約國間ニ生スル紛爭ニシテ通常ノ方法ニ依リ解決セラレサル場合ニハ各當事國ハ何レモ其審査ヲ國際委員會ニ附託シ其報告ヲ求ムル權利ヲ有ス通告ハ國際委員會ノ議長ニ對シテ之ヲナス議長ハ直チニ之ヲ各委員ニ通達ス

右ト同一ノ場合ニ於テ議長ハ委員ト協議シ其過半數ノ同意ヲ得タルトキハ兩締約國ノ各々ニ對シ委員會ノ勞務提供ヲ申出ツルコトヲ得前項ノ規定ニ從フ委員會ニ依ル事件ノ受理ニハ兩政府ノ申何レカ一方カ右申出ヲ受諾スルノ意志ヲ表示シタルコトヲ以テ足ル

會合ノ場所ハ委員會之ヲ定ム

第十二條　兩締約國ハ各自委員會議長ニ對シ紛爭ノ内容ニ就キ意見ヲ陳述スル權利ヲ有ス右兩締約國ヨリノ陳述ハ參考トシテ提供セラルヘキモノニシテ右陳述ノ相違ハ委員會ノ行動ヲ拘束セス

紛爭ノ原因タル一定ノ行爲カ既ニ爲サレ又ハ將ニ爲サレントスル場合ニハ委員會ハ成ルヘク速ニ各當事國ノ權利ヲ保全スルタメ其報告ノ提出アルマテ暫定的ニ執ルヘキ措置ニツキ其適當ト認ムルモノヲ指示スヘシ

第十三條　委員會ノ踏ムヘキ手續ニ關シテハ委員會ハ成ルヘク一九〇七年海牙條約第一ノ第十條乃至第三十四條及ヒ第三十六條ニ定ムル規定ニ從フ

兩締約國ハ委員會ニ對シ其審査及報告ニ必要ナル一切ノ手續及ヒ便益ヲ提供スルコトヲ約ス

委員會ノ事務ハ事件ノ受理ヲ爲シタル日ヨリ一年以内ニ完成スルコトヲ要ス但シ兩締約國カ之ト異リタル期間ヲ定ムルコトヲ約シタルトキハ此ノ限ニアラス

委員會ノ決定及ヒ其報告ノ條項ハ多數決ニヨリテ之ヲ採擇ス議長ハ職務上ノ資格ニ於テ報告書ニ署名シ之ヲ各締

第三編　米國を中心として

約國ニ送附ス

兩締約國ハ委員會ノ報告及ヒ解決ニ關スル勸告ニ對シ取ルヘキ行動ニ就キ完全ナル自由ヲ留保ス但シ第一部ノ規定ニ從フコトヲ要ス

手續進行中ノ措置

第十四條　兩締約國ハ左ノ事項ヲ約定ス

調停若クハ仲裁裁判ノ手續又ハ司法的手續ノ進行中

(一)　相手國ニ對シ暴力行爲ニ訴ヘス且苟モ紛爭ヲ重大ナラシメ又ハ之ヲ擴大スルカ如キ一切ノ行動ヲ爲ササルコト

(二)　調停委員會又ハ裁判所ノ判決ノ執行又ハ其提議シタル協定ニ有害ナル影響ヲ及ス虞アル一切ノ措置ヲ取ラサルコト

第三部　批准

第十五條　本條約ハ亞米利加合衆國ニ就テハ合衆國上院ノ協贊ヲ經テ亞米利加合衆國大統領之ヲ批准シ……國ニ就テハ……國憲法ニ從ヒ之ヲ批准ス

本條約ハ批准交換ノ後直チニ其效力ヲ生シ締約國ノ何レカ一方カ之ヲ廢棄スルノ意志ヲ相手國ニ通告シタル時ヨリ十二ケ月ノ期間ヲ經過スルマテ其效力ヲ存續ス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名捺印ス

千九百——年——月——日ワシントンニ於テ作成ス

(附言)　右は高柳教授が改造昭和二年十二月號に寄せられたショットウエル案の譯文である。今同教授の諾を得て玆に之を掲げる。原文は國際知識本年二月號に掲載せられてある。

(參考の二)　米國と國內問題

◇

先年米國上院がヴエルサイユ條約に同意を與ふるや否やを討議しつつあつた際、同上院は幾多の留保事項（レザヴエーション）を決議した。(後には此の決議も反古になつたが)。其の留保事項の一つに國內管轄に關するものがある。それは當時上院議員であつて、目下國務長官であるケロツグ氏の起案に係るものであると云ふことである。用語必ずしも正確ではないと見られるが、兎に角米國上院の國內問題に對する解釋及態度を知るに十分である。先づ曰く『合衆國は如何なる問題が國內管轄に屬するやを決定するの權利を留保す』と。從つて米國が或問題又は事件を捉へてそれが國內問題に屬すと看做し、爾く主張するに於ては、他國は米國に對し文句は云へぬ、否文句を云ふても米國は聽き入れぬと云ふことになる。又引續き聲明して曰ふ『總ての國內問題又は政治問題にして全部又は一部米國の內政事項（インターナル・アフエアス）に屬するもの—移民、勞働、沿岸貿易、關稅、商業、婦人小兒賣買禁止、阿片等の劇藥取引禁止及其の他の國內問題を含む—は專ら合衆國の管轄權內に在り、從つて本條約(ヴエルサイユ條約を指す)に依り仲裁々判にも聯盟理事會又は總會の審査にも將又他國の

決定若は勸告にも付すべからざるものとす』とある(註一)。右の文句が如何に廣汎で、如何に曖昧であるかは、詳しく說明するまでもなく讀者の首肯せられる所であらう。

(註一) Lodge, The Senate and the League of Nations, P. 185.

◇

國內關係に於ても國際關係に於ても、時々新しい言葉や文句が現はれて世人を苦しめ又學者をも苦しめる。所謂國內問題又は國內管轄問題の如きも其の一である。國際聯盟規約第十五條第八項に於て所謂國內問題が國際聯盟の活動（調停）範圍から除外せられ(註一)、又同問題は華府會議で出來た太平洋に關する四國條約中の共同會議事項から除外せられた(註二)のみならず、續いて生れた日米移民問題（米國に於ける日本人排斥問題）に於て（一九二四年）、米國は移民問題を以て右の所謂國內問題なりとし、從て國際問題にあらずとし、日本は移民問題を以て何等米國に對する交涉談判の目的物となすを得ざるものとし、語を換へて云へば米國の移民問題は米國限りに於て自由に措置し得べき所なりと主張し、日本の協議を斥けたる爲め、愈々現實の問題として茲に國內問題なる語が世人の注意を惹くに至つた(註三)。之に加へて、一九二五年ジェネヴアに於て所謂平和議定書の討議せらるるに當つても亦國內問題が議論の種となつた(註四)。而して、最近米國から仲裁裁判條約の提案を佛國や日

英諸國に對して出して來た際にも亦右の國內問題を除外したので、更に右國內問題と云ふ問題は愈々茲に重大問題として世人の注意を惹くに至つた。即ち、米國右の提案に依れば、或問題が果して國內問題であるとすれば之を仲裁々判其他の國際裁判乃至調停に依り平和的に解決すべきものでもなく、さりとて固より決を戰爭に訴ふべき性質の事件でもない。つまり國內問題は讀んで字の如く國內問題であつて國際問題ではなく、從つて之に關する爭あるも、國際紛爭として取扱ふものでもなければ仲裁々判や聯盟の勸解其の他の國際紛爭解決方法に訴ふべきものでもないと云ふのが、米國の主張である。結局或問題が一國の國內問題であると決まれば、他國が之について爭はんとするも爭ふことが出來ず、戰爭も出來ず、即ち平和的にも武力的にも何等の行動を採ることが出來ず、國際間に於ては第三者に訴ふることも出來ず、第三者も手を附けることが出來ず、結局被害者（又は被害ありたりと主張する者）に於て泣寢入をする外はないと云ふのが、所謂國內問題の國內問題たる所以であり、性質であり、作用である。果して然らば國內問題とは何であるか。右の如き强き作用を有する國內問題は其の內容範圍が果して明確なものであらうか。內容範圍が明確ならば格別、其の不明確なる場合、國內問題に右の如き强大なる力を認むることが果して正當であらうか。範圍明確ならざる場合は勿論のこと、其の明確なる場合と雖所謂國內問題が濫用せられることはないであらうか。

（註一）聯盟規約第十五條第八項に曰く『紛爭當事國ノ一國ニ於テ、紛爭カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ、聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ、聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ、且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス。』

（註二）華府會議四國條約附屬聲明の二項に曰く『第一條第二項ニ揭クル爭議ハ國際法ノ原則ニ依リ專ラ當該國ノ國內法權ニ屬スル問題ヲ含ムモノト解スヘカラズ。』

（註三）拙著『外交及外交史研究』六一八頁以下參照。

（註四）Adatci, Note sur les amendements japonais au Protocole de Genève, dans la Rev. de droit int. des sciences diplomatiques, politiques et sociales, 1924.

◇

所謂國內問題又は國內管轄問題は前述の如く國際間又は國際條約上の用語となつたのはつい近頃のことである。之は學者も認むる所である。例へばオクスフオード大學教授ブリーアリー氏の如き之を以て a new catchword であるとなし、又之を目して formidable new comer（『恐るべき新來者』の義）と云ふて居る（註一）。尤も、ヴアツテルの昔から（註二）一國の憲法や政體の問題を以て國內事項又は國內問題（les affaires domestiques）となし、一國は如何なる憲法、如何なる政體、如何なる政府を選ぶも其の自由であつて、他國から彼れ此れと云はるべき筋合のものではない、他國から云ふて

も之に容喙し得る筋合のものではないと云ふ觀念が、國際法學者間にないではなかつたが、何者の惡戲か之を國際條約に堂々と擔ぎ出して前揭の如き偉大なる怪力を附與せんとするに至つたのは近頃のことである。前記聯盟規約以來即ちヴエルサイユ條約以來のことである。何者の惡戲かと問ふまでもなく、米國の發明であり、發議である。聯盟規約第十五條第八項を挿入するに至つたのはウイルソン大統領の注文に出づるものである（註三）。何人がウイルソンの背後に在つて右第八項の挿入を入智慧したかは知らないが、ウイルソンとしては移民問題其の他を右國內問題の名目の下に一括して、之を聯盟の審査容喙乃至干涉の圈外に置くに非ずんば、聯盟規約に對する自國上院の同意を得ることが困難であると見た結果であらう。米國としては都合の良い話であらうが、他國としては時にとつて甚だ迷惑を感ずる。現に、日本の如き、移民問題に付いては、米國に對しても、英國に對しても、何等の文句が云へない、即ち泣寢入をしなければならぬとすれば、右の國內問題除外は有難い話ではない。尤も英國は濠洲を持つて居るから、所謂『白濠主義』と唱ふる必要上國內問題の取扱ひ殊に移民問題を國內問題として扱ふことに贊成したいであらう、又贊成して居る（註四）。殊に最近濠洲議會に於ける國內問題に關する討論の如き（註五）、明かに右の傾向を物語つて居る。今此の論文を書きつつある際入手した歐洲の新聞紙に依れば、佛國もアルサス・ローレンに於ける現在の問題を國內問題として、他國の

容喙を排斥せんとして居る傾きもあるやうであるから(註六)、愈々以て國内問題は厄介物である。右等大國の輩に倣うて、メキシコやルーマニヤが或事項につき其の國内問題たることを主張し、以て他國（强國）の主張や要求を斥けんとして居るのは敢て不思議ではない(註七)。唯不思議なのは所謂强國が右弱國の國内問題呼ばはりに對し、常に何とか文句を附けて、抗議をして居ることである。然し思ひ直せば之も不思議ではあるまい(註八)。

(註一)　ブリーアリー前掲八頁。

(註二)　ヴアッテル國際法第一卷第三章第三七節、第二卷第四章第五四節、第五七節。

(註三)　Cf. Temperley, History of the Peace Conference, vol. II, p. 28.

(註四)　英國現外務大臣が、ジエネヴア議定書に對する英國政府の態度に付き演説したる所は、其の一證である。一九二五年三月一日倫敦タイムス。

(註五)　英國國際法年鑑一九二六年一八五頁以下參照。

(註六)　Journal de Genève, 11 janvier, 1923

(註七)　メキシコやルーマニアは、國内問題論を擔ぎ出して、同國に於ける米國人の石油利權獲得者を苦しめて居る。卽ち土地法とか鑛業法とか租稅法とかに依り、米國人の石油利權に苦しい負擔や制限を課して居る。之に對し、米國政府は屢次抗議をしたが、其の抗議に對しては右二國は何れも當該法律及び當該措置の、主權の作用に過ぎざること、國内問題たること、從て米國の抗議の理由なきことを以て對抗して居る。

(註八)　同じ國内問題呼ばはりをしても、强國が弱國に對する場合には、其の主張を通すことは出來るが、弱國が强國に對しては其の主張を貫き難いことは、右の實例の示す通りである。米國の日本移民問題に對する國内問題主張の如きも、蓋し强者が弱者に對する主張の一例と云ふべきものではなからうか。從來、大國の主權や獨立は物を云ふても小國の主權や獨立は大國のそれと同日の論ではなかつたことは、國内問題に付いても鑑みるべきである。

(附言)　國内問題（國内管轄問題又は國内法權問題とも云ふ）の法律的解釋について私は法學志林第三十卷第三號（昭三、三、一）に『所謂國内問題と權利の濫用』と題して一の論文を寄せた。有志の方の參照を煩はしたい。

第七章　汎米會議

◇

本年（一九二八年）一月十六日キューバ島のハヴアナに於て第六回の汎米會議が開かれた。米國からは大統領クーリッヂ氏自身軍艦テキサス號に乘じて、國務卿ケロッグ以下を從へて、堂々とハヴアナに乘込んで、同會議開會の劈頭一場の演說を試みた。尤も大統領は右演說を終つて直ちに同地を引揚げたが、後に殘つた米國の委員は前國務卿ヒューズを首席とし、前上院議員アンダーウツド、墨西哥駐劄大使モロー、伊太利駐劄大使フレッチヤーの顏觸れであり、其の他法律家及學者としてはジエー

ムス●ブラウン●スコットやオーブリアンやウイルバー（スタンフオード大學總長）も之に加はつて居る。大統領自身の出馬既に大業であるが、右委員の顔揃を見ても如何に米國が今回の會議を重要視して居るかゝ判る。果して然らば同會議は何事を議するものであらうか。其の議する所は如何なる威力を有し、如何なる影響を及ぼすものであらうか。是れ起り易き疑問である。昨年のジエネヴアに於ける三國軍縮會議には單純なる一公使と頭の固い一將官とに依つて代表せられた米國は果して何の積りで今回大袈裟なる行列を繰出したものであらうか。右と同時に米國の流行飛行士リンドバーグまでが南方飛行を試みたのを見れば、愈々以て芝居がゝつたやうな氣分もする。それにしても米國は何が故に汎米會議に於て斯る芝居を打つ必要があるのであらうか。

◇

前記大統領の演說を通讀するとき、何人も其の內容の空疎なるに驚くであらう。コロンバスなどの名前を引き合に出して、アメリカ大陸諸國間の友情好誼を喋々したに過ぎない。レトリツク以外別段の價値を見出し難い一場の演說に過ぎない。此の演說をするの爲に態々ハヴアナまで出掛ける必要はないやうに見える。斯く詮じ來るとき、米國の意圖を忖度するに於て、唯一つの解釋のみが可能である。即ち米國が其の堂々たる威容をハヴアナ會議に展開して、之を見せ附ける事に在つた。之が大統領の

ハヴアナ行の目的である。今回の汎米會議は之までと違つて、否從來に優つて汎米會議に於ける米國の指導的地位を現實に且露骨にアツシユームしたものである。之だけで實は米國が同會議に對する期待は滿足を得たのである。大統領が翌日直ちに同地を引揚げたのも無理はない。果して然らばヒユーズ以下の委員は何の爲めに居殘つたか、而して居殘つて何事を爲し又は爲さんとするか。之亦起り易き疑問である。

◇

ヒユーズは其の國務卿として在職中ラテン●アメリカ諸國の人望を博した人である。米國はヒユーズの此の人望を利用して、汎米會議に於ける中南米諸國の米國に對する鋭鋒を鈍らしめんとするのである。何を以てか爾か云ふ。米國政府としては、同會議に對して積極的に多大の期待を繋がざるは前述の通りである。否米國のカリベアン政策に對する攻擊の火の手が同會議に於て勃發することを防ぐのが、米國としては第一の急務である。之まで開かれた數回の汎米會議の跡を考ふるとき明白なる如く、米國は同會議に於て重大なる政治問題が討議せられるのを極力避けんとして居る。同會議の討議事項をして文化的經濟的の問題に限局せしめやうと努めて來た。今回亦固より同樣である。前回即ち一九二三年のサンチヤゴ會議に於てはモンロー主義の解釋適用に關する問題が持出されて、米國も爾餘の

諸國も何れも氣拙い思ひをした。とうどう米國は例の調子で『モンロー主義の解釋適用は米國の獨り專らにすべき所であつて、他國の容喙を許さず』と云ふ十八番を出すの已むなきに至つた。實に汎米會議を有意義ならしむる爲めにはモンロー主義及其の作用如何の問題を會議に引摺り出さねばならぬ。換言すればキューバに於て、ハイチに於て、サンドミンゴに於て、パナマに於て、コスタリカに於て、ホンデュラスに於て、サルヴアドルに於て、米國が從來陰に陽に各種の手段を講じて、行ひ來つた干渉政策を俎上に上ぼさなければならぬ。所謂米國のカリベアン政策（イスミアン・ポリシイ）に無頓着であることは、汎米會議に列席する米國以外の諸國としては不愉快であり、否苦痛である。同時に米國としては此の問題が討議せられることは不愉快であり否苦痛である。米國が或は借款、或は利權、或は投資等の手段方法を以て前記諸國諸地方に喰入つて居ることは世間周知の事實であり、從て固より右諸國諸地方人士の恐れ且憂ふる所である。支那に於て『勢力範圍』制を極力排斥しつゝある米國が、中米に自己の『勢力範圍』を設けつゝあることは同地方人の決して看過せざる所である。米國は所謂モンロー主義を楯として、同方面に於ける歐洲の勢力を極力排斥し、其の干渉を防ぎ止めることは勿論、歐洲資本の侵入にも反對して居る。歐洲人が同方面に投資を行ひ利權を獲得するが如きはワシントン國務省の不興を招くに過ぎないことは、之亦世間周知の事實である。今日に於ける中米の運命は明日に於ける南米の運命たらざるを保し難い。是れ中南米の諸國即ち汎米會議に於ける米國以外の諸國が米國に對して不安なる所以であり、同時に腫物の樣にして右の問題に觸れ得ざる汎米會議其のものに對する不滿である。が、然し、米國の威力は同會議をして米國の痛い所に觸れしめずして終るであらう。否斯くすることがヒューズの手腕に待つ所であり、米國がヒューズを出した理由でもある。

◇

然し汎米會議としては五年に一回開かれることになつて居るもので、折角の會議であるからクーリッヂ大統領の一場の訓示演說を拜聽したばかりで、直ちに散會出來るものでない。況んや會議は數週に亘る筈であるから、何等か相當の議題を持たねばならぬ。然り若干の議題は與へられて居る。が、主なるものは經濟的文化的事項に關するものである。『干渉』を排斥すべきや否や、又『調停』の任務を汎米聯合（パン・アメリカン・ユニオン）に托すべきや否やの問題の如きも、討議に上ぼつたのである。右の如き單純なる抽象問題も、具體的の事實と併せ考ふるとき、決して單純ではないのである。即ち米國は從來に於てカリベアン諸國諸地方に干渉したことは勿論、目下現に中米ニカラガに對し干渉を行ひつゝある。米國の海兵は同國に上陸して居る。加之米國の役人——文武官——はニカラガの選擧

の公正を期する爲めとの理由で、來るべき選擧に立會ひ之を監視する筈である。明らかに內政干渉である。米國の此の干渉政策に對しては國內での非難もあるが、國外に於て、殊に墨西哥に於て反對がある。米國と犬猿啻ならざる墨西哥は從來ニカラガに於て米國との間に勢力爭ひをして來た。數ケ月前の形勢では墨西哥は今回の汎米會議を機として大いに米國と爭ひ、米國の向ふを張つてラテン・アメリカに對する自己の勢力をデモンストレートする計畫も見えた。之が米國に於てヒューズと云ふ大物を代表者として派遣した主なる理由と見られて居る。果してヒューズの功であつたか何うかは知らぬが、ニカラガ問題其の者に關する大論爭もなく、墨西哥との大論判もなかつた。奧齒に物の挾まつたやうな氣分は同會議從來の特色として、致し方なしとして、大悶着がなければ先づ上出來の方であらう。

◇

今回の汎米會議の業績を通觀するとき、單に決議の數に眩惑するの人は格別、其の內容實質を吟味した人は、何の爲めに斯る仰々しき會議の開かれたかを疑ふであらう。尤も經濟上、社會上、文化上の事項に付き種々の決議は行はれた。或は交通に付き、或は智的協力に付き、其の他經濟上社會上に亘る細かい事項に付ての決議が澤山あるが(註一)、政治問題に付ては一の決議もない。否政治上の問題を議題にすることを極力避けんとした傾向は一般的であつて、獨り米國代表のみではなかつた。法律問題は議場に現はれないではなかつた。否國際法の編纂に付ての長文なる決議が行はれた。國際私法問題も議に上つた。然し米國は國內の都合を理由とし、即ち各ステートの立法上の困難を理由として國際私法決議に加はらなかつた。國際法上の問題として同會議の議題となつた特殊問題は、義務的仲裁裁判と干渉の二問題である。仲裁裁判に付ては一年以內に華盛頓にアメリカ諸共和國の會議を開いて義務的仲裁裁判條約を作る旨を決議した。干渉問題に付ては會議の間前後二日間議論の沸騰を見た。之が同會議で議論の熱したる唯一のものである。何故議論の熱したかは前述米國のニカラガに對する干渉が其の背景をなして居たからである。サルヴアドル、黑西哥、亞爾然丁等の各代表は國家の生存權、主權又は獨立權に鑑み一國の他國に對する干渉は排斥すべきものである所以を主張したが、之に反對したものは獨り米國委員のみではなかつた（ペルー、ブラジル、コロムビア等）。遂に右の問題は次の會議に持越すことになつた。

◇

同會議が侵略戰爭排斥の決議をしたことは一顧の値なしとはせぬ。同決議は簡單である。即ち侵略戰爭を以て人道に對する國際的罪惡なりとし、

一、一切の侵略行爲は不法と看做さるべく、從つて禁止せられたるものと聲明する。

二、米大陸諸國は其の相互間の紛爭解決の爲めには凡ゆる平和的手段を用ふべきである。と云ふのである。ケロツグ國務卿が不戰條約に關する對佛通牒に於て、佛國が侵略戰爭に限り排斥せんとする主張を斥くる爲め、汎米會議が一切の戰爭を排斥するの決議を行ふたと云ふことを擡ぎ出した。然し實は同會議の決議は右の如く侵略戰爭のみを排斥するものである。即ち佛國の主張と一致するものであろ。佛國政府は此の點を米國に指摘することを忘れなかつた。尤も前記仲裁裁判に關する決議には其の前文に於て『國策の手段としての戰爭を排斥する』旨を述べてあるが、それは右述べた如く前文である。ケロツグの引用は餘り手際がよくなかつたと米人すら見て居る。

◇

今回の會議が如何に政治問題を嫌つたか、否汎米會議が例の如く如何に政治上の重要性を持たないものであるかは、汎米聯合の性質及權限問題に付ての討議に依つて之を察することが出來る。汎米聯合の性質に付ては從來議論もあるが、兎に角其の權限としてはこれまでは統計とか其の他經濟上文化上の事項に付て仕事をして居つたのみである。否華盛頓に該聯合の事務局あり事務長あり事務員はあるが、何等政治上の任務を持たなかつた。そこで今回の會議に於て同聯合に政治上の任務を持たすべきや否やが討議せられた。從來の會議では右聯合に政治的任務を持たすことは米國の反對し來つたところであるが、今回は米國以外亞爾然丁も黑西哥も右に反對し出した。從つて汎米聯合は從來通り何等政治的色彩を有しないものと定められた。換言すれば米大陸諸國間には何等共通の政治的機關も又紛爭解決機關(調停乃止裁判機關)も存在しないことになるのである。之が米國の欲するところであり、又他の國の欲するところである。果して然らばアメリカ諸國間の事件は如何にして、如何なる機關により取扱はるべきか、解決せらるべきか。南米の或國は國際聯盟に加入して居るが、國際聯盟がアメリカ諸國の紛議を裁くことは米國の喜ばざるところである。米國は自分だけで自國以外の事でも、苟もアメリカ大陸に關する事件ならば、口を出し手を出したいのである。之が所謂モンロー主義である。果して然らば何の爲めに五年に一回とは云へ、態々大袈裟なる汎米會議を開くか。私は此の問に對して答へることが出來ない。アメリカ諸邦に代つて答辯することも出來ない(註二)。

(註一)　一九二八年二月二十一日ゼ・ユーナイテッド・ステーツ・デーリー。

(註二)　今回の汎米會議につきカレント・ヒストリー一九二八年三月號八五八頁以下及四月號九七頁以下參照。尙ほ第一回から第五回までの汎米會議については拙著「外交及外交史研究」七六八頁以下參照。

第八章　國際無線電信會議

◇

一九二七年十月四日國際無線電信會議は華府に開かれた。而して七十八箇國政府を代表する委員は國際無線電信條約及附屬一般規程に調印し、又七十五箇國政府の委員は附屬補充規程にも調印した後、十一月二十五日を以て閉會した。今回の華盛頓條約は無線電信に關する條約としては第三回のものである。第一回の條約即ち伯林條約（一九〇六年）は第二回の條約に加はらざる國の關係に於てのみ效力あるものであつて、今や差したる價値なきものである。第二回の條約即ち倫敦條約（一九一二年）は今回の華盛頓條約の實施までは現行條約たるものである。新しい華盛頓條約は明一九二九年一月一日から實施の筈である。有效期間は五箇年と定められた。右倫敦條約調印の際は次回の會議を一九一七年に開く筈であつたが、戰爭の爲めに開けなかつたのである。倫敦條約は時勢の進歩に副はないところがあつたから、聯合國は一九一九年八月二十五日の無電議定書に依り（ラディオ・プロトコル）時勢に副ふべき修正無電規則案を作つた。尙ほ巴里に於て聯合國は一決議を爲し、陸上電信、海底電信及無線電信に依る國際通信問題を討議する爲め一國際會議を開くことにした。而して右の國際會議の豫備會議として一九二〇年十月八日華盛頓に會議を開き、其の豫備會議の結果として萬國電信聯合を作る爲めの條約及規程案が出來上つた。之は將來開かるべき電信會議の基礎たるべきものとせられた。然るに翌年七八月巴里に開かれた專門家會議は前記華盛頓案の技術的部分を修正した。尙ほ萬國電信聯合を作るの利害得失に付き意見の分れた結果、有線電信と無線電信に付き夫々別々に會議を開くことになり、有線電信會議は一九二五年巴里に開かれた。然るに右巴里會議の規程第一條に於て該規程は反對の規定なき限り無線電信にも適用あることとなつて居るので面倒を惹起した。米國の如き巴里規程に加はつて居ない國は右の規定を認むるを欲しないからである。米國の提案により前記の如く補充規程を別にして米國等は之に加入しないことになつた。尙ほ投票權の問題に付ても今回の會議では種々の議論があつた。殊に殖民地及屬地の投票權に付てである。條約及附屬規程並補充規程の內容は寧ろ專門的、技術的の事項が多くて、一々玆に枚擧すべき限りでないが、唯一言すべきは今回の條約は其の適用範圍に於て前回の倫敦條約と著しい差異のあることである。前回の條約は主として海上移動局に適用のあつたものであるが、今回の條約は國際間の公共通信に開放せられたる一切の無線通信並に右規程第一條の定むる特別通信に關するものであつて、右の如く適用範圍の擴められたのは時勢の要求に基くものでもあり、又今回の會議の召集理由でもある。尙ほ一言の附け加ふべきは今回の會議

に於て電波長の割當問題に付き協議決定を見たことである(註一)。

(註一)　本章に述べた所は米國國際法雜誌一九二八年一月號アーウイン・スチュアート氏(同氏は米國國務省のアシスタント・ソリシターであつて今回の會議に米國代表の專門的顧問であつた人である)の寄書に負ふ所大なるものである。

第四編　國際聯盟を中心として

第一章　最近一年間の國際聯盟

◇

曰く國際經濟會議の開催、曰く交通總會の開催、曰く國際新聞會議の開催、曰く聯盟總會の開催、曰く聯盟理事會の開催、曰く軍縮準備委員會の開催、曰く仲裁及安全委員會の開催、曰く何、曰く何、と數へ來れば最近一箇年の國際聯盟は可なり多事多忙であつたことを知るに足る(註一)。ジェネヴアの會議場には常に何等かの會議を見ない日はなかつたと云ふも過言ではあるまい。果して然らば右諸般の會議は如何なる成績を擧げ、如何なる成果を齎らしたか。成程國際經濟會議は歐洲の復興に曙光を認めしむるの因となつたであらう。聯盟總會は侵略戰爭禁止の聲明をなすに於て世界の平和に貢獻したであらう。然し一方に於て軍縮準備委員會が客年三月には徒らに英佛論爭の痕跡を紙上に止め、又本年三月には突飛なる露國の軍備全廢案で賑はつたに過ぎないとして、失望の色を示すものがないではない。仲裁及安全委員會の事業も唯數個の條約案を作成したに止まるとして、兎角の批評を試む

る向がないでもない。尤も飜つて考ふれば既往一箇年は永かるべき國際聯盟の生命に於ける一箇年であつて、其の一箇年としては敢て無爲無能の一箇年と云ふことは出來まい。世人は往々にして軍縮準備委員會の性質を誤解して居る。米國大統領すらも之を誤解して居る。軍縮準備委員會は讀んで字の如く準備委員會であつて、軍縮の本會議ではない。軍縮本會議の開催は安全問題の解決を前提として居る。其の安全問題は未だ解決を告げない、目下研究の途中にある。軍縮問題も從つて研究の途中にある、否準備の道程にある。安全問題の解決成り否其の見込が附いて、其の上で軍縮會議に入らうと云ふのである。其の際右の準備的研究も利用されやう。其の爲めに今から研究して置かうと云ふのであつて、右の準備委員會で各種問題を決定的に片附けやうと云ふのではない。右の如き事情の下、軍縮準備委員會が議論百出、捗々しく進まないのは固よりである。否聯盟の軍縮事業は神ならぬ聯盟の一朝一夕に遂げ得る所でない。唯聯盟は不斷の努力を怠らざることを諒としなければならぬ。聯盟以外に於てジエネヴアで開かれた三國軍縮會議が遺憾ながら失敗に終つたことは之亦前述の通りである。聯盟の力に依ると否とを問はず出來ないことは出來ないことであり、從つて事柄に依つては時節の到來を待つの外はない。

◇

果して然らばジエネヴアに於ける會議は閑人の閑談に過ぎないものであらうか。國際政治の進化は單に條約の作成や協定の成立に依つてのみ測らるべきものではない。國際關係の推移に應じて適當の措置を講ずるには、主として各國の當局者たる政治家外交家の間、意思の疏通や意見の交換が大に必要である。近年聯盟の總會や理事會には英佛獨伊の外務大臣が出向いて來て、自然に非公式の會合が頻々と行はれる。總會や理事會に於て表面上公式に討議せられ決定せられることは、假令比較的重要ならざる事項であるとしても、右の非公式會議は列國當局者意思の疏通上又問題の解決上多大の利益を齎らして居る。最近に於ては英佛獨の外務大臣の如きは外務次官や政務局長までも携へて、ジエネヴアに來た例もある。米國は聯盟には加はつて居ないが非公式の形で重要會議に顏を出して居る。聯盟を擯斥して來た露國も經濟會議や軍縮準備委員會に非公式ながら顏を出すこととなつた。トルコすらも出て來た。國際聯盟と云ふても各國を離れて各國以外に國際聯盟があるのではない。ジエネヴアに於ける右樣の活動が即ち國際聯盟の活動であり、國際聯盟の存在を示すものである。最近倫敦タイムスが國際聯盟を評して『聯盟は今や新しき世界の焦眉問題―難問題もあり險惡なる問題もあるが―と密接なる接觸を保つて居ること、曩日の比ではない』と云ふたのは故なきにあらずと云ふべきである（註二）。

（註一）　國際聯盟の昨年中の業績については青木節一君著朝日新聞社發行國際聯盟年鑑昭和三年版參照ありたし。尙ほ國際聯盟の出版物の購入や問合せは同君を主任とする國際聯盟事務局東京支局に於て世話せらるゝ筈である。次に外國文の國際聯盟年鑑として左のものを紹介したい。

Georges Ottlik, Annuaire de la Société des Nations, 1920—1927.

此の書は表題の如く、一九二〇年より一九二七年に至る國際聯盟の年鑑であるが、其の各年に就ての年鑑ではなく、右數年の全體に對する年鑑（アニュエール）として一册物である。今其の内容を概觀するに、國際聯盟の組織は勿論のことであるが、其の活動に付て主要事項の經過歷史を述べてあるのは最も參照に値する。而して其の主なる事項の歷史は聯盟成立の日即ち一九二〇年一月十日より一九二七年六月十七日に及んで居る。尤も歷史と云ふても主として各事項に關する聯盟總會や理事會の決議の要旨を揭げたものであつて、之だけで内容を知悉するを得るものではないが、索引としては大に便利なものである。國際聯盟に付て又其の取扱つた事項に付て研究を試みんとするものゝ左右に缺くべからざる一書である。（發行所 Librairie Payot & Cie, Lausanne et Genève）

（註二）　ロンドン・タイムス本年三月二十七日社説。

◇

第二章　第八回聯盟總會

一九二七年九月五日ゼネヴアなるサル・ド・ラ・レフオルマシオンに於て、例年の形の如く國際聯盟第八回總會が開かれた。四十九ケ國の代表者は同日午前十時から十時半までの間にぞろ〳〵と着席した。間もなく假議長ヴイレガス氏（チリー代表）は立つて開會の辭を述べ、例により既往一ケ年の聯盟の事業に言及したが、語音低くして聽衆に充分に達しなかつたのは遺憾とせられた。次で議長の選擧に移つたが、我安達代表は其の際立つて自身議長の候補を爭ふの意なきことを聲明した、蓋し其の前から同氏の名前が新議長の候補につき人口に上つたことがあるからである。安達大使辭退の結果候補者は壞國代表メンスドルフとウルグウアイ代表グアニとの競爭となり後者が當選した。同氏は數年間（昨年迄）聯盟理事會に席を有した人であり、堅實にして不屈なる氣質を有すと云はれて居る。

◇

今回の聯盟總會には世界の人目を惹くべき大きな時事問題は格別無かつた。前年の總會は獨逸の聯盟入りで賑はつたが今年は之に比すべきセンセーショナルな問題はない。しかし決して無事泰平と云ふべきものでもなかつた。右に述べた如く假議長は聯盟既往の業績を禮讃するに當り、聯盟が人の耳目を聳動すべき一時的の政治問題よりも經濟上其の他のジミな、しかも將來永きに亘る影響を持つ幾多の問題に斡旋努力したることを吹聽した。然るに右の傾向は偶々以て今回の總會の空氣を特色付け

る原因となつた。總會の空氣否開會前よりの一般の輿論は聯盟從來の業績に對し批判的となつた。聯盟が經濟問題、社會問題、避難民救助問題、阿片問題の如きに常に後頭して、世界平和の鍵たる大問題——聯盟本來の任務たる大問題——を閑却するの態度に嫌焉たるの色を示すものあるに至つた。聯盟は世界否歐洲の小問題のみを扱つて、大問題は之を舊套外交に委するつもりなるかを數々するものあるに至つた。殊に東方ヨーロツパの爲め非侵略協定を作るの計畫が今回總會に上程せらるゝやの噂も其の開會前に弗々聽えた。ボーランド代表の口より右に關する提案が出るとか、出ぬとかの風說も立つた。ロカルノ主義を擴充して、獨逸をして將來東方國境修正の爲め武を用ゆるの餘地なからしめんとするの必要を說くものもあつた。蓋し近來獨逸に於てはボーランドの『廊下』其の他東歐問題につき隣國に不安を與ふる言說も往々行はれた事實に起因するものであらう。總會の開かるるや果然ボーランド代表ソカール氏は九月九日の會議に於て、

『國際聯盟の第六回總會は聯盟各國に對し仲裁裁判條約の締結を勸告する所があつたが、この際戰爭の否認並に國際紛爭の解決法としての暴力行爲排斥を一般的に宣言することにより、平和の維持に對する相互の信賴及安全を保障する事の頗る必要なることを認め、總會が侵略的戰爭を國際的罪惡なりと宣言し、國際紛爭の處理には平和的手段を以てすべきことを勸告する決議をなさんことを要求する云々』

と聲明して所謂ボーランド案なるものを提出した。此の案は要するに左の二要項より成るものである。

一、侵略戰爭は一切之を禁止すること。

二、國際紛爭は一切之を平和的手段によつて處理解決すべきこと。

右ボーランド提案は第三委員會（軍縮問題の委員會）に附托せられた後、多少の修正を經て九月二十四日の本會議に於て滿場一致を以て採擇せられた。

玆に注意すべきは、右問題に關する委員會の總會報告中に、和蘭代表の提案に基き、『安全保障の見地よりして戰爭違法化の條約を特に聯盟國と非聯盟國との間に締結するの必要なることに付き委員會は特に注意を喚起せられたる』旨の一節を入れたことである。

◇

總會の初めに當りオランダ代表ファン・ブロックランドも亦一の決議案を提出した。氏は蘭國の所見によれば聯盟の主要問題は軍備の縮少及び制限にありとなし、一九二四年の所謂平和議定書其の者につき討議を再開するのは望む所ではないが、其の議定書に含まれたる主義原則を再び攻究するのは時機を得たるものではあるまいかと述べて、議定書の根本原則並に聯盟の軍縮會議準備委員會の報告の

結論を再審議すべしとの提案を出した。デンマーク代表(外相)モルテーゼン氏は右蘭國案を支持するの演說を試みた。而して軍縮問題は軍事上の見地を離れて政治上、經濟上より審議せらるべきを說いた。ベルギー代表、ノルウエー代表等は相次で或は『總會が平和議定書に含まるゝ原則を再び提唱すること』を要求し、或は仲裁裁判、軍備縮少の必要なる所以を力說した。

獨逸代表は軍縮會議の促進を希望し主張するの趣旨を以て提案を出した。又佛國代表も例により仲裁裁判及安全保障と相俟つて軍縮問題の解決を圖らんとするの提案を出した。此の二案は前記オランダ案と似よつたものである關係から何れも第三委員會に附托せられた。

九月二十二日第三委員會(安全保障及軍備縮少問題)はベネシュ博士(チエコ)議長の下に開會。仲裁、安全保障及軍備縮少に關する決議案を採擇した。この決議案は、ドイツ、フランス及オランダの各代表より提出された諸案を折衷せるもので、軍縮準備委員會の事業を承認し、又國際聯盟の組織せる團體的作用は凡ゆる戰爭の危險を防止し、尙被侵略國に對し有效なる援助を與へることを規定せるものである。

又同委員會は仲裁裁判の漸進的發展が各國の特別なる若くは共同の贊同により齎らされ、軍備制限縮少會議の成功に缺くべからざる相互保障にまで及ぶべきことを勸告した。

又同委員會は、理事會が軍備縮少準備委員會にその事業の完成を促し、これが完成後は速に軍縮會議を招集せんことを要求すると同時に、各國をして最低限度の軍備を決定せしめ、且仲裁と安全保障とを與へる方法を審議する爲め聯盟國代表を以て構成する一特別委員會を設置するに當つて理事會が軍縮準備委員會に對し必要なる助言を與ふべきことを促した。

九月二十六日總會は仲裁、安全保障及軍縮問題に關聯せるブルツケール氏(ベルギー)の報告に關し會議を行ふたが本問題に關しラウドン(和)、オンスロー(英)、ボール●ボンクール(佛)、ピアース(濠)、トウニイケ(チリー)、エリツヒ(フインランド)、コンネーヌ(ルーマニア)、マリニス(伊)、長岡大使(日)、ナンセン(ノールウエー)、マルコヴイツチ(ユーゴースラヴイア)、フオロウグデイ(波斯)の諸氏が交々立つて演說を試みた。之に次いで總會は、種々の決議を採擇した。その中、重要なものは聯盟各國政府は戰爭の危機ある場合凡ゆる方法を以て理事會の招集を迅速且つ容易ならしむる義務あることを強調し、仲裁々判の漸進的發展が各國の特別若くは一般なる協定により齎らさるべきこと及軍備縮少準備委員會は事業完成の爲めに速に招集され、これが完成後は直ちに軍備縮少制限會議を招集するに至るべきことを勸告したものである。

前記の決議と共に新に安全保障仲裁々判委員會(略して仲裁及安全委員會と云ふ)を設くべきことを

理事會に要求する決議を爲した。この委員會は軍縮準備委員會に代表者を出せる聯盟國の代表者及同委員會に代表者を出せる非聯盟國にして本委員會參加を希望するものの代表者より成り、軍縮準備委員會を援助し且其の指示の下に仲裁々判及安全保障問題を研究することを任務とする。此の決議は安全保障問題の研究を軍縮準備委員會に委せんとする佛案と、之を別個の機關に委せんとする獨國代表の主張とを折衷し、小委員會に於て白國代表より提出せる案に依つたのである。此の委員會の研究題目として揭げられた事項は要するに、(一)仲裁々判及安全保障條約締結に關し國際聯盟の爲すべき活動、(二)各國をして聯盟規約の義務を履行せしむる爲め聯盟の諸機關が使用し得べき方法の規則的準備、(三)地方的安全保障條約、(四)特定地方に於ける紛爭に關する理事會の決定を支持する爲め各國の執り得べき措置と云ふことになつたのである。

◇

九月六日前記オランダ案の提出と日を同ふしてフインランド代表エリツヒ氏は昨年提出したる被侵略國に對する財政的援助に關する同國の提案を繰返し力說し、平和議定書の原則の審議再開に贊成する旨を述べた。九月九日の會議に於て英國代表(外相)チエムバレン氏は其の演說中、

『國際聯盟の努力は常に變らず、而してこの努力たるや各聯盟國之を國際平和事業の一大機關として利用するの意思より起るのである。軍縮問題に對して英國は誠實且つ熱心にその事業の完成を希望し、その趣旨に於て大いに努めた積りである。英國政府は被侵略國に對する財政的援助の爲めに資金を設ける案に對しては原則として贊成する。英國政府は數多の仲裁々判條約に調印し、トルコとの間に起つたイラック問題の如きについてはこの制度に訴へた程である。然しながら、平和議定書に含まるゝ主義を再審議するは必要なしと信ずる』

旨を述べた。九月二十三日第三委員會はベネシュ博士(チエコ)議長の下に開會、被侵略國に財政的援助を與ふるフインランド案を採擇した。この決議は、總會が理事會をして財政委員會の案を引續き研究完成せしめ、以て之を軍縮會議若くは特別會議に於て審議採擇されるやうに準備すべきことを命じてゐる。右の決議は其の後總會に於て採擇せられ、其の決議は後に述ぶる如く理事會から軍縮準備委員會に轉送せられた。

次に總會に於ける經濟會議の問題につき一瞥を要する。

九月七日の會議に於て我安達大使は大要次の如き演說をなした。

『經濟會議は重要な決議を行つたが、之が實現された曉は世界經濟に曙光を見るに至るであらう。日本政府は聯盟創立以來通商衡平待遇外國人平等待遇及沿岸貿易の開放等を主張し來つたが、その

趣旨にて國際經濟會議の決議には特に重きを置くべきものと信ずる。次に軍縮問題であるが、之は一朝にしてその成功を望む事は出來ない。日本政政は聯盟の軍縮委員會及最近の國際會議で一定の主張及提案をなし本事業の完成に努力しつゝある』

九月九日の會議に於て佛國代表ブリアンも其の演說中經濟會議の功績を賞讃し、經濟的國際紛爭が往々にして戰爭を招く事あり、聯盟がこの方面に於て研究をなし、各國に受諾せらるべき解決方法を提示した事は歡迎すべき處置であると述べた。九月二十四日總會は去る五月ジュネーヴにて開催の國際經濟會議の結果並に聯盟の經濟機關の組織改造に關する結果につき討議した。

本問題に關する報告者ルシュール氏(佛)は經濟會議の發起者であるが、氏は經濟會議開催の動機及會議の結果の重要性に就て力說し、第二委員會(經濟財政、交通通過、保健等に關する專門機關問題)の決議が滿場一致にて可決せられ滿腔の謝意をもつて承認せられる所あつたと述べ、この會議の勸告は既に多數の國に於て承認せられてをり我國の如きは右勸告の精神を既に遵守實行しつつありとて、この事實を擧げた。ルシュール氏は更に進んで、會議の決議を有効に實施せしめんが爲めには、現在の經濟機關を改造する必要ありと力說した。これに次いでヴェヴェルカ(チェコ)、ジュオー(佛)、ネグレスコ(ルーマニア)、バツサン●カン●アラ(波斯)、メンスドルフ(オーストリー)、ラウドン(和蘭)、エリオツト(英)、グリウイツチ(ポーランド)、ブライトシヤイド(獨)、ヴェンネルステン(スエーデン)の諸氏交々起ちて、何れも經濟會議の極めて意義あり、重要であつたことを賞揚した。これを終るや、總會は、多數の政府が既に經濟會議採擇の諸原則を遵守し、之が適用には協力するといふ態度を明かにせるこれら諸氏の聲明を記錄に留むる旨の決議をした。

總會は、各國政府が經濟會議の諸勸告を進んで承認するやうに要求すると共に、未だ諸勸告支持の約束をせざる國は速にこの約束をなすやう希望したる後、更に進んで、各國の經濟政策は經濟會議によつて確立せられたる原則に基いて樹立せらるべき必要があると表明した。總會は、經濟會議の諸勸告實施の目的を以て經濟諮問委員會を創設することを理事會に委囑した。この委員會の構成は從前の經濟會議準備委員會のそれと同じであつて、即ち、商業、工業、農業、財政、運輸等の各方面の專門家委員よりなるものである。

◇

次ぎに國際法典編纂事業も亦今回の總會の議題となつたことを忘れてはならぬ。

九月七日の會議に於てコロムビア代表ウルチア氏は國際聯盟と國際法との關係を述べて曰く、

『國際聯盟規約の課する義務は嚴に國際法を遵守することであり、而して規約は國際法の定義及規

定を完成するの任務を聯盟に負はしてゐる。國際法典の編纂は既に聯盟の重要なる一事業となつた。他方聯盟は交通通過に關する諸種の條約並に調停及仲裁裁判條約の締結を促進し、又一八九九年及一九〇七年の海牙平和會議に於て計畫された大事業を完成した。』

とて國際法編纂に對する聯盟の業績を賞讃した。

而して第一委員會（法律及構成問題）は安達大使を議長として國際法典編纂委員會の事業に關して一般會議を行ひ、尚ほ國際法典の準備に關するパラグアイ代表の決議案を審査した。

パラグアイ代表の提案の要旨は『總會が世界各國の使用に供すべき一國際法典編纂の重要且急務なるに鑑み可及的米國に於ける編纂事業を參照し、右編纂の一般的且綜合的計畫樹立研究の爲め專門委員會設置方を理事會に要請すべし』と云ふのである。

九月二十七日總會は國際法典編纂專門家委員會の事業報告を審議した後、總會は、第一回の國際法典編纂會議を一九二九年ヘーグに招集することとし、右會議の議題を

一、國籍の問題

二、領海に關する問題

三、領土內に於て外國人の受けたる生命及び財産の損害に對する國家の責任

と決定し、次にパラグアイ代表カバレロ氏の提出せる國際法典編纂の一般的計畫準備を目的とせる提案の審議に移つたが、別に專門委員會を設置することなく、先づ既存の國際法典編纂準備委員會に附托してその實行方法を研究せしめることとなつた。

◇

獨逸代表が今回總會の席上に於て國際司法裁判所規程第三十六條の趣旨に從ひ應訴義務を受諾したことは、冒頭に記載した獨國內の言論及之に對する隣國の懸念に顧み、注目に値する事項であると云はねばならぬ。九月九日獨逸代表ストレーゼマン外相は演說中

『獨逸は世界平和の協働者を以て任じてゐる。ロカルノ條約の締結はこの意味に於ける第一歩を劃したるものである。ロカルノ條約の効用は單に數ケ國丈けに限られない。それは西にも東にも否恐らく世界全體に及んでゐる。余の觀る所を以てすれば、國際聯盟が一切の侵略戰爭を否認し、暴力の行使を排斥する宣言は平和の確保の爲め極めて重要である。』と論じ、最後に獨逸政府が國際司法裁判所の應訴義務に關する選擇條項に調印を了せる旨を報告した。

◇

九月二十七日總會の議事が終るや、總會議長たるグアニ氏（ウルグアイ）は、第八回總會の閉會に當

り、國際聯盟が滿足なる結果を得たことを確認せる旨の演說をなし、特に總會が總ての侵略國を法の保護外に置き凡ゆる方法により仲裁裁判の範圍を擴大し軍備を縮少せしむべく努力せる點を力說し、最後に國際聯盟は勸告を促し、聯盟全般の利益を擴大し及其の他の要求を採擇する爲めの充分完備せる機關となつたと結んだ。

尙ほ聯盟理事會は九月二十七八日に亘り會合を開き總會が採擇せる決議中の或るものの實行方法に關する審議を行つた。理事會は總會が採擇せる侵略戰爭の禁止並に國際紛爭の解決に當つては凡ゆる平和的手段が講ぜらるべきなりと規定せる決議並に仲裁裁判の漸進的發展に關する總會の勸告を各國政府に送達することに決定した。

聯盟各國政府は戰爭の危機ある場合凡ゆる方法を以て理事會の招集を迅速且つ容易ならしむる義務ありとの總會の聲明も理事會により承認せられた。被侵略國に對する財政的援助に關する總會の決議は軍縮準備委員會に傳達せられた。次いで理事會は國際法典編纂問題及び經濟會議採擇の決議に關する問題の審議を行つた。

◇

第八回總會の成績としては大體右の通りであるが、翻て顧みるとき、同總會の空氣は和氣靄々たるものと云ふことは出來なかつた。即ち勞頭(九月六日)スエーデン代表レフグレン(外相)は演說中に述べて云ふた。

『玆に提出された過去一ケ年間の聯盟の事業報告を見るに、世界平和を確保する爲めに採らざる可からざりし手段につき一つの陳述もないのは如何。聯盟理事會はある種の問題については全く消極的で、世界の期待に背き失望を感ぜしめたのは遺憾である。抑も理事會は將來の平和を保全し和解調停の手段を一層確實に發揮するの用意あつて然るべきである。然るに、實際に於ては聯盟全體に關する大問題を二三理事國の間に討議解決せんとする傾向がある。かゝる傾向は結局理事會をして事件を處理するの權能を失はしむるに至るであらう。』

右の演說は小國が大國の態度に對する不平の一發露である。此の種の不平演說は獨り一二に止まらなかつた。例ばハンガリー代表アポニー伯の如きもハンガリーは現存の條約より生ずる安全保障、即ち國際聯盟規約の忠實なる執行より生ずる保障のみを要求すると論じ、聯盟國間の平等の原則が維持せられざる限り眞の平和を期待するを得ずと述べた。

大國に對する小國連の不平は右の如き言論以外大國への面當てとなつて事實に現はれたとも云はれて居る。果して然るや否やを保し難いが大國の屈押しのあつたと云はれる白耳義の非常任理事國再選

資格喪失の如きは右事實の一であるとの風説もある。即ち九月十五日聯盟總會は白耳義の非常任理事再選資格の請求について投票を行つた。有効投票四十八票、規定の所要票數は三十二票であつたが、開票の結果白耳義は三票不足の二十九票で、再選の要求を否決せられた。そこで白耳義代表ヴアンダーヴエルド外相は演壇に上り、先づ、白耳義は總會の三分の二の投票は得られなかつたけれども、總會の過半數の贊成は得たのであると冒頭し、白耳義の要求に反對の投票をなした諸國は再選制度そのものに反對する主義上の立場によつて行動したので、白耳義に對する感情問題には何等の關係もなかつた事を信ずると述べた。

因みに聯盟總會は同日午後非常任理事國三國の改選を行つた。退任する理事國は白耳義、コロムビア、チエコスロヴアキアの三國である。選擧の結果、有効投票四十九票、絕對多數は二十五票でキユーバは四十票、フインランドは三十三票、加奈陀は二十六票を以て當選した。任期は一九二六年總會の定めた選擧規則により各三年である。

抑も小國が大國の聯盟内に於ける又聯盟に對する從來の態度仕打を以て横暴なりとし專恣なりとして之を不快とし憤慨するのは今に始まつたことではない、由て來る所久しいものである。巴里會議以來小國の多くは當初の希望が變じて失望となつたことを以て、大國の專横に歸せんとする傾向を生ずるに至つた。昨年の總會に於て獨逸の聯盟入りに際して外部に露はれた國際的創痍は未だ決して癒えたものではない、否今回の總會に新らしく現實暴露をなすに至つた。小國連以爲らく大國は理事會内で我儘なことをして、總會を無視する。總會を差し措いて先づ自分丈けで事を決めてしまふ。それも理事會の内で小國連の數が增した以來はロカルノ組とか又大使會議諸國（但し獨逸を加へて）で秘密會を催して大事を決する傾向が出來た。同じゼネヴアに居ながら英佛日伊、否英佛獨伊の諸國巨頭（外相）は他國代表を除けものにして自分達のホテルでコソ〳〵話しをして居る。かくして聯盟理事會の定會は無意味の儀式になつてしまふ、と。これは小國連の猜疑に過ぎないものであるか、それとも理由のある不平であるか、姑らく別問題として、大國と小國との間に右の間隙があるのは事實である。此の事實は面白くない事實である、避くべきの事實である。匡正しなければならぬ所である。しかし實際に於ては之を避けんとするの努力が各國に於て充分であるとは云ひ兼ねる筋もある。

英國外相が九月九日聯盟總會に於てなした演説は決して聯盟に親切なものとは云へなかつた。同氏は英國が聯盟國として現在以上に踏み込んで義務を負ふことは出來ないと公言したのは露骨過ぎて、痛く聽衆を失望せしめた。のみならず、小國の大國に對する不平に答へて、殊にノルウエー代表が其の前總會の席上大國の秘密會を揶揄したのに對し反駁的揶揄を試みて、密會は大國連のみではない、

小國連もゼネヴアで密會する様である、『現に昨日も小協商國の代表は密會した様子である』など述べたのは多少大人氣ない様にも思はれた。

佛國のアンリー・ド・ジユヴネルは書面を以て今回の總會に佛國代表として出席するの意なき旨をブリアンに申送つたことは大に世人の注目を惹いた。其の上ジユヴネルはマタン紙に寄書して『新しい歐洲協調』が國際聯盟に代はるの傾向を恐れる旨を說き立てて居る。ロカルノ以來大國連は巴里會議中の四巨頭會議を復活するの傾あることを指摘して居る。果して今回の總會は前述小國と大國との反目を如何程緩和し得たか、兎に角今回の總會には小國側も大國側も共に意中を打明けて、大にフランクリーに話を仕合ふたのは事實である。當時英外相がゼネヴアに於て新聞記者連に語つた如く、『frankness が今回の總會の特色であつたと云ひ得るであらう。換言すれば聯盟總會に於て各自意見の相異を公々然云ひ表はし得ることゝなつたのは即ち是れ聯盟の强固となつた證左であるとも見られる、否そう見る人もあるのである。

聯盟總會にも理事會で訓練せられた政治家が出る様になつた。ベルギーのヴアンダーヴエルドやチエコのベネシユなど云ふ連中が理事會に席を持てなくなつた結果、今後總會を舞臺として活躍することになれば、總會も漸次有力となるであらう。兎に角聯盟各國の四分の三は總會でのみ物を云ふことが出來る次第であるから、役者の如何に依つては相當有力のものとなるであらう。軍縮を高唱して小國に味方し乍ら一方大國として進退する獨逸代表のみが聯盟を利用するに委せずして、英佛等の大國も所謂小國連と共に聯盟內に於て協力するのでなければ聯盟の發達は望まれない。否斯く協力することが大國に取つても小國に取つても唯一の安全道であらう。

（參考）　第八回聯盟總會に於ける三大事項

第八回總會に於て、(一)侵略戰爭禁止の宣言、(二)仲裁及安全委員會の設置並に(三)國際法典の編纂に付き決議のあつたことは、本章に述べた通りであるが、右の三大事項に付き、私が客年十二月十五日發行外交時報第四六卷第一二號に『國際法上から觀た最近のゼネヴア』と題して寄稿したものがある。これは多少本章述べた所と重複の嫌もあるが、侵略戰爭禁止の精等鷄肋棄つるに忍びざるものあつて、左に之を轉載する次第である。

◇

第八回國際聯盟總會には注目すべき幾多の議案が現はれた。又若干の決議も行はれた。先づ第一に特筆すべきは國際法典の編纂問題である。右總會にては國際法規の發達を計ることは世界平和のため最も必要なることゝ認め、國際法の漸進的法典化に向つて貢獻するは、聯盟の義務なりと信じ、國際法

典編纂委員會のこれまでの事業に基き、千九百二十九年を期し第一回の法典編纂國際會議を招集することに決した。會議の場所については和蘭政府と協議の上國際法の歴史に由緒あるヘーグに定むべきことを理事會に求めた。總會が右の如くヘーグを第一回會議地に選んだのは、既往二回の萬國平和會議が同地に開かれたこと、及び和蘭が從來國際法の發達に對し政府に於ても亦學者に於ても貢獻努力したるに對し、敬意を表することなどを考慮した結果である。尤も右會議に於て研究すべき問題は(一)國籍(二)領海及(三)外國人及その財産に對し一國領土内に於て加へられたる損害に對する國家の責任の三項と定められた。從來專門家委員會の席上討議せられたる十項内外の問題に比し聊か少きに失するやの憾もないではないが、右の第一回會議は將來連續的に開催せらるゝものゝ第一歩であるさうであるから、その議事及構成には充分の注意を拂ひ、將來に對する範を示すことゝすべしとの申合せが行はれた。尙右の趣旨の下に總會は理事會議長に對し、出來得る限り速に五名の委員より成る準備委員會を設くべきことを求めた。右委員としては國際上の實驗、法律上の慣例及議題に掲げられたる諸問題の學問上の材料を充分に有する者を選ぶべきことを希望した。

◇

然し右總會の決議として更に注目すべきものに所謂侵略戰爭禁止に關する宣言がある。即ち總會は波蘭代表の提案に基き全會一致を以て左の宣言を採擇した。

『總會は

國家間の聯帶關係を綰め、

一般的平和の維持に對する確乎たる希望に動かされ、

侵略的戰爭は斷じて國際間の紛爭を解決するの手段にあらず、結局國際的罪惡たることを確信し、

一切の侵略的戰爭の否認は一般に信賴の空氣を醸成し、以て軍縮事業の促進に資すべきを考量し、

次の事項を宣言す。

(一)　一切の侵略的戰爭は常に禁止せらるべし。

(二)　國家間に起るべき紛爭については其の性質の如何を問はず之が解決には一切の平和的手段を用ゐざるべからず。

總會は聯盟各國がこの原則に從ふべき義務を有することを聲明す。』

右の宣言は果して如何なる價値を有するものであらうか、將た又一片の反古に過ぎないものであらうか。聯盟規約又は從來の國際法規に一歩を進めた新しい宣言であらうか、それとも何等の進境を認め難き陳套語に過ぎないものであらうか。往昔カニユート王は

波浪に向つて退去を命じた。聯盟總會一片の宣言は果して侵略戰爭に向つて世界からその姿を隱くすべく有効なる命令を發し得るものであらうか、否これを發したものであらうか。これらの疑問につき左に少しく述ぶる所あらんとするものである。

◇

抑も侵略とは何であるか、侵略戰爭とは何であるか。侵略戰爭は從來否現在の國際法規に照らし、不法なるものであらうか、それとも適法なるものであらうか。これらの問題を考ふるに當つては先づ侵略又は侵略戰爭の定義を按ずる必要がある。國際聯盟規約第十條は侵略の語を用ゐて而かも定義せず、千九百二十四年の所謂ゼネヴア議定書は侵略を定義せんとして物にならなかつた。上揭の聯盟總會宣言も亦侵略戰爭を排斥しながらその定義を明かにしてゐない。右以外に於て今日の國際法は果して侵略の定義を明かにし且つ侵略戰爭を禁止して居るものと云ふべきであらうか。右總會の宣言は國際慣習法の禁令を文字に現はしたるものに過ぎないであらうか。

國家は生存の權利を有する、即ち國家は安全に生存するの權利を有する、國家の『生存權』茲に生じ、國家の『安全』は斯くして認められる。右は國際法學者の說く所であり、政治家の主張する所である。學者としてはホール、ホルランドその他枚擧に遑はないが、政治家として佛國の政治家が『安全問題』を口辯にするは勿論、英國の政治家ブリツヂマン海相も最近ゼネヴアに於て三國軍縮會議の席上英國の生存及安全を主張した、否之をその主張の根據とした。然り而して一國安全の肯定は侵略の否定である。生存權の肯定は當然侵略戰爭の否認でなければならぬ。他國からの侵略に脅かされて居る樣では一國は安全なるを得ない。國際の慣例若くは法規上侵略戰爭敢て差支なしと云ふならば、國家は生存の權利を有せざるものである。即ちその生存及安全を他國に對し主張し得ざるものである。事實果して然りや否や。一方に學者は云ふ、戰爭に正邪を分つを得ずと。嗚呼果して然りや。紛爭を戰爭に訴ふる以前には紛爭に正邪あるも戰爭となれば正邪なきか。國際法が正邪を判別するは平時に限り、一旦戰爭とならばその正邪を不問に付するか。戰爭正邪論、否戰爭に正戰と不正戰を區別せんとするは國際法の始祖グローチユスは勿論、セント・オーガスチンの昔より先哲の努力を吝まざる所であつたが、時勢の然らしむる所か、將た學者の無氣力に因るか、戰爭正邪論は何時の間にか國際法からその影を沒するに至つた。が、世界大戰後は再び右の問題を復活せしむるに至つた。殊に國際聯盟規約第十條につき聯盟の內外に於ける討論となつた。果して然らば此等の討論討議は如何なる成果を齎らしたであらうか。又ゼネヴア議定書の討議ともなつた。

◇

人或は云ふ、否學者或は云ふ、『戰爭は國際法の禁ずる所にあらず、即ち國際法の認むる所なり』と。國際法は實際に於て戰爭の發現を如何ともすることが出來ない。即ち之を傍觀するの外はないと云ふ人がある。國際法は果して戰爭の發現を傍觀すべきものであらうか。戰爭となるまでは國家間の行動を規律する標準となり、その行動の正邪を識別する規矩準繩となつて居つた國際法が、暴力行使即戰爭の前には無力となり、無意義となり、口を緘しなければならぬものであらうか。疑を挾まなければならぬ所であるが、何れにせよ之を傍觀するは之を許したものとは云へぬ。之を制するの力なきは、之れに贊成したものとは云へぬ。故に『國際法が戰爭を禁ぜざるは之を認めたるものである』と云ふの議論は牽強附會たるを免れぬ。『法の認むる所は權利である、國家は戰爭を爲すの權利を有する。此の權利は國家の主權に當然伴ふものであつて、獨立主權國として大切なる權利の一である。この權利を廢止し又は制限せんとするは許すべからざる主權の制限又は毀損であつて、國家からこの權利を取り上げることは一切まかりならぬ。國際聯盟が各國からこの貴重なる「戰爭を爲すの權利」を取上げることはこれ國際聯盟をして超國家たらしむるものである』との議論をなすものがある。一見尤もな樣にも見えるが、一方に於て戰爭に正邪を區別し得ずとなし、他方に『戰爭を爲すの權利』を認むることゝせば、即ち無制限無條件に戰爭權を認むることゝ爲すに於いては、獨り法律問題として——國際法

として——のみならず實際問題として、即ち國際社會の實生活の問題として、無秩序の狀態所謂國際的アナーキーを現出することになる。國際道德は勿論のこと、國際の法規や條約は意義なく効力なきものとなると云はねばならぬ。故に國際の法に於て無制限無條件に戰爭の權を認むと云ふが如きは自家撞着の論であると云はねばならぬ。果して然らば國家の戰爭權は制限せられて居るものであらうか。國家が戰爭を始め得る場合と條件とは限定せられて居るものであらうか。宣戰を要すと云ふが如き形式的條件以外に實質的條件を充たすことを必要とするものであらうか。その條件又は制限は如何なるものであらうか。

◇

人は生存の權利を有し他よりの不法の攻擊に對し正當防衛の權利を有する。國家も亦前記の如く生存の權利を有し、正當防衛の權利を認められてある。攻擊と防衛とはこれを區別せねばならぬ。一國が他國よりの攻擊に對し自ら防衛するはその權利であるが、他國よりの攻擊なきに自ら他國を攻擊するは許されない。これ國家の生存權を認むる以上當然の歸結である。然し攻擊と防衛とは如何にして之を區別すべきか。攻擊はすべて之を侵略と同一視し、之を不法とすべきか。攻擊に許されたるものと否とを區別するの必要なきか。即ち所謂挑發せられたる攻擊と否とを區別するの必要なきか。又挑

發せられたる攻撃を無挑發攻撃と無別するの標準は如何。將た又他國の侵略的態度に對し之を事前未發に防ぐ爲めの戰爭、即ち所謂豫防戰爭は果して許されたる所なりや。均勢主義を理由とする戰爭、即ち前記豫防戰爭は國際法の認めなければならぬ所であらうか。右等の諸點に至つては從來否今日學者間に於ても亦實際に於ても論爭の盡きざる所である。然し右の點に關する論議は攻撃と防衛とを同一視せんとするものではない。侵略と防禦とを同一視せしめんとするものでもない。無挑發攻撃とか侵略とかの文字はロカルノ條約又は聯盟規約に於て初めて使用せられた文字ではなくして、從來即ち世界大戰前と雖も諸國の同盟條約その他に於て屢々用ゐられたものである。ビスマルクも三國同盟に於て之を使用した。日英もその同盟條約に於て之を使用した。ビスマルクの作つた彼の有名なる露國との再保險條約に於ては右の攻撃と防衛との使ひ分けに依り以て犬猿啻ならざる露墺兩國を操らんとしたものである。即ち攻撃と防衛とを區別し侵略と防禦とを區別すべきは、從來國際の法規慣例に於ても、國際條約に於ても認められた所である。國家は『戰爭の權利』を有することを主張する論者と雖も國家が『侵略の權利』を有することを主張するものではあるまい。國際法には『一國は他國を侵略することを得』との規定はない。『侵略の權利』なるものは國際法の認めざる所である。たゞそれ侵略と防禦とは之を區別すること往々にして困難である。攻撃と防衛との區別は必ずしも常に明確と云ふわけには行かぬ。然し常に不明確ではない。千九百十四年ベルキーが獨逸に對する抵抗は防禦と云ふべきものに相違ない、之を正當防衛と云ふに何人も異存はあるまい。往々否稀に生ずる區別難は區別の不可能、乃至不必要を演繹若くは歸納するものではない。否現在に於て世人殊に學者は右區別の必要を高唱しつゝある。攻撃即ち(若くは)侵略を定義し、之を防禦即ち(若くは)正當防衛と區別せんとするは現在學者の努力する所であり、從來聯盟の努力した所であること勿論である。この努力は中絶若くは斷念せらるべきものではなくして、愈々進捗せらるべきものである。侵略戰爭禁止の宣言は行はれた、否從來の規則が文書の上に闡明せられたと云ふ方が適當かも知れぬ。右はもとより原則的の聲明である。世人が今回の總會宣言に對し餘り多くの注意を拂ふ模樣がないのは、惟ふに右の原則に對し細則がなくとも原則としての價値を認めねばならぬ。否細則の規定がなかつたからであらう。然し細則の規定は聯盟の內外に於ける今後の努力に期待しなければならぬ所である。

◇

侵略戰爭禁止の問題は國家の安全問題と密接の關係がある。否見方によつては双方同一問題であるとも云へる。安全問題は仲裁裁判(廣義に云ふ)と密接の關係がある。軍縮問題亦右安全問題仲裁裁判問題と脣齒輔車の關係にある。將來と雖も國際に紛爭なきを期することは出來ない。而してその國際紛爭

あるに當り決を戰爭に訴ふることなく、又侵略に出づるを禁止せんとせば、即ち國際紛爭を戰爭以外の方法に依り平和的に解決せんとするには仲裁裁判、司法裁判若くは調停の制度を發達せしめ、乃至これを義務的ならしむるの外はない。故に今回の聯盟總會に於ても仲裁裁判及安全保障の問題は軍備縮少の問題と共に盛に討議せられた。殊に總會の第三委員會に於ける審議の中心となつた。而して右等討議の結果、一方には前記侵略戰爭禁止の宣言となり（國際紛爭を平和的に解決する爲め一切の手段を盡すべき旨の宣言を含む）他方には軍縮準備委員會の今後の事業に關する決議となつて現はれた。即ち和蘭代表は聯盟總會に對し『千九百二十四年の所謂平和議定書に就ての議論を蒸し返すことなくして軍備縮少、安全保障及仲裁裁判の三者を關聯して研究すべきこと』を提案したが、佛蘭西及獨逸もこれに似寄つた提案を總會の第三委員會に提出した。依て同委員會は右三國の三案を審議した結果、右は何れも同一思想の表現であつて、相互に補充的の關係にあるものと認めたので、これを一の決議に纏めることゝなつた。その要旨は(一)軍縮會議の成功を齎らすに必要な相互信賴の關係を各國の間に促進する爲めに仲裁裁判制度の漸進的擴張を計ること、(二)軍縮準備委員會に對しその事業の促進を求め、且その準備の完成を待ち直ちに軍縮本會議を招集することを理事會に求め、(三)右現存の準備委員會のデイスポーザルの下に立つべき新たなる一委員會を設け、將來の軍備協定に依て定めらるゝ最小限度にその軍備を維持する爲め必要なる仲裁裁判及安全保障を各國に與ふべき各般の措置及手段につき同委員會をして研究せしむることゝし、尙ほ同委員會の右の任務を實行するに當り取るべき手段に就ても若干の指示を與へたものである。尤もその指示する所は聊か漠然たる嫌があつて、如何樣にも解釋し得る點がないではないが、その解釋及適用は前記委員會等の爲すべき所であつて、決議として右に止めたのはもとより已むを得ざる次第であらう。侵略戰爭の禁止と云ひ、軍縮の實現と云ひ、安全の保障と云ひ、仲裁裁判の完成と云ひ、もとより一片の宣言や原則の決定だけでその目的を遂げ實績を擧げたものと云ふべからざるは勿論である。彼岸に達するには相當の道程を辿らなければならぬ。一足飛びはもとより不可能である。右諸般の難事業に於ては尙更然りである。學者も國際聯盟もカニユート王を學ぶべからざるは千萬承知である。然し困難なる事業と雖も必要なる事業であるならば、困難なるが爲めに努力を吝むべきものではない、否愈々以て困難に正比例する大努力を必要とするものであらう。

（附屬）　**一九二七年九月廿六日聯盟總會の採擇せる決議**

（仲裁裁判、安全保障、軍備縮少並に軍縮準備委員會の事業）

（決議第一）

總會は

技術的見地並組織の見地より見て若干數の國家に於民用航空の必要及發達と軍用航空の必要及發達との間に密接なる聯鎖の現に存在するにより

右事實の爲民用航空を阻害することなく空軍軍備の制限に付困難を生ずるにより

右目的の爲民用航空の發達は軍事上の配慮の以外に專ら經濟上の目的を以て指導せらるゝの好ましきを宣言し

出來得る限り右に關し軍縮準備委員會のなせる勸告に準據せむことを聯盟國政府に勸告し

理事會が交通委員會をして右勸告記載の各國航空企業の間に協定の締結を容易ならしむべき實際的方法を研究せしめむことを請求す

（決議第二）

總會は

一九二七年三月十五日理事會委員會の承認せる聯盟規約に基く義務履行の爲理事會の爲すべき決議を遠ならしむるに適當なる方法及規則に關する報告を了承し

右報告を承認し且平和の脅威せられたる各場合に付最良なる手段判定をなすに付理事會の有する自由を制限することなく、既に行はれつゝある手續並國際關係危機の場合に於ける理事會の活動を最も有效に組織せむが爲になされたる今日迄の研究及び經驗の結果を要約せる右報告を貴重なる指針として採擇せむことを勸告す

（決議第三）

總會は

平和維持の爲に聯盟規約の規定せる組織の速なる適用を可能ならしむべき總ての措置を採らむことを希望し

右に關し國際關係危機の場合に於ける聯盟諸機關の迅速なる運用を確保するの最も緊要なるを信じ

最も短き期間内になさるゝ右機關の關與は戰爭を阻止する爲の一の主要條件たるを惟ひ

國際聯盟の組織の即時運用を一層容易ならしむるは軍縮事業を益すべきを期待し

聯盟規約の精神及規定を參酌し

玆に更に聯盟國は其の有する總ての手段によりて國際關係危機の場合に於ける理事會の召集を容易ならしむる義務を有することを確認し

聯盟國が豫め右結果を得るが爲に必要なる總ての措置を採らむことを勸奬し

理事會が總會の最も重大視する本問題を研究せしめたることに付謝意を表し、理事會が右研究殊に聯盟本部と各國首都間の電話により通信、國際關係危機の場合聯盟に關する輸送をなすべき飛行機のイダンテイフイカシオン、聯盟本部に無電局建設、聯盟本部近傍に着陸場設置及一般に聯盟をして常に有ゆる出來事に對し最も迅速に處理し得しむる措置に關する研究を繼續せしめむことを請求す

（決議第四）

總會は

被侵略國に對する財政的援助確保に關する芬蘭政府提議に關し財政委員會が理事會に提出せる提案を了承し
一般的軍備縮少に達せむが爲に缺く可からざる安全の組織に寄與すべき財政的援助組織の重要なるを見
財政委員會が右案の補足完成の爲に必要なりとせる研究を理事會に於て繼續し軍縮本會議若くは本件の爲に特に
召集すべき特別會議に於て採擇せしめられむことを請求す
總會は右提案並に各國政府の見解、第三委員會の議事錄を總會が仲裁裁判、安全保障及軍備縮少に關する決議中
に其の設置を提議せる委員會に提出すべきことを理事會に提言す

（決議第五）

總會は
專門的方面に於て軍縮準備委員會並國際關係危機の場合に於ける理事會の迅速なる召集及其の決議作成の爲に理事會委員會のなせる事業の進捗を了承し
軍縮事業の成功を確保すべき政治上の狀況の實現に專念し
右成功の重要條件は各國が單獨に各自の武力によりて自國の安全に備ふるの要なきを確保せられ各國が等しく國際聯盟の組織的共同動作に自國安全を倚らしめ得るにあるを確信し
右動作は主として總ての戰爭に訴ふることを豫防若は停止し且場合によりては被侵略國を有效に防護するものたるべきを認め
右の爲各國に對して生ずる負擔は右各國により

（イ）　事實上負擔が多數の國家間に分配せられ
（ロ）　各國各自の義務が更に明白に決定せらるゝに於ては一層容易に受諾せらるべきを確信し
一、軍備制限及縮少會議の完全なる成功に缺く可からざる相互信賴の關係を一切の國に擴張する爲め特別又は一般協定（聯盟國と非聯盟國との間の協定をも含む）により仲裁裁判の漸次的發達を計らむことを勸告す
二、左記一九二六年九月二十四日附總會決議を玆に再錄す
一九二五年九月二十五日の決議により總會の開始せる研究の速に好結果を齎さむことを希望し理事會に準備委員會が專門的事業の完成を速ならしむるが爲に措置を講じ以て來年の始に於て現存の狀態に相應する地方的及一般的保障に關する軍備制限及縮少會議のプログラムを作成せむことを請求す
右會議は事實上不可能ならざる限り第八回通常總會以前に招集せむことを理事會に請求す
因て準備委員會に專門的研究終了の促進方を命じ並右研究終了後速に軍備制限及縮少會議を召集せむことを理事會に請求す
三、第一軍備縮少及制限會議の準備のみに任務が限定せられたるに非ずして其の事業は最終目的の實現に至る迄繼續せらるべき準備委員會に對し理事會に於て速に準備委員會に參加せる聯盟國たる總ての國の代表者（非聯盟國たる參加國は參加方を希望する場合之を招請するものとす）により組織せらるべき委員會構成の爲に必要なる訓令を軍縮準備委員會に與へられむことを請求す
同委員會は軍縮準備委員會の下に同委員會の指示に基き軍備縮少に關する國際協定中に各國軍備の最小數を定め得るが爲に必要なる仲裁裁判並安全の保障を各國に與へ得るが如き措置の研究遂行を任務とすべし

總會は右措置は同時に左の諸項中に之を求むべきものなりと思考す

仲裁裁判並安全保障に關する二國間條約又は一般條約を奬勵、普及及整理せむとする國際聯盟の行動

聯盟規約の各種條項に基きて聯盟國の負擔する義務履行の爲國際聯盟の各種機關の使用すべき各種手段の組織的準備

規約による義務に影響を及ぼすことなく聯盟國が聯盟國と他の國家との間に存する地理的若くは他の聯帶關係と聯盟國の爲せる約定とを比較せしむる爲に聯盟國間に締結するを得る協定

一定の地方に紛爭の發生したる場合に於て各國が聯盟規約に基く義務に影響を及ぼすことなく理事會の決議又は勸告を支持するが爲に採らむとする措置を理事會に通報せしむること

各國は右目的の爲其の全兵力を以て或は陸、海若くは空軍の兵力の一定部分を以て紛爭に關與すべき各場合を指示すべきものとす

（附言）　國際法典編纂及國際經濟會議に關する總會決議は第六章及第八章の末尾に附することゝした。尙ほ國際聯盟第八回總會決議錄は國際聯盟東京支局に於て飜譯の上、外交時報昭和三年一月十五日號に揭載せられてある。又原文は國際聯盟のジュールナル・オフイシエルに出て居る。（Résolutions et voeux adoptés par l'Assemblée au cours de sa huitième session ordinaire jusqu'au 27 septembre 1927).

第三章　軍縮準備委員會

◇

國際聯盟は一九二五年九月の總會に於て『一般的安全保障の確保に付き十分の條件が成就した曉には軍縮會議を開催することとし、其の目的の爲め理事會をして準備的研究を爲さしむる』旨を決議した。此の趣旨に基いて同年十二月理事會は軍縮準備委員會を設けた。同委員會は第一回會議を一九二六年五月十八日から二十六日まで、第二回會議を同年九月二十二日及二十七日、第三回を昨一九二七年三月二十一日より四月二十六日まで開催した。尙ほ客年十一月三十日から十二月三日まで第四回會議を、又本年三月十五日より二十四日まで第五回會議を開いた（註一）（註二）。

◇

第一回會議以來右軍縮準備委員會は當初理事會から授けられた研究項目に付て研究を重ねた。其の研究項目は（第一）軍備とは何ぞや、（第二）軍備の縮少制限とは何ぞや、制限すべきは平時の軍備に限るべきや、それとも戰時に於て發揮し得べき諸般の武力を制限することも可能なりや、（第三）國々の軍備を比較する標準如何、（第四）軍備に攻勢と守勢とを區別し得るや、（第五）各國軍備の比率を定む

るに付ての原則及此の原則を定むるに付て考慮すべき諸點如何、（第六）航空機に民用と軍用とを區別する方法ありや、否民用航空機の軍事的價値如何、及一國の海軍力を見積るに當り商船の軍事的價値如何、（第七）地方的安全と地方的軍縮の關係如何等の諸項目より成るものであつて、軍縮準備委員會に於ては右各問に付き討議を試みたが、議論百出の姿であり、殊に第五問に付き聯盟規約第十六條との關係問題を生じた際など、英國委員と他國委員との間の論爭の如き其の一例であつて、同委員會の雲行の如何を想像せしむるものがあつた。然るに第三回會議に於ては英國及佛國より夫々軍備制限條約案を提出して、之に付て討議を行ふこととなつた。蓋し第三回會議に先立つて即ち客年二月米國大統領が海軍軍縮會議を提唱したのに刺戟せられて、本準備委員會はせめて部分的なりと何等か具體的の結果を擧げやうと努めた模樣が見える。故に同委員會では從來の如き抽象的の研究討議を見合はせて、直に右英佛の兩案を討議することとなつた。然し愈々討議に入つて見れば英佛案の距離は甚だしく、各國委員の主張の相違も大きくして、重要問題は一として解決したものはなかつた。該會議に於て討議の結果委員會案なるものが第一讀會を通過したとは云はるゝものゝ、其の案なるものは重要なる點に付ては唯英佛の提案を並べただけであり、間々獨逸伊太利和蘭の修正案が點在して居る觀がある。各國一致の點は少くして、各國の留保は多い。加之第二讀會に於て各國委員は再考の自由と新提議の自由とを有すると云ふことになつて居るから、右第一讀會通過の議案なるものは其の價値推して知るべきものがある。同案は陸海空軍に亘り、又人員、器材、豫算、化學戰其の他の數章に分ち規定を試みたのである。英佛案重要なる相違點の第一としては、ゼネヴア三國軍縮會議に於て英米間の相違點として現はれた如く、佛國は海軍に於て總噸數の制限のみを行はんとし、之に反して英國は各艦種別に數と大きさ（噸數）とを確定して制限を行はんとする主張を固執した。尤も佛國委員は同會議に於て幾分其の主張たる全噸數說を緩和して、英國の艦種別制限に多少近寄らんとする態度を示し、妥協案を提出したが、英國委員の一蹴する所となつた。陸軍問題に付ても論爭は殊に徵兵制度施行國と其の他の國との間に常備兵額問題に付き議論の沸騰を見た。

◇

第四回の右準備委員會會議は右第一讀會通過の議案に付き第二讀會に入ることなく、主として仲裁及安全委員會の構成を議題とするものであつた。然るに同會議は露國代表としてリトヴィノフが出席して、陸海空軍の全廢案を提出し、從來の聯盟に於ける軍縮事業をこきおろし、ソヴイエト政府の主張として陸海空三軍軍備の徹底的廢棄を提議し、以て幾分會議の空氣を動搖せしめたことに依り特色附けらるるに至つた。右露國の提案は

一、陸海空軍を解散し、如何なる形式に於ける軍備をも全廢すること。
二、兵器彈藥其の他一切の軍用材料を廢棄すること。
三、總ての軍艦及軍用船舶を廢棄すること。
四、一切の軍事教育及兵役法を廢止すること。
五、總ての城塞を撤去すること。
六、戰時に於て軍需品製造場と化すべき一切の工場を撤去すること。
七、一切の軍事豫算を廢止すること。
八、陸海空軍省等を廢止すること。

を要旨とし、原則とし、此の原則に基き直に條約案の起草に着手し、本年（一九二八年）三月以前に軍縮會議を召集することとする決議をなさんことを右準備委員會に迫つたものである。然し同委員會は固より右の突飛なる主張を直に容るべくもなかつた。即ち露國提案に付て採否を決することなくずるく〳〵と次回の會議に持越すこととなつた。

◇

本年三月十五日より開かれた第五回の準備委員會會議に於て、果して露國は其の所謂軍備即時全廢案を持出して採擇を迫つた。右全廢案は前文の外本文六十三箇條より成り、更に解說を附したもので頗る尨大なるものである。今茲に全部を紹介することも出來ず、又一部を紹介するの必要も認めない、こと程左樣に突飛であり、又實行不可能な性質のものである。露國代表リトヴィノフは固より長廣舌を振つて、自國の主張を高唱した。然し之に贊意を表したものは獨逸及土耳古の代表だけであつて、英國初め佛國も伊國も米國も將た日本も之に反對した。殊に英國委員カツシェンダン氏は聯盟及聯盟規約の擁護を旗幟として、露國の提案に反對した。但し即時に之を斥るとは云はないで、露國案を各國政府に送致する必要があると唱へた。日本や佛國は準備委員會の權限問題として、露國案を審議するの權限なきを指摘した。右の結果同委員會は從來の方針に從つて行動すべく、即ち露國の軍備全廢案は委員會事業の基礎として採擇し難き旨を決議して、同案を葬り去つた。

◇

右第五回會議は主として前記露國提案の主張と之に對する列國の贊否の討議に賑はつたのみであつて、別段具體的の結果を見なかつた。前述の第三回會議に於て第一讀會を通過した軍縮案に付き第二讀會を開くことも議事日程の中に含まれないではなかつたが、佛國委員の意見に依つて右第二讀會を後日に延期することとなつた。其の際佛國委員は或『重大問題』に付き目下關係各國政府間で協議進

行中の次第であり、其の滿足なる結果を見ることも餘り遠くなからうから、それまで第二讀會を見合はしたがよからうと述べた由である。倫敦タイムスのジエネヴア通信員は之を解釋して海軍問題に關する前記英佛の爭（總噸數說と艦種別說との爭）につき目下各國間に何等かの商議が好望に進行しつゝあることを云ふのであらうと報じて居る(註三)。果して然りや否やは記して後報を待つの外はない。尙ほ同會議の業績に付き一事の附け加ふべきことがある。それは右準備委員會議の閉會間際に、即ち三月二十四日、英國代表が華盛頓條約調印國である日米佛伊諸國の代表に對し、英國の海軍制限案を示したことである。同案は(一)主力艦の噸數を引下ぐること（最大噸數三萬五千噸を三萬噸と改むること）、(二)主力艦備砲を小さくすること（現行の備砲制限口徑十六吋を十三吋半に引下ぐること）、(三)艦齡を引延ばすこと（現行の二十年を二十六年に改むること）を要旨とするものであつて(註四)、英國が右の如く主力艦を噸數備砲艦齡とも低下せんとするは、事情の許す限り經費節減を行はんとするにあること、其の自ら云ふ所であり、又他國の認むる所であるが、果して他國殊に米國が之に同意するや否やは別問題である。此の點に關する米國の態度は既に述べた所である。

（註一）　國際聯盟から發行する軍縮問題に關する參考資料は頗る多い。第三回會議の際に出來た條約案（第一讀會通過のもの）は一九二七年五月十五日の國際聯盟モンスリー・サムマリーに出て居る。

（註二）　國際聯盟と軍縮問題との關係を取扱つて居る著書として詳細且系統的のものに Professor Dr. Th. Niemeyer, Handbuch des Abrüstungsproblems がある（一九二七年版にして三册より成る）。

（註三）　ロンドン・タイムス一九二八年三月二十三日。

（註四）　ロンドン・タイムス一九二八年三月二十六日。

第四章　仲裁及安全委員會

◇

仲裁及安全委員會の誕生は第八回聯盟總會の決議に感謝すべきものであることは、既に述べた通りである。右の決議に基いて軍縮準備委員會が其の第四回會議に於て仲裁及安全委員會の構成問題を討議したことも前章述べた如くである。斯くして新に成立した同委員會は客年十二月一日より翌日にかけて、第一回會合を催し、其の將來の事業に付き大體方針を決議し、又次回の會合期日を定めたのみで直に散會した。新委員會の幹事長には聯盟事務次長であり政治部長である我杉村博士が選ばれた。同博士は其の後歐洲の各都を訪問し、聯盟事務局は準備を整ひ、本年一月二十六日より二月一日迄プラーグに於て起草委員會が開かれた。安全及仲裁裁判其の他聯盟規約に關するポリテイス外二名の手に成

る三つのメモランダムが出來上つた。一方に於て英國、獨逸、瑞典、諾威、白耳義諸國より前記の問題に付ての提案や意見書の提出もあつた。仲裁及安全委員會は第二回の會合を本年二月二十日より三月八日迄ジエネヴアに開いた。同會議に於て前記の材料を基礎として又參酌して討議を行つた結果、一般的仲裁裁判調停並に安全保障條約に付き各々三箇の案を作成した。

(甲)　一般的仲裁裁判及調停條約案は左の三種である。

(一)　一切の國際紛爭を仲裁裁判に附するもの。

(二)　法律的紛爭のみを仲裁裁判に附し、其の他の紛爭を調停及理事會に附するもの。

(三)　一切の國際紛爭を調停に附するもの。

而して一般的仲裁裁判及調停條約案には三種とも左の留保事項が含まれてゐる。

(イ)　署名又は加入前の事實より發生する紛爭。

(ロ)　國際法上專ら一國の管轄に屬する問題に關する紛爭。

(ハ)　憲法上の原則に關する問題に付ての紛爭。

(ニ)　明確に定められたる特殊事項に關する紛爭例へば領域問題に關する紛爭。

右の諸項は條約加入又は署名に當り留保をなし得るのである。

尙ほ留保は相互的たるべく留保の適用上仲裁裁判より除外せらるる紛爭は反對の規定無き限り調停に附託せられ、留保の意義に關する紛爭は常設國際司法裁判所に附託するものとす。

(乙)　安全保障條約案は左の三種である。

(一)　數國間相互援助條約

(二)　數國間非侵略條約

(三)　二國間非侵略條約

而して委員會は一般仲裁裁判及安全保障に關し以上の諸條約案を作成するとともに、總會に於て此の種條約の締結方を各國に勸奬する趣旨の決議案を採擇した。第三回會議は本年六月頃開催、前記諸條約案の第二讀會及び二國間仲裁裁判條約案の研究を行ふ筈である。而して第三回會議を經て、本年九月の聯盟總會に於て確定的の結果を見んとするものである。蓋し其の間、各國政府に研究の餘裕を與へ、一般輿論に親炙の時日を與へんとするものであらう。

（參考）　仲裁裁判及調停條約締結年別表

年別	仲裁裁判條約	調停條約	仲裁裁判及調停條約	ロカルノ條約	合計
一九一一	一				一
一九一七	一				一
一九一九					
一九二〇	一		一		一
一九二一					
一九二二					
一九二三	九	二	一一	一九	二三
一九二四	七	九	一六	一四	三〇
一九二五	五	四	六	四	一九
一九二六	八	一	一四		二三
一九二七	一				
計	三三	一八	三〇	四	八五

（附言）本表は聯盟の印刷物 Arbitrage et sécurité (C. 653. M. 216, 1927. V. p. 455) に據つたものである。

第五章　軍縮問題の政治化及法律化

（軍縮——安全——仲裁裁判）

◇

軍縮問題は事、軍備に關するから固より軍事上の問題である。各國軍事上の見地からも考慮せられなければならぬ。然し軍縮問題は獨り軍事上の問題のみではない。政治的方面からも考へられねばならぬ。經濟的方面も閑却せられてはならぬ。國際聯盟の軍縮問題が當初『軍事諮問委員會』と稱する軍人ばかりから組織せられた專門家會議で扱つた爲、捗らなかつたことは世人周知の事實である。故に後には『混合委員會』又は『整理委員會』と稱して各方面の人を集めた會議に移されて、軍人のみならず、政治家や經濟關係者等も討議に加はつた。斯くして軍縮問題は政治化した。而して軍縮問題が安全問題と結びつけられた。否『安全』（セキユリテイ）は軍縮の前提であり、從つて軍縮を行ふ爲めには安全問題を片附けねばならぬとせられた。軍縮問題は即ち安全問題と化した。右混合委員會に於て相互援助條約案等が作成せらるゝに至つた。然し此の種の政治條約や政治手段は一方に於て兵力の

存在を必要とし、前提とするものであるから、之を手段とし此の方法のみに依り軍縮を求めんとするは、困難であることが分つて來た。即ち軍縮問題を政治問題として、安全の見地より、否政治的安全の方面より之を考究することは不十分であることが了解せらるゝに至つた。そこで問題は三轉して仲裁裁判（茲に仲裁裁判とは廣義に解するのであつて、司法裁判即ち司法的解決や調停手續即ち勸解をも含むものである）と軍縮問題とが結び付けらるゝことゝなつた。『軍縮準備委員會』に於て、否其のデイスポーザルの下にある『仲裁及安全委員會』に於て仲裁裁判條約を討議考究することゝなつた。即ち法律手段に依り國の安全を確保し、依て以て軍縮の彼岸に達せんとするものである。語を換へて云へば法律的安全に依り、之を基礎として軍縮を行はんとするものである。先年ジエネヴアに於て當時の佛國首相エリオ氏が軍縮と安全と仲裁裁判とは三位一體であることを指摘したことが、最近に於て漸く聯盟の受け容るゝところとなつた形である。之にはロカルノ條約も手傳つて居ることは勿論である。此の如く軍縮問題は軍縮其のものから安全へ、又安全から仲裁裁判へと轉々した形である（註二）、然し右のエリオを有するとは云へ從來安全一天張りであつた佛國が果してスカンヂナヴィア諸國の後を追ふて（註二）、法律的安全主義否仲裁裁判主義に容易く改宗するであらうか。又從來仲裁裁判及安全問題を餘り好まなかつた否佛國主義及スカンヂナヴィア主義を好まなかつた英國が、果して軍縮問題の法律化に何處迄追從するであらうかは、今後の見物である（註三）。

◇

國家は生存の權利を有し、『安全』に生存するの權利を有する（註四）。即ち國家の安全は法律上にも認められ、事實に於ても主張せらるゝところであるが、權利は之を主張する者にとつて權利たるものであり、法律上の力たると同時に又事實上の力であらねばならぬ。此の當然なることが國際間の實際に於て往々忘れられるのは甚だ不思議と云はねばならぬ。唯口先許りで主權を主張しても何もならぬ。口先ばかりで國家の生存權や安全を叫んでも生存及安全の實は擧がるものでない。天は自ら助くる者のみを助く。國際間の事も亦然りである。獨立國とは讀んで字の如く獨立し得る國、否獨立の實を擧げた國の謂であつて、獨立の實を擧げ得ない國は他國の保護の下に立つて、即ち其の保護國となるか、或は半獨立から一步を進めて其の獨立を失ふことゝもなるであらう。語を換へて云はゞ自身生存の實力なきものは生存し得ないものである。換言すれば生存を主張するの權利なく、安全を要望するも無效無益である。然し國家の安全は常に必ずしも自力のみに依賴して之を擁護すべしと云ふのではない。國家は自己の安全に付き他力に待つこともある。安全維持の爲めに他國と同盟し又は他國の援助に依賴することもある。但し其の同盟又は援助の條約が片務的である場合には往々にして受益國の實力若

は體面にも關する事がある。故に對等國の間には双務的の同盟か若は相互の援助が存するのである。國際聯盟成るの後、同盟條約は全然とまでは行かぬが漸く其の影を秘めんとして居る。相互援助條約は今日尚ほ存在し、聯盟の公然認むる所である。否聯盟は世界の總ての國の間に相互援助の行はるゝを理想とするものである。然し已むを得ず數國間の相互援助條約――地方的相互援助――をも認許するものである。最近の仲裁及安全委員會の模範條約案にも數國間の相互援助條約が其の内に數へられて居る。

◇

一、國は他國を『侵略するの權利』はない。是れ各國が生存權を有するに鑑み當然のことである。世界の總ての國が何れも他國の生存權を尊重し、侵略の野心を眞實拋棄するに於ては天下は太平であり、世界の平和は期して待つべきである。國際聯盟規約は其の第十條に於て炳乎として侵略排斥の原則を掲げて居るが、此の原則の運用に至つては種々の問題を生じた。或國が果して侵略の野心を絶對に拋棄せるや否やに付き他國は不安を感ずることがある。右聯盟規約だけでは安心出來ない場合がある。茲に於て數國間若は二國間に特に非侵略條約を結ぶを有利と認めることがあるであらう。是れ最近仲裁及安全委員會が其の模範條約中に數國間若は二國間の非侵略條約を加へて居る所以である。理想を云はゞそれが進んで一般的の非侵略條約を見るに至ることが固より望ましいのである。右の如く非侵略條約及相互援助條約が出來れば國家は他國から侵略を受けず、若し萬一侵略を受けても援助を約したる國から援助を受けることになつて、國家の安全は期し得られるであらうが、然し國家間に紛爭なきを期することは出來ない。如何に世界が進んでも否世界の進むにつれて國際の議論や紛議は却つて其の數を增すであらう、而して其の解決を戰爭に訴へないと云ふならば平和的に之を解決する適當なる方法を見出すの外はない。仲裁裁判や司法裁判や調停手續の依つて生ずる所以である。是れ今回仲裁及安全委員會が一般的仲裁裁判及調停條約に付ても模範條約案を作つた次第である(註五)。斯くして國際の紛爭あるとき其の紛爭は平和手段に依り解決せらるべく、各國は互に侵略を行はず、否相互的援助を惜しまざることゝなれば各國の安全は茲に期するを得べく、從つて軍縮も實行可能の域に達するであらう。之が目下の處國際聯盟を圍繞し又は圍繞せんとする零圍氣であると云ふべきであらう。然し英國の如き强大なる自力(海軍力)を擁する國は依然として安全自力主義をとり、否ロカルノ條約の定むる義務以上に英國の陸海軍を一般諸國の安全の爲めに使用することに躊躇するの色が今尚ほありありと見える。米國に至つては國際聯盟の埒外に立ち、不戰條約を主張しながら、他國の安全の爲めに力を貸すの豫約をすることは出來ないと常に明言して居

る。歐洲の小國は佛國をリーダーとして安全の共同保障即ち安全の爲めにする各國の協力を望んで居るが、實力ある英米の態度右の如くなる以上佛國が從來同志の諸弱邦を糾合して相互援助乃至同盟條約を結ぶことに依り安全を期せんとしたのも必ずしも無理ではあるまい。

（註一）　本年四月一日發行外交時報に掲載の青木節一君の論文（「軍縮より安全保障へ、安全保障より仲裁裁判へ」）を讀者に推奬したい。尙ほ本年二月ポリテイスが仲裁及安全委員會に提出した安全問題に關する覺書は本問題の研究上逸すべからざる參考資料と認められる。

（註二）　スカンデイナヴイア諸國が安全問題及仲裁裁判其の他に關する態度は仲裁及安全委員會に瑞典及諸威政府の提出した提議によつても知らるべきである。尙ほ客年十月のカレント・ヒストリー紙上スエデン外相レーフグレン氏の「瑞典の新しき不戰條約」なる一論文は此の問題につき一讀を値する。又ゼ・コンテムポラリー・レヴュー一九二七年九月號三八五頁以下に於けるスカンデイナヴイア調停條約に關する記述はスカンデイナヴイア主義を知るに有益なる一材料である。

（註三）　英國の仲裁裁判及安全問題に對する態度は同國政府が仲裁及安全委員會に提出した覺書によつて之を察するに餘りある。

（註四）　安全問題の法律的研究殊に國家の生存權其の他聯盟の規約を論じたものに Williams, State Security and the League of Nations なる著書がある（一九二七年）。

（註五）　國際紛爭の平和的處理に關する新傾向殊に調停手續につき國際法外交雜誌第二十六卷第五號（昭二、五、一）掲載拙稿參照。

（參考）　軍縮と仲裁裁判

客年米國の軍縮會議提唱後、其の開催前に於て即ち四月十五日の外交時報に私は『軍縮に通ずる大道』と題して所感を述べたことがある。左に掲ぐる所は其の數節を抄錄したものである。

◇

故意に横徑小路を取つて目的地に達するのを回避する連中は別問題として、眞に彼岸に達せんとするものに在つては、單に目的地に達することのみを考へて、依るべき道に依ることをしなければ、何時まで經つても目的地に達する氣遣へはない。況んや目的地と反對の方向に走るものに於てをやである。彼の徒らに『安全』呼ばはりをして、軍縮の彼岸に達せんとするが如きは右の亞流である。一國の安全とは果して何であるか、安全問題は裏から云はゞ不安問題である、猜疑恐怖の問題である。國際的猜疑不安が消滅しなければ安全は現然するものではない。膨大な軍備を擁したとて、決して一國の不安は全然除かれるものではない、現に六七十萬の大兵を擁する佛國は十萬の痩兵を有する獨逸に對して不安を感じた、ロカルノ條約で漸やく安心をしたと云ふ形である。即ち兵力丈けでは相手方に十倍する兵力を擁しても枕を高くする譯には行かぬ、軍備丈けでは決して一國の安全が求め得られる

ものではない、世界大戰前の獨逸――軍國主義の獨逸――や今如何に？　つまり獨逸は軍備により安全を求めんとして軍備の爲めに蹉跌したのである、殷鑑實に遠からずである。

◇

果して然らば如何にしたら一國の安全を求むべきか、軍備を制限縮少乃至撤廢すればそれで一國の安全否列國の安全は期して得られるものであらうか、曰く否。軍備の存在はそれ丈けで一國の安全を保するものでもなければ軍備の撤廢もそれ丈けで列國の安全を齎らすものではない。先年英獨兩國が海軍擴張競爭を行ふたとき英國から競爭を緩めるやう申込んだ際、獨逸は海軍制限には政治協定の伴ふことを必要として、右政治協定を先にせんことを英國に迫まつた。話は遂に不調に陷つて世界大戰に驀進したが、軍備も軍縮も何れも一方に於て政治問題と相隨伴するものである、單純に軍備や軍縮のみを考慮して一國又は列國の安全問題を云々するのは甚しき短見者流である、軍縮を行はんとすれば――眞面目に之を行なはんとするものは軍備を不必要ならしむるの道を講じなければならぬ。軍備不必要となれば軍縮は求めずして到るものである、軍備―兵力―を必要としながら、軍縮を叫ぶのは百年河の清きを待つの類である。

◇

米國にブリス將軍と云ふ人がある。今は退職であるが先年巴里會議の頃には米國の委員として相當活動した人である、軍事方面の代表としては最高の地位に立つた人である。此の人は近頃しきりに種々の雜誌等で軍縮問題を取扱つて居る（例ば Foreign Affairs, Apr. 1926; American Journal of International Law, Jan., 1927.）其の議論は軍人に似合はず――國際法と仲裁々判を擔ぎ出して軍縮問題と結び付けて居る　國際紛爭を『力』により――兵力により――解決するを避くるが爲めには、即ち軍縮を行ふが爲めには、國際法規を編纂し、之が發達を計ると同時に、仲裁々判制度を改善し紛爭之が發達を計ると同時に、仲裁々判制度を改善し紛爭の司法的解決を促進する外なしと云ふて居る。尤も氏と雖も部分的地方的の軍縮を全然排斥するものではない。ロカルノ條約に反對するものではない。各方面にロカルノ類似の條約が出來て地方的軍縮を促進するのに反對するものではない。唯永續的の軍縮は國際法の發達と仲裁々判（廣き意味の）の進歩とに待つの外なき次第を高唱しつゝあるのである。

◇

獨りブリス將軍のみではない、米國人のみではない、英人中にも仲裁々判及國際法の發達に依つて戰爭の防止、從つて軍備の縮少を招來せんとするの論者あるを見受ける。一九二七年二月發行ナインティーンス・センチユリー誌上ホーキン氏の論文の如きは其の一例である。曰く『國際法は戰爭防止の爲め

に世界に教ふるの任務を有する』と。尙ほ氏は世界將來の平和は係りて英米兩國の双肩にあるとの意氣込から、英米兩國は其の間將來の紛爭を解決する方法として、戰爭に依賴することを止め――之が爲めに兩國は將來の戰爭を防止する方法として兩國間國際法と仲裁々判によらんことを提唱して居る。今世紀の初め實は英米兩國間には總括的仲裁々判條約が出來かかつた、米國上院の茶々を入れた爲め、物にならなかつたのである。米國上院の御意が果して此の種の條約の復活否締結に傾いて居るか、又何時傾くであらうかの問題は別として、兎に角英米兩國間に義務的總括的仲裁々判條約が出來れば、それは兩國の關する限り軍縮問題にも影響するであらう、我國と米國との間には既に仲裁々判條約がある、けれどもそれは總括的の者ではない。ロカルノ條約で一方獨逸と他方、佛、白、波、「チエコ」との間には義務的仲裁々判條約が結ばれたが、英佛間には同樣の條約は出來なかつた。が、併し歐洲でも他の國の間には澤山義務的仲裁々判條約や調停條約が出來て居る、又現に出來つゝある。獨逸や、スカンヂナヴィア諸國や、瑞西などは目下盛んに此の種條約を他國との間に製造しつゝある。最近獨逸と伊太利との間にも出來上つた。ロカルノ條約はロカルノ關係國間に戰爭の必滅を保するものではない、又右各種の仲裁々判條約は必ずしもそれ丈けで締結國間の永久的平和を保障する者ではない、とは云へ、戰爭の發生を稀有ならしむるものである。義務的總括的仲裁々判條約で各國間に網を張らるゝこととなれば戰爭の發生は稀有となる、兵力の必要は大に減ずる、斯くして軍縮は實現せられる、又實現せられなければならぬ、兵力は無用の長物となるからである。出來得れば右の義務的總括的仲裁々判條約や調停條約が多數國を包含するものとなつて欲しいのである、國際聯盟の如き機關で右の一般的條約を作つて貰ひたいのである。今一氣呵成に出來ないにしても、遂にはそこまで行きたいのである、又行かなければならぬのである。云ふ勿れ、右の如きは前途甚だ遼遠であると。前途の遼遠なることは吾人固よりブリス一派と共に千萬之を承知して居るのである。世俗云ふ『廻はり道は近道』と。遠い樣ではあるが『軍縮に通ずるの大道』は之しかないのである。一時的彌縫的の軍縮は或は他の道によつて出來るかも知れぬが、永久的の安全なる軍縮――各國の安全を伴ふ軍縮――は右の大道しかないのである。而して右の大道は案外遼遠ではないのである。目下各國は皆此の方面に向ひつゝあるのである、これが近時の傾向である。仲裁々判により世界の平和、軍縮を求むるの考は決して今に始まるものではない、ブリスに始まるものではないが、今人――而かも軍人（退職なりとは云へ）にして此の說をなすから右に擧げた迄のことである。佛國の前首相エリオーは其の在職中、ゼネヴアに於て、安全と仲裁々判と軍縮とは三位一體である、三者不可分である旨を獅子吼した。蓋し至言である。否吾人は仲裁々判の制度完成せば「軍縮」も「安全」も自然之に踵ぐものとなすのである。仲裁々判の制度

完成しなければ――其の完成する迄は――軍縮や安全は如何に騒いでも空騒ぎに終るものと信ずるのである。

第六章　國際聯盟と國際法典編纂

◇

最近の第八回國際聯盟總會は國際法の編纂に關し二箇の決議をした。その一は明一九二九年を以て海牙に第一回の國際法典編纂會議を開くことゝし(一)國籍、(二)領海及(三)國家の責任と云ふ三箇の問題を同會議の討議に付すること及右の目的の爲差當り國際法の實際及先例に造詣深く且前記第一回會議の議題たるべき前記の問題につき豐富なる學問的材料を有する五名の委員を選んで玆に準備委員會を組織することを聯盟理事會に委囑すること等を以て其の主たる內容とするものである。第二の決議については後に之を述ぶることゝして、聯盟總會が右の決議を爲すに至つた次第は、聯盟に於ける國際法編纂事業に曙光を認めしむるものであつて、斯學界に於て注目すべき近時の一出來事であると云はねばならぬ。然し右の決議は全くこの事業の第一步であつて、この一步を踏み出すまでにも種々の曲折があつたし、又第一回會議が開かるゝとしても右の數多からざる三問題についてすら相當議論あるべきを豫想せらるゝのであるから、國際法編纂事業の前途を卜することは仲々困難である。とは云へ前記決議を見るに至つた經過を回顧することは決して徒事ではないと信ずるから、以下に於て少しく之を述べて見たい。

◇

國際法の編纂について國際聯盟は千九百二十四年九月の總會に於て國際法の漸進的編纂に寄與するため專門家委員會を招集することゝし、且右委員會の任務として左記事項を掲げた一つの決議をした。

(一)　國際的諒解に依り解決することの望ましく且實現し得べき國際法上の事項の假表を作製すること。

(二)　事務總長が右の表を聯盟國及非聯盟國の政府に通知し其の意見を求めたる後之に對する回答を研究すること。

(三)　充分熟したる問題に關し及其の解決の爲開催せらるゝことあるべき會議の準備の爲執らるべき手續に關し理事會に報告すること(註一)。

右の決議に基いて同年十二月聯盟理事會の人選に依り十六國の國際法學者を招請した專門家委員會なるものが出來た。爾來同委員會は左記數次の會合に於て右の目的の爲に努力する所があつた。即ち

(一)　第一回會合　千九百二十五年四月一日より八日に至る會合に於て平時國際法の範圍に屬する十一箇の問題につき、とりあへず其の果して『國際的諒解に依り解決の望ましく又實現し得べき』ものであるかを詮議することゝし、これが爲各問題につき三名より成る小委員會を作つて各問題につき前述の研究を爲さしめることゝし、且その結果につき同年十月十五日迄に報告を提出せしめることゝした。右十一箇の問題とは

(a)　國籍
(b)　領海
(c)　外交官の特權及免除
(d)　通商に從事する政府所有の船舶
(e)　犯罪人引渡
(f)　國家の責任（領土内に於て外國人の身體財産に加へられたる損害に對するもの）
(g)　國際會議及條約締結に關する手續
(h)　海賊
(i)　時效
(j)　海富の採取
(k)　國外犯罪

である（註二）。

(二)　第二回會合　第二回の會合は千九百二十六年一月十二日より二十九日まで開かれた。而して右會合に於て同委員會は前記十一の問題中七箇の問題だけを選び、之を以て前記の國際的諒解即ち國際條約作成の望ましく且可能なるものと認め、其の各問題につき詳細なる質問表（questionnaire）を作成し之を各國政府（聯盟加入國と否とを問はず）に送付し、右の問題につき各國政府の意嚮を問合すことゝした。斯くして同委員會は前揭任務の第一及第二を果さんとしたものである。而して右七箇の問題とは

(1)　國籍
(2)　領海
(3)　外交官の特權及免除
(4)　國家の責任
(5)　國際會議及條約締結に關する手續

(6) 海賊
(7) 海富の採取
であつて、犯罪人引渡及國外犯罪は表より取除かれた。又時效は第三回會合の討議に讓ることゝせられた(註三)。

(三) 第三回會合　千九百二十七年三月二十二日より四月二日に至る第三回會合に於て右委員會は新たなる小委員會の報告に基き左の四問題を取上げた。四問題とは
(8) 刑事事件に關する裁判上及裁判外の行爲の通信（國際司法共助に關するもの）
(9) 領事の法律上の地位及職務
(10) 外交官の種類分けの修正
(11) 國家に對する訴訟に關する裁判所の權限
であつて、その各々につき小委員會が設けられ、レポートとケショネールが作成された。尙同委員會は同會合に於て左記の三問題に就てもレポートを接手したが、詮議の結果その三問題は當分同委員會の考慮の外に置くことゝなつた。その三問題とは

(イ) 最惠國約款
(ロ) 外國商事會社の法人格承認
(ハ) 商事會社の國籍及之に對する外交上の保護
であつて、最惠國約款に就ての國際條約を作るは、出來れば結構であるが目下のところ出來難いものと認められ、又商事會社に關する前記の二問題は蘭國政府の招集すべき國際私法會議の議題として既に數へられて居るものであるから、除外せられたのである。
要之、同委員會は右三回の會合に於て前記の如く十八の問題を議に上せたが、各國政府の意嚮を質すことゝなつたのは十一問題である（前揭の橫文字の數字を附したもの）。

◇

右の中第一より第七に至る七問題に付て各國政府から回答があつたので(註四)右專門家委員會は小委員會を設けて之を穿鑿討究した結果、愈々前揭第三の任務たる國際會議を開く準備に手をつけることになつた。即ち國際法編纂會議準備のため執るべき手續に關し愈々理事會に報告することゝなつた。三箇の報告はこれが爲に同委員會より理事會に提出せられた。抑も右專門家委員會の任務權限は前揭千九百二十四年聯盟總會の決議の範圍を出でないものであつて、國際法の編纂即ち國際條約の締結を爲すに適し、且之に熟したる問題を選び、之につき各國政府の意見を求めたる上、國際會議開催の準

備手續につき聯盟理事會の參考に資する爲の報告を出すと云ふに過ぎないのであつて、種々のレポートとか法典案とかゞ或問題につき同委員會より提出せられたとしても、それは報告者又は小委員會の意見に過ぎないものである。否同委員會は當該問題につき成典(條約)を作るの可能性及可欲性につき意見を述べたものに過ぎない。右專門家委員會だけでは國際會議の準備を爲すに不充分である。國際會議に於て討議の基礎となるべき、否國際會議開催に先立ち各國政府に示さるべき法案(draft projects)が用意せられなければならぬ。右法案用意の必要なるは專門家委員會の認むる所である。然し之が爲には同委員會の權限を擴張するか、又は他に準備委員會と云ふ如き機關を設けねばならぬ。獨り專門家委員會は其の與へられた權限に於て狹きに失するのみならず、與へられたる費用に於ても著るしく制限せられて居つて、爲めに年一回の會合を催し得るに過ぎない。而も第一回會合は一週間、第二及第三回會合は約二週間續けられたに過ぎない。從つて同委員會自身に於て從來の成績が思はしからざることを認めて居る。從つて來るべき會議に必要なる歷史上、立法上及學問上の資料を集めるため、更に準備的行爲の必要なることを前記報告書に於て切言してある。斯の如く同委員會は不充分なる權限及成績を自覺しつつ、前記七箇の問題中五つの問題を以て國際條約(法典)を作成するに熟せるものと決し、右作成のため國際會議を開くべきであることを理事會に勸告否報告することに決したものと報告せられた。次に問題第七(海富の採取)に付ては右專門家委員會は問題の頗る技術的性質を有するにかへりみ、特殊の國際的學會殊にコーペンハーゲンに於ける海富採取常設國際協議會と協力すべきものとし、本問題を討議する爲の會議に法律家以外、關係の特殊專門家及實業家代表を加ふべき旨を報告した。前記の二問題は斯くして特別の取扱を受くべきこととし、殘りの五問題を以て來るべき國際會議の議題として推奬したものである。而して其の五問題も聯盟理事會の議を經又聯盟總會の決議に依り遂に冒頭所述の三問題に狹められた次第であるが、この間の消息を知るには先づ各國政府が前記七問題につき如何樣の回答をしたかを一應吟味する必要がある。

(註五)。又右國際會議には獨り法律家のみならず、經濟學者政治家其の他通商航海に關する問題に明るい人々も、各國委員として招かるるを便とすることも述べてある。問題第五(國際會議及條約締結の手續)に付ては先づ專門家の小委員會に於て之を研究し、國際會議に提出する議案を作成せしむべきものと報告せられた。次に問題第七(海富の採取)に付ては右專門家委員會は問題の頗る技術的性質を有するにかへりみ、特殊の國際的學會殊にコーペンハーゲンに於ける海富採取常設國際協議會と協力すべきものとし、本問題を討議する爲の會議に法律家以外、關係の特殊專門家及實業家代表を加ふべき旨を報告した。前記の二問題は斯くして特別の取扱を受くべきこととし、殘りの五問題を以て來るべき國際會議の議題として推奬したものである。而して其の五問題も聯盟理事會の議を經又聯盟總會の決議に依り遂に冒頭所述の三問題に狹められた次第であるが、この間の消息を知るには先づ各國政府が前記七問題につき如何樣の回答をしたかを一應吟味する必要がある。

◇

客年六月までの間に聯盟に於て各國政府から受取つた回答は印刷に付せられ、專門家委員會の理事會に對する報告書にも摘要せられ、各小委員會報告者によつても分析せられてある。各國政府は問題を受取つてから之に回答する迄に一ケ年以上考慮の時間があつた筈であるが、昨年六月迄の回答では

一問題につき回答した國三十四國が最も多いレコードである。而もその中當該問題につき編纂（法典化）の可能性又は可欲性につき、イエスとかノーとかの簡單なる回答をしたものも多い。イギリス、イタリー、日本、ユーゴースラヴイア、ヴエネズエラ、オーストラリヤ、インド、アイルランドの如きが然りである（カナダ、ニユージーランドの如きは何等の回答もしなかつた）。又中にはアルゼンチン、アイルランドの如き僅に一問に對し回答したに過ぎないものもある。尤も政府によつては專門家委員會小委員會の報告に對し、詳細なる言說を挾んだものもないではない。最も詳細なるは海賊に關するルーマニヤの回答意見であらう。更に地理的に回答振りを案ずれば、一箇乃至數箇の問題に答へたる三十四ケ國中二十一ケ國は歐洲にあつて、九ケ國はアメリカにある。支那は專門家委員會に委員を出しながら、政府として何等の回答を出さなかつた唯一の國である。アメリカ大陸にある諸國からの回答が少なかつたのは、當時リオに開かれて居つたアメリカ法曹國際委員會に影響せられたと觀察する人がある。米國政府は第一乃至第四の問題即ち、國籍、領海、外交官の特權免除、國家の責任（領土内に於ける外國人の身體財產に對する損害に就て）の四事項に付ては、法典化の可欲性又は可能性を是認するに傾いてゐるが、第五乃至第七の問題については之を否認する態度に出でた。要するに

一、國籍問題に付ては專門家委員會に屬するルンドスタイン（ポーランド）の報告に見ゆる如く、本問題を直ちに法典化するに贊成するもの九ケ國（即ちオーストラリヤ、ブラジル、ブルガリヤ、チエツコ・スロヴアキア、フランス、ポーランド、サルヴアドル、ユーゴースラヴイア及米國）であつて、又本問題の法典化に適するを認めながら提示せられた假法案の或條項が國内法の規定と牴觸する旨を答へたるものに十二ケ國がある（オーストリヤ、キューバ、エジプト、エストニヤ、フインランド、ギリシヤ、日本、ノルウエー、ルーマニア、スペーン、スエーデン、スイツツル）。英國及印度は國籍に關する問題中、重國籍及無國籍の外、法典化に適せざるものと認め、イタリー及ヴエネズエラは全然國籍問題の法典化に反對し、ベルギーも亦類似の態度を取り、オランダは國籍問題を海牙に開かるべき第六回及第七回國際私法會議の議題と爲すことを希望して居る。

二、領海問題に就てはこれ亦各國の國内法規及管轄權主張一ならざるものがあつて、領海最少限度三海浬と云ふことに付ては異論なきも、各種目的に對する管轄の最高限度につき又領海測定方法につき異論がある次第であつて、各國政府はシユツキング博士（獨逸）の手に成れる有益なる報告書及法案に付て考慮したる後、二十ケ國は本問題に關する條約作成の可能性を認めた（ドイツ、イギリス、オーストラリヤ、ブルガリヤ、キューバ、デンマルク、エストニア、米國、フインランド、ギリシヤ、インド、アイルランド、日本、ポルトガル、ルーマニア、サルヴアドル、ユーゴースラヴイア、

スエーデン、チエツコ・スロヴアキア、ヴエネズエラ)。然し佛蘭西、伊太利、波蘭は本問題の法典化に反對した。ノルウエー及オランダは其の態度を不明にした。オーストリヤとスイツツルは其の特殊事情にかへりみ本問題に利害を有せず。スペーンは明かに三海湿說に反對した。

三、第四の問題たる一國在留外國人の身體及財産に對する損害に付ての國家の責任如何の問題に至つては、サルヴアドルの學者グエーレロ博士が小委員會の報告者として作成したる報告書が參考として各國政府に送られた。同博士の報告は國家の責任を最少限度に限るの主義に立脚するものである。同氏の意見は其の問題の難問且重要なるだけそれだけ各國政府から種々の批評を受けた。同氏の報告に贊成したのは、その本國たるサルヴアドルぐらゐなものであつて、英國は『同博士の意見中尊重すべきものありとするも、その結論に至つては英國政府の同意し難きものを包含する』旨を答へ、佛國政府は問題第四(即ち國家の責任問題)は國家の內外政策及社會生活制度組織等に至大の關係を有するに鑑み、何れの國も受諾し得べき國際條約を作ること、即ち本問題を法典化することは困難なるべき旨を指摘した。ヴエネズエラは本問題を國際會議に付するには、その機未だ熟せざるものとして之を排斥した。米國はグエーレロ博士の報告に對して別段の意見を示さなかつた。アルゼンチンも態度を不明にした。ブラジルとチリーは好感を以て右の報告を眺めた樣である。

◇

各國政府の態度既に斯の如くであり、專門委員會の報告右の如くである。この報告に接した聯盟理事會は客年六月の會合に於て本問題を討議した。その結果ザレスキー(ポーランド代表)の報告なるものが出來上つた(註六)。同報告に於てザレスキーは專門家委員會從來の努力を賞揚すると同時に、國際法編纂の爲國際會議を開くの適當なるを認めつゝ、專門家委員會の取上げた總ての問題を同會議に掛ける時は、過重の負擔を之に課することゝなるから、海賊及外交官特權の二問題は緊急ならざるものとして之を除外し、結局第一回會議には國籍、領海及國家責任の三問題を付議することを慫慂した。その結果前記の如く第八回總會に於てこの三問題のみが第一回會議の議題とせられた次第である。又ザレスキー報告に於ては法典會議(第一回)を餘り遲延するのは宜しからざるものとして、明一九二九年より遲からざることを希望した。この點亦總會の決議に採用せられた。ザレスキー報告は又第一回會議を國際聯盟に於て招集するの外、或一國を煩はして招集せしむるも一策である旨を述べてある。尤も後の方法によるも聯盟の依賴に依るものであつて、決して之が爲に聯盟の國際法編纂に對する千九百二十四年以來のイニシヤテイヴを抛棄するものではなく、聯盟が本問題に對して我不關焉の態度を取る次第でもないと斷つてある。而してザレスキー如上の提言は直ちに蘭國代表の言に反響を見出

して同代表は自國政府が前記會議の招集に努力するに吝ならざるべきを述べた。第八回總會の決議中にも亦この點が受入れられて、理事會をして海牙を第一回の法典編纂會議地と爲すの目的を以て、蘭國政府と交渉せしむることも前記の決議に現はれてゐる。尤も來るべき會議はこの種會議の第一回のものであつて、それ限りと云ふ譯ではない、否國際法編纂事業は右第一回會議を俟つて始めて其の端緒に就かんとするものと見るべきである。然し專門家委員會の議に上つた十八問題中僅に三つの問題が漸く討議せらるゝことゝなつた次第であり、而も其の三問題につき各國政府の態度も右に略述したが如くでありとすれば、同會議の前途を卜することは今に於て至難であると云はねばならぬ。未だ事の端緒にすら入らざるに當つて失望することの尚早であると同時に、樂觀することも亦早計であると云はねばならぬ。

◇

述べて茲に至らば、冒頭に言及した第八回總會の法典編纂に關する第二の決議なるものは、强ひて玆に付記するの必要を認めない程である。第八回總會に於てパラグワイの代表者は目下アメリカ大陸諸國に進行しつゝある國際法典編纂事業にかへりみ國際聯盟に於ても國際法の一般的包括的編纂計畫の準備を爲すことを專門家委員會に依頼すべしとの趣旨の提案を出した。聯盟總會は右提案に對しあつさりと左の趣旨の決議をした。即ち總會は右提案の精神を尊重し、專門家委員會次回の會合に於て、如何なる條件の下に右提案に係る事業が行はれ得べきやを研究せしむること、而して同委員會及理事會の意見を聞き取りたる上にて、聯盟總會は更に後日右提案に對する態度方針を決定すること、これが總會決議の內容である。何れにせよ今後專門委員會は從來の任務の外、この問題も取上げるであらうが結果の如何は今より逆睹するに難くない。而して新たに總會決議によつて出來た準備委員會は、第一回會議の準備に急ぎつつある。最近の報道に依れば右準備委員會は、フランス、チリー、オランダ、イギリス、イタリーの五國委員を以て組織せられたと云ふことである。尙第一回會議の會期其の他に就ては本年九月の聯盟總會に於て決定せられるであらう。(註一)（國際法外交雜誌第二十五卷第六號揭稿註七參照。

(註二)　前記揭稿に揭げた所と玆に揭ぐる所とは第十一問に付て相違がある。前揭稿に於ては其の註九に揭げた如く國際聯盟のモンスリー・サンマリーに依つたものであるが、玆には最近の米國國際法雜誌（一九二七年十月號）に於けるリーヴス氏の記述に依るものである。私は右本文の起草に際し同氏の記述に負ふ所大なるものである。

(註三)　一九二六年七月發行に係る米國國際法雜誌附錄（サプレメント）は右七箇問題に付てのケシオネール及レポートを收錄してある。又同雜誌其の他に於て爾來七箇問題の夫々に付學界の議論も現はれた。

（註四）第八乃至第十一の四問題に就ては各國政府の回答は本年（一九二八年）一月一日迄に聯盟に差出すことになつてゐる。

（註五）Minutes of the Forty-fifth Session of the Council, p. 749 ff. 參照。

（註六）同上參照。

（附屬の一）國際法典の編纂に關する第八回總會決議

總會は、

一九二七年六月十三日の總會決議に從ひて理事會が總會に提出せる書類、並に國際法典編纂專門家委員會の事業の結果として執る可き方法に關する總會第一委員會の報告を了知し、

國際法を定義しその改善發展を計ることは、正義の促進及び平和の維持に頗る重要なりと認め、

その意味に於て國際法の漸進的法典化のために貢獻すべきあらゆる努力を爲すは聯盟の義務なりと信じ、

法典編纂委員會――それに對して總會は衷心の讃辭を呈するものであるが――この委員會の事業に基き、第一回法典編纂會議の爲に組織的準備をなし、一九二九年を期して同會議を招集するは既に可能なりと認め、

次の諸項を決定する。

(1) 第一回會議に於て審議するため次の諸問題を提出すること。

（A）國籍、（B）領海、並に（C）外國人の身體財産に對し自國領土内に於て加へられたる損害に對する國家の責任」

(2) 聯盟事務局に命じて總會第一委員會の報告が示せる方針に基き「國際會議の手續並に條約の締結起草の手續」問題の研究に當らしむることを理事會に要請すること。

(3) 海洋生物の國際的保護を確立し得るや否や、又如何なる條件、如何なる種類、如何なる地域に於て可能なりやの問題をコーペンハーグの常設國際海産物採取委員會並に該方面に特に關係深き他の機關と協同して研究するやう國際聯盟經濟委員會に命すること。經濟委員會は該研究調査の結果を理事會に報告し、右の目的のために專門家會議を速に召集すべきや否やを明にすること。

(4) 第一回法典編纂會議の開催地としてハーグを選定するため和蘭政府と交渉すること及び會議の準備が充分に進捗し次第右會議を招集することを理事會に要請すること。

(5) 能ふ限り速に準備委員會を任命するの事務を理事會に一任すること。該委員會は、國際法上の慣行、法律上の先例、並に第一回法典編纂會議の範圍内に屬する諸問題に關する學術上の材料に

ついて該博なる智識を有せる五名の委員を以て構成し、而して總會第一委員會の報告に記載されたる指示に從ひ、各問題に關する討議の至極詳細なる基本事項を含む報告の準備を託せらるゝ。

(6) 會議の諸規定草案を招請狀に添付することを理事會に要請すること、該草案は討議を律すべき數箇の一般的規定、殊に次の諸項に關する規定を指示すべきものとす。

（A）必要ある場合には、會議參加國が多數決によつて採擇したる規定を相互間に採用し得るや否や。

（B）時宜に適したる問題に關しては、包括的條約並に該條約の範圍內にて他の制限的條約を作製し得るや否や。

（C）成立したる諸協定の將來に於ける改訂に關する制度の組織。及び

（D）現行諸規定の單なる蒐錄に制限せず、此等をして出來得る限り國際生活の現狀に適應せしむることを目的とすべき法典編纂事業の精神。

(7) 專門委員會がその既に開始したる事業を次回會合に於て完成するやう委員會に要請すること。

（一九二七年九月二十七日午前採擇の決議及び勸告）

（附屬の二）　國際法典編纂の一般的且つ包括的計畫の準備に關するパラグアイ代表の提議

總會は、

國際法典編纂の一般的且つ包括的計畫の準備に關するパラグアイ代表の提議に就いてなされたる第一委員會の報告を了知し、

總會がパラグアイ代表の右提議の基礎たる精神を重要視する旨を記錄に止めんことを冀望する。

專門委員會に對し、上記提議中に述べられたる事業が如何なる條件の下に實行せらるゝやの問題を次の會合にて考慮せしむるやう理事會に要請する。

尙專門委員會の指示及び本問題に關する理事會の意見を了知して後、執るべき方針を決定するに至るであらう。（一九二七年九月二十七日午前採擇の決議）

第七章　國際聯盟と政治問題

◇

國際聯盟の機關として聯盟總會があり聯盟埋事會があり聯盟事務局があることは、今更云ふ迄もない。總會と理事會との權限に付ては、聯盟規約は同樣の文字を使用して居つて、兩者の權限上の區別明確ならざるの嫌はあるが、之を一國の機關に譬ふれば、聯盟總會は一國の議會の如く、理事會は一國の內閣の如きものであると云ふことも出來やう。否此の譬喩には正確に論ずれば學者の反對もある所であるが、實際に於て當らずと雖も遠からざる所であると云ふてよからう。總會は——通常總會は——毎年一回九月に開かれるのが例である。尤も先年獨逸の聯盟加入問題を議する爲め臨時總會を開いた例もあるが、今日までの所唯一の例外否臨時の總會である。右と異り理事會は年に數回開かれて總會の決議を執行するの外、種々の事件を取扱つて居る。大小の政治問題經濟問題其の他各般の問題が理事會の議に上るのである。英佛獨白伊等諸國の外務大臣は自ら其の國の代表として、理事會の議に加はるのが近頃の慣例である。從つて右理事會の開催に際し、此等大臣宰相の公式又は非公式の會合に於て、幾多重要なる問題が協議せられる。困難なる問題も爲めに圓滿なる解決を見るであらう。故に國際聯盟と政治問題との關係を論ずるとき、必ずしも事務局の記錄に載せられてある小さな事件のみを以て判斷を下すことは面白くない。例へば客年十月に至る既往一箇年間聯盟の取扱つた政治問題として聯盟の發行する月報を見るときは(註一)、僅かに左の二三の問題が擧げてあるのみである。

曰くルーマニア及ハンガリー兩國政府の求めに應じて理事會が規約第十一條に依り調停機關として行動したこと、曰く獨逸政府がリトウアニアに依りメーメル地方の自治を侵されたとの訴を理事會に提出したこと、曰く希臘政府が平和條約の解釋に付き（軍艦及海軍材料の製造及輸出を禁じたる條項に付て）理事會に質問したこと。曰く英國政府が聯盟各國の參考に供する爲め對支政策の聲明書を聯盟に送致したことの數者を數へて居る。然し廣く云はゞ政治問題は固より右の如きものに止まらない。軍縮問題や安全問題の如きは聯盟の扱ひつゝある政治問題の最たるものであらう。

◇

聯盟の昨年中扱つた政治問題を顧みるとき逸する能はざるものは**ヴイルナ**問題である(註二)。之は聯盟にとつて厄介な問題の一つである。ヴイルナ市及其の附近地方は以前帝政ロシアの一部であつたが、世界大戰後波蘭とリトウアニアは互に鎬を削つてヴイルナを爭奪するに至つた。今其の由來を按ずるに、大戰の終、獨逸軍の壞崩するや露の赤軍はバルテイツク諸州を橫行した。リトウアニア政府は一時ヴイルナからコウノに退くの已むなきに至つたが、漸次赤軍を擊退して、將にヴイルナを奪還せんとした。其の際波蘭軍は突然來つてヴイルナを占領した。然し一九二〇年十月七日の**條約**に依り波蘭はヴイルナをリトウアニアに與へて、兩國の假國境を定めた。右條約の調印は國際聯盟派遣の軍事監

督委員の面前に於て行はれた。然るに右調印後二日にして波蘭の一將軍ジェリゴウスキーは自分の軍隊を以てヴイルナを占領し、同地にあつたリトゥアニア政府をコウノに追ひやつた。波蘭政府は右の占領行爲を以て一『叛逆者』の行爲であり政府の與り知らざる所であると稱して居つたが、其の實は『叛逆者』の行爲を是認してヴイルナに居据り、今日迄其の占領を繼續して居る。當時國際聯盟は出來たばかりであつた。理事會は一應パデレウスキー（波蘭の大統領）に宛てた書面を以て波蘭に抗議はしてみたが、結局此の事件を大使會議に委することとなつた。大使會議は佛國の勢力に依り一九二三年三月十五日波蘭のヴイルナ占領を承認した。爾來波蘭は同地の併合が列國の承認を得たものと信じて居る。然しリトウアニアは右大使會議の決定に服從するを拒んだことは固よりであり、爾來波蘭がリトウアニアの首府――ヴイルナ――を占領する限り兩國は『戰爭狀態』にありとリトウアニアは主張して來た。

◇

右の如く國際聯盟はヴイルナ歸屬問題を大使會議に讓つたのであり、大使會議は前後二回（一九二三年及一九二六年）波蘭の占領を合法と認めたのであるから、今更ヴイルナ問題は聯盟の處理すべき問題ではないのである。然し客年十二月に於てヴイルナ問題が他の形式に於て聯盟理事會の議に上ることとなつた。今回の問題はヴイルナ歸屬問題ではないが、ヴイルナ（及グロドノ）地方に於ける學校問題である。波蘭はリトウアニアが其の國內にある波蘭學校の波蘭教師を虐遇したことを理由とし、客年十月ヴイルナ地方に於ける四十八のリトウアニア學校を閉鎖し二十人の教師を逮捕した。波蘭側では之を以て報復の正當なる行爲と辯解して居るが、リトウアニアは大に憤慨して、同國の內閣議長兼外務大臣なるワルデマラス氏は之を國際聯盟に訴へた。波蘭は之に對して辯解を試みた。愈々昨年十二月本問題が聯盟理事會の議に上るや、前記ワルデマラス氏も波蘭大統領ピルスーヅキー氏も共にジエネヴアに出張して、兩氏は十二月十日同地で顏を附合はすこととなつた。波蘭の求むる所は今やヴイルナに非ずして（ヴイルナの歸屬は既定事實と見て居る）リトウアニアの『戰爭狀態』宣言の取消である。新聞紙の報ずる所に依れば同日波蘭大統領はリトウアニア總理の前に立塞がつて『リトウアニアの欲する所は平和か戰爭か』と詰問した由であり、之に對し總理ワルデマラスは言下に『自分は平和を欲する』旨を答へた。茲に於て理事會は即夜『リトウアニア政府の戰爭狀態否定の宣言を聞き置く』旨の決議をなし、リトウアニアと波蘭との兩國政府をして速かに懸案に付ての直接談判を開かしむることとなつた。最近其の談判はケーニヒスブルヒで開かれた筈であるが、圓滿なる進行は仲々困難らしく見える（註三）。

（註一）聯盟發行のモンスリー・サンマリー一九二八年一月十五日三四二頁參照。

（註二）ヴイルナ問題に付ての文献は少くないが、其の聯盟との關係を記述したものとしては、聯盟の出版物は別とし、其の以外に於てはゼ・コンテムポラリー・レヴユー本年一月號一〇六頁以下參照に値する。

（註三）ル・タン一九二八年四月四日。

第八章　國際聯盟と經濟問題

（國際經濟會議）

◇

經濟問題の意義も廣狹何れにも解せられる。國際聯盟が經濟財政交通等に關する諸問題に付き既往一年間に貢献したところは決して少くない。就中（一）國際經濟會議（二）輸出入禁止及制限撤廢に關する國際會議及（三）第三回交通總會の三大會議が開催せられた。其の外に聯盟の財政委員會、經濟委員會及交通委員會に於て審議中の問題も枚擧に遑のない程である。今茲には國際經濟會議に付き少しく述べて見たい。

◇

國際經濟會議は一九二七年五月四日から二十三日までジエネヴアに於て開かれた。同年中聯盟の重要なる事業の一として特筆大書すべき所である。世界の五十箇國（國以外のものもある）から百九十四名の代表者と百五十七名の專門家とが來集した。同會議の成果たる決議否報告は商業、工業、農業に亘り極めて廣汎なるものであるが、其の全體を貫く精神は世界大戰後の各國の傾向であつた偏狹なる國家主義的政策、經濟的孤立主義から世界を援ひ出すことにある。大戰後各國の傾向は經濟的獨立の名稱の下に、內に於ては自給自足を圖り、外に對しては經濟的障壁を設くることにあつた。今回の經濟會議は此の障壁を撤回し、出來得る限り各國間の通商を自由ならしめ、平等主義殊に最惠國待遇を輸入稅のみならず輸出稅、其の他原料品供給に關する規則にも適用することの極めて必要なるを認めた。國産及國船に對する直接間接の補助金下附はダンピングと共に危險有害なることを指摘した。斯くして同會議の報告には商業の部に於て通商の自由、關稅、商業政策及條約、自國貿易及自國航路保護の間接手段の夫々に付き決議せらるゝ所があつた。商業に關する部分が報告書の大部分を占めて居る。即ち工業及農業に關する部分を合せた分量に達して居る。工業に付ては工業の合理化即ちラシヨナリゼーションが強調せられてある。合理化とは『勞力又は材料の執れに付ても其の浪費を最小限度に止むる爲案出せられたる技術及組織の方法を謂ふ』と定義してある。國際工業協定即ち所謂トラ